一般社団法人北海道中小企業家同友会　定款

第１章　総　　則

（名　　称）

第１条　この法人は、一般社団法人　北海道中小企業家同友会といいます。

（主たる事務所等）

第２条　この法人は主たる事務所を札幌市に置きます。

２．この法人は、理事会の決議により従たる事務所（以下、支部と呼びます）を設置することができます。

第２章　目的及び事業等

（目　　的）

第３条　この法人は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的に活動をすすめます。

⑴　同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靭な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）

⑵　同友会は、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）

⑶　同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と北海道経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）

（事　　業）

第４条　この法人は、前条の目的を会員の力を合せて達成して行くために、次のような事業を行います。

⑴　経験・知識・技術・経済などあらゆる分野にわたる交流を図り、“知りあい・学びあい・援けあい”を促す運動。

⑵　労使が共に学びあう立場からの各種教室の開催をはじめ、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決して行くための活動。

⑶　中小企業の労働力の確保と定着化をはかるための共同求人活動、職業紹介事業。

⑷　会員の相互の親しみと信頼を基礎に、自主的な共同・協業化をすすめる活動。

⑸　会員に情報を提供し、会の団結をはかるために必要な資料、機関誌（紙）の発行。

⑹　学識経験者、他団体などに蓄積された知恵をひろく吸収する活動。

⑺　中小企業の経営を守り、繁栄を促すために、国や地方自治体、その他に対する働きかけ。

⑻　中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟しその発展強化を図るとともに、あらゆる中小企業関係団体との協調、交流をすすめる活動。

⑼　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第３章　会員及び社員

（会員及び社員）

第５条　この法人の趣旨に賛同する中小企業家、およびそれに準ずる者は、誰でも会員になることができます。

２．この法人は、会員の中から選出された代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員とします。

３．会員は、代議員によって行使される社員（代議員）総会の議決権を除き、法人法に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様にこの法人に対して行使することができます。

（代　議　員）

第６条　代議員の定数は、支部均等割り分（一支部３名）と支部会員比例分（会員20名につき１名）の合計とします。なお、会員比例分の基準日は理事会で定めることとします。

２．代議員は会員で構成される支部の定時総会で選任します。

３．代議員の任期は、選任された日から翌事業年度の定時支部総会の終結までとし、再任を妨げません。

４．代議員は、会員の資格を喪失した場合には、その地位を失います。

５．代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができます。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とします。

（入　　会）
第７条　この法人に入会を希望する者は、会員１名以上もしくは事務局の推薦を得て入会申込書に入会金・会費をそえて申し込み、常任理事会の承認を得るものとします。

（入会金、会費）
第８条　入会金は20,000円、会費は一名につき月額7,000円とし原則として６カ月分を前納するものとします。但し、再入会の場合の入会金は5,000円とします。会費には、中小企業家同友会全国協議会分担金、機関誌・紙代が含まれます。

（会員の退会等）
第９条　会員が退会を希望する場合は、常任理事会に対し退会の申し出をし、任意に退会することができます。
２．会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、社員（代議員）総会の決議により退会していただくこともあります。
３．会員がたびたびの請求にもかかわらず、会費を１年間滞納した場合は、会員資格を喪失するものとします。
４．前３項の場合は、当月分までの会費を納入し、すでに納入した入会金・前納会費は返戻しません。

（運　　営）
第10条　この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわりなく会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切にします。

（政党との関係）
第11条　この法人は、目的を達成するためにすべての政党とわけへだてのない関係を築きます。また、この法人は、会員個人の思想信条の自由を保障し、特定の政党と特別な関係を持ちません。

第４章　機　　関

（社員（代議員）総会）
第12条　社員（代議員）総会は最高の決定機関で、①活動の総括、②活動方針の決定、③決算及び予算の承認、④定款の変更、⑤理事、監事の選任、解任、⑥解散、⑦その他法令・定款で定めた事項を決議します。
２．総会は、議決権数の３分の２以上の出席（委任状を含みます）で成立します。議決権は、社員（代議員）１名につき１個とします。議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。但し、本項に､法令に別段の定めがあるときを除きます。
３．定時総会は、毎事業年度の終了後３カ月以内に年１回開催し、理事会の決議に基づき代表理事が招集します。臨時総会は必要がある場合に開催します。総社員の議決権の10分の１以上の議決権を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

（社員（代議員）総会議事録）
第13条　社員（代議員）総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

（理　事　会）
第14条　この法人に理事会を設けます。
２．理事会は、この法人の業務執行を決定する機関で、過半数の出席で成立し、原則として３カ月に１回開催します。理事会の招集は代表理事が行います。
３．前項の外、理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたとき、および理事の３分の１以上の申出があった場合に開催します。
４．議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。
５．前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなします。

（理事会議事録）
第15条　理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成します。
２．代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印します。

（常任理事会）
第16条　常任理事会は、社員（代議員）総会、理事会の決定に従い、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決します。
２．常任理事会は、代表理事と専務理事が共に必要と認めたときに代表理事が招集し、過半数の出席で成立します。
３．議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。

（各機関に対する意見表明）

第17条　会員は誰もが、会のいかなる機関に対しても自由に意見を述べる事ができます。各機関では、提出された意見に対し誠実に検討・審議し、回答いたします。

第５章　役　員

（役　　員）

第18条　この法人に次の役員を置きます。

⑴　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行します。理事は、50名以上90名以内とし、社員（代議員）総会で選任します。理事は会員より選任しますが、必要あるときは会員外からも選任できるものとします。

⑵　代表理事は、会務の全般を統括し、内外にこの法人を代表します。代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選定します。

⑶　副代表理事は、代表理事をたすけて業務の全般を補佐し、代表理事に事故ある時はその職務を代行します。副代表理事の人数は理事会が決定し、理事会において選任します。

⑷　専務理事は、代表理事、副代表理事をたすけて会の総務を統括し、代表理事、副代表理事に事故あるときはその職務を代行します。専務理事は１名とし、理事会において選任します。

⑸　常任理事は、本会の常務を審議処理します。常任理事は30名以内とし、理事会において選任します。

⑹　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。監事は、社員（代議員）総会において会員から２名選任します。

⑺　名誉役員：理事会は、理事経験者、その他永年にわたりこの法人の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問等を委嘱することができます。

（役員の任期）

第19条　理事の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員(代議員)総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

２．監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

第６章　支部・委員会及び事務局

（支　　部）

第20条　この法人は､地域単位ごとに支部を設置します。支部の設立は理事会の決定によります。支部活動は、社員（代議員）総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規程によるものとします。

（委　員　会）

第21条　この法人の事業を推進するために、理事会は必要な委員会を設置します。委員会の設置・運営に関する取り決めは総務運営規程によるものとします。

（事　務　局）

第22条　この法人は、運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員をおきます。事務局員の任免、待遇については常任理事会が決定します。

第７章　会計及び資産

（財政・基金）

第23条　この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄附金・その他の収入で運営します。

２．この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。

３．拠出された基金はこの法人が解散するときまで返還しません。

４．社員（代議員）総会において基金の返還について決議した後の基金の返還に関する具体的事項については理事会が決定します。

（事 業 年 度）

第24条　この法人の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとします。

（剰余金の分配の禁止）

第25条　この法人は、剰余金を分配することができません。

第８章　定款の変更及び解散・残余財産の帰属

（定款の変更）

第26条　この定款の変更は、社員（代議員）総会の決議を必要とします。

（解　　散）

第27条　この法人は、社員（代議員）総会の議決その他法令で定められた事由により解散します。

（残余財産の帰属）
第28条　この法人が解散したときに残存する財産は、類似の目的を持つ一般社団法人に譲渡するものとします。

第９章　公告の方法

（公　　告）
第29条　この法人の公告は電子公告により行います。ただし、やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

第10章　附　　則

（最初の事業年度）
第30条　この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成22年３月31日までとします。

（法令の準拠）
第31条　この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとします。

（設立時社員の氏名及び住所）
第32条　この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙のとおりとします。

（実 施 期 日）
第33条　令和８年６月１日変更後の本定款第８条は、令和８年10月１日から実施するものとします。

以上、一般社団法人北海道中小企業家同友会を設立するため、別紙記載の発起人の定款作成代理人である蛭田清樹郎は、電磁的記録を以て本定款を作成し、電子署名する。
平成21年５月18日

平成22年５月21日　第42回社員総会にて一部変更
平成24年５月29日　第44回社員総会にて一部変更
平成25年５月28日　第45回社員総会にて一部変更
平成27年５月27日　第47回社員総会にて一部変更
平成28年５月25日　第48回社員総会にて一部変更
令和８年６月１日　第58回社員総会にて一部変更

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2026年度組織図

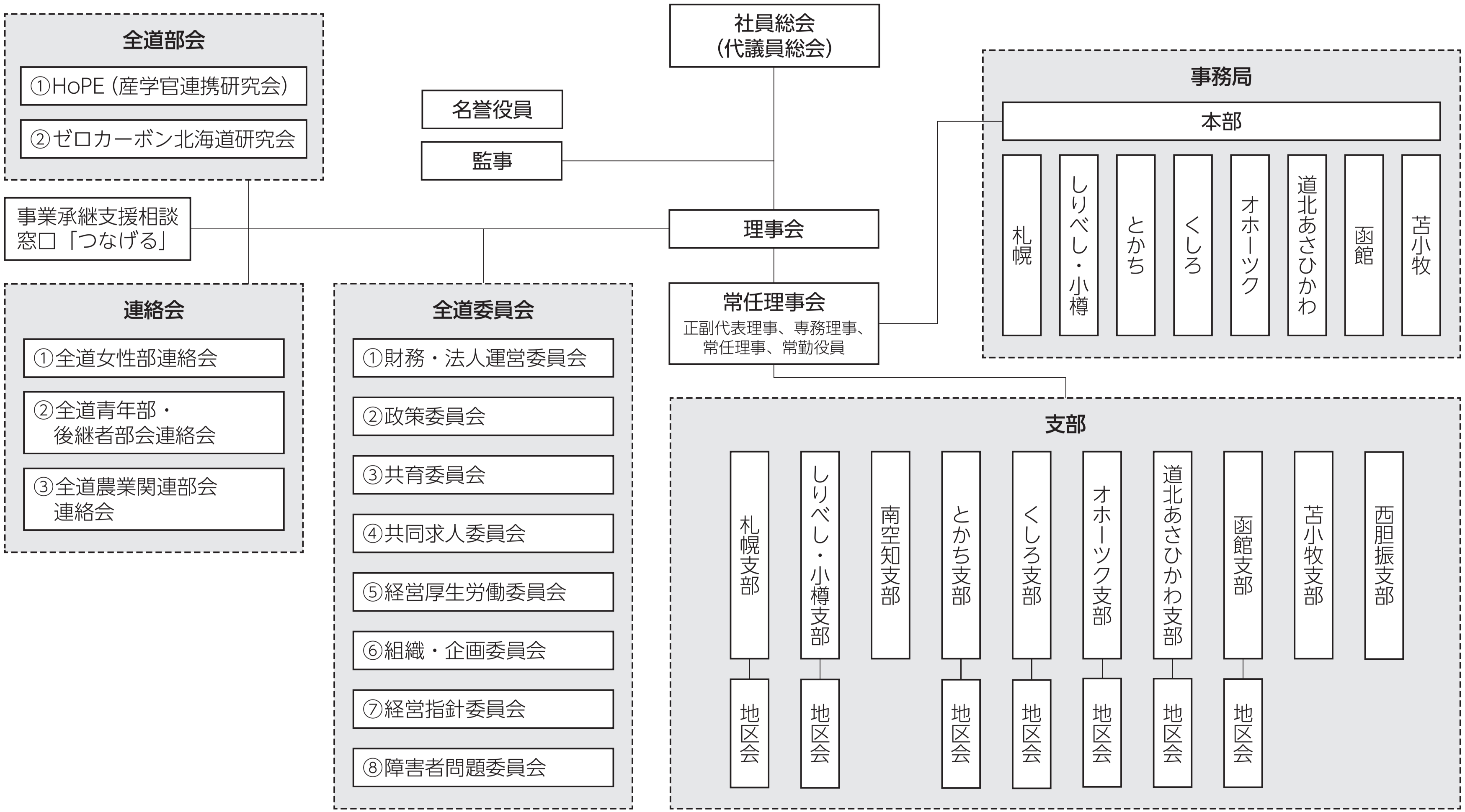

札幌支部	しりべし・小樽支部	とかち支部	くしろ支部	オホーツク支部	道北あさひかわ支部	函館支部
地区会	地区会	地区会	地区会	地区会	地区会	地区会
中央東	小樽	足寄	厚岸	斜里	宗谷	檜山
中央西	岩宇	池田	摩周	紋別	羽幌	噴火湾
中央南	山麓	清水	標茶	美幌	留萌	
中央北	北後志	新得	ルパン浜中	網走	空知中央	
東		大樹	南しれとこ		空知中央西	
西・手稲		広尾	別海		富良野	
南		本別	根室		旭川東	
北					旭川西	
白石・厚別					旭川南	
豊平・清田					旭川北	
千歳・恵庭・北広島・長沼						
江別						

※南空知支部、苫小牧支部、西胆振支部には地区会はありません

一般社団法人北海道中小企業家同友会　支部運営規程

第１条　この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会定款第20条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

第２条　この規程に定めのない事項は、理事会の決定に従ってその地域の実情に適応するかたちで具体化し運営するものとします。

第３条　支部には次の機関を置きます。

⑴　支 部 総 会

支部総会は支部の最高の決定機関で、定時総会は年１回､原則として道の社員総会の前に開催し、支部長が召集します。支部総会は会員の過半数の出席（委任状を含みます）で成立します。

臨時総会は、支部会員の３分の１以上の要請、支部幹事会が必要と認めたときに開催します。

支部総会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。

⑵　幹　事　会

幹事会は、支部の業務執行を決定する機関で、原則として３ケ月に１回開催します。幹事会は支部長が召集し、正・副支部長と幹事で構成します。幹事会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立します。

幹事会の議決は全員一致をめざして討議を深め、出席者の３分の２以上の賛成によるものとします。

第４条　支部には次の役員を置きます。

⑴　幹　　　事

若干名とし、支部総会で選出します。

⑵　支　部　長

支部会務を統括し、内外に支部を代表します。支部長は、幹事の互選とします。

⑶　副 支 部 長

支部長をたすけて会務を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行します。副支部長は若干名とし、幹事の互選とします。

⑷　幹　事　長

支部の内務活動を統括し、支部長又は副支部長に事故あるときは支部長の職務を代行します。幹事長は幹事の互選とします。

⑸　会 計 監 査

２名を支部総会で選出します。

⑹　名 誉 役 員

幹事会は永年にわたり支部の発展に貢献した会員にたいして、相談役・顧問を委嘱することができます。

なお、役員の任期は１年とし、再選は妨げません。

第５条　支部の財政は、入会金・会費の中から理事会によって定められた支部還元金及び寄付金、その他の収入でまかないます。予算及び決算は総会の承認を得るものとします。

ただし、独自の財政を持って活動するにいたらない支部は、理事会の決定により隣接する支部と共同で財政を持つことができます。

第６条　支部には、実情に応じて地区会を置くことができます。地区会の運営は、支部幹事会で選ばれた地区幹事を中心に行います。

第７条　この規程の改定は理事会が行います。

〈付　　　則〉

第８条　この規程は、1983年４月22日より実施します。

（1986年３月17日第12回理事会において一部改正）
（1987年３月24日第８回理事会において一部改正）
（1988年２月23日第５回理事会において一部改正）
（2010年３月18日第５回理事会において一部改正）
（2010年６月17日第２回理事会において一部改正）

一般社団法人北海道中小企業家同友会　総務運営規程

第１章　総　　則

第１条　この規程は、定款の精神に基づいて、会を自主的、民主的に運営するための基準を定めたものです。

第２条　この規程に定めていない事項は、理事会の決定に従います。

第２章　会員資格と入会審査

第３条　定款第５条が定める「中小企業家」とは、原則として「中小企業」の代表者、役員を指します。「中小企業」の範囲及び解釈については入会希望者が判断し、中小企業基本法の規定や、法人であるか否か、企業の規模、株式公開の有無、大企業との資本関係にこだわるものではありません。

第４条　定款第５条が定める「それに準ずる者」には、拠点の長を含みます。

第５条　次の場合は入会資格を有しません。

①地方公共団体等の行政機関
②銀行・信用金庫・信用組合の金融機関
③宗教団体
④信用調査会社
⑤保険会社（保険会社の社員の籍を持たない代理業の方は資格を有します）
⑥反社会的企業と認められる場合
⑦支店・営業所・工場・出張所など、何らかの拠点を道内に置いていない場合

第６条　入会審査に関しては、第５条に抵触する恐れがある場合は、推薦者及び該当支部の意見を聞いた上で常任理事会に上程するか否かを組織企画委員長、専務理事、事務局長で事前審議を行います。それ以外の場合は、入会申込書が届いた直後の常任理事会に遅滞なく上程するものとします。

第３章　理事会の権限と運営

第７条　理事会は、一般社団及び一般財団法人に関する法律に基づき、以下の権限を持ち、またこの権限を理事に委任することはできません。

一　重要な財産の処分及び譲り受け
二　多額の借財
三　重要な使用人の選任及び解任
四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
五　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

第８条　総会で新しく選任された理事は、総会後ただちに第１回理事会を開催し、代表理事、専務理事、中同協幹事候補を互選します。第１回理事会は事務局長が司会するものとします。

第９条　第２回理事会は、総会開催日より少なくとも30日以内に開催し下記に定める各種委員会、支部担当等の分担を決めます。

⑴　委　員　会
①財務・法人運営委員会　②政策委員会　③共育委員会　④共同求人委員会　⑤経営厚生労働委員会　⑥産学官連携委員会　⑦障害者問題委員会　⑧組織・企画委員会　⑨経営指針委員会　⑩環境問題委員会　⑪広報・情報委員会

⑵　特別委員会
上記の委員会のほか、理事会は一定の期間を定めて特別委員会を設置することができます。

⑶　支　　部
①札幌支部　②くしろ支部　③とかち支部　④道北あさひかわ支部　⑤函館支部　⑥しりべし・小樽支部　⑦南空知支部　⑧苫小牧支部　⑨西胆振支部　⑩オホーツク支部

第10条　前条⑴の各委員会の正副委員長は、分担が決まった後理事会で選任します。

第11条　任期中に、やむを得ない事情で理事が辞任を申し出た場合は理事会の承認を得たのち、ニュース、機関紙などで全会員に報告するものとします。

第12条　理事会は、定款の定めに基づいて原則として３ヵ月に１回開催し、会の運営、組織全般について全理事がよく掌握し、会員の要望に応えて積極的に活動するようにつとめます。欠席した理事には、文書その他の方法で討議の内容、決定を知らせるようにします。

第13条　各理事は、常に会員の要望に耳を傾け、例会その他の催し可能な限り出席して会員と接触し、会の新鮮な活動を保障するようにつとめます。

第14条　理事会の議長はもちまわりとして、理事会において次回理事会の開催日と共に決定します。

第４章　表彰と制裁

第15条　会員が著しく会の名誉と発展のために貢献した場合、理事会の決定により表彰します。その方法

については、その都度理事会が決めます。

第５章　謝礼、旅費、宿泊費

第16条　会員が例会、研究会、その他で発表をつとめる場合は、“共に学びあい、援けあう”精神にてらして、原則として謝礼は支払わないものとします。ただし、弁護士、税理士、コンサルタントなどの専門職の立場から発表を依頼した場合は、専務理事、事務局長が協議の上薄謝を呈することがあります。

第17条　理事または会員が同友会活動として公的に出張する場合には、旅費、食費、宿泊代の実費を支給します。ただし、会社の所用と兼ねた場合には、その割合に応じて妥当な額とします。

第６章　慶弔、見舞金等

第18条　会員の身辺に慶弔事があった場合、ならびに会員が病気や災害にあったときなどには、代表理事、専務理事、事務局長が必要と認めた場合、20,000円の範囲内において慶弔、見舞の意を表することとします。

　なお、事情によってとくに増額を要すると思われる場合は、上記３者が協議して処理し、次回に開催される理事会に報告するものとします。

第７章　常勤役員の待遇

第19条　役員は原則無報酬とします。ただし、常勤する役員には報酬を支給することができます。支給額については、総額を総会で決議し、個別の報酬額は常任理事会が決定します。

第20条　常勤役員の勤務、服務については、常勤役員規程によるものとします。

第21条　常勤役員が同友会の役員として得た講演料、原稿料などは、同友会の収入とします。

第22条　常勤役員の退職金は、常任理事会の発議によって理事会が決定します。

第23条　常勤役員が他の公職に就任する場合は、理事会の承認を得るものとします。ただし、緊急を要し、理事会開催までに許諾の回答が必要な場合は、代表理事、組織企画委員長の承認を得、次回の理事会において事後承諾を得るものとします。理事会において否認された場合は、公職を辞任するものとします。

第８章　会 計 処 理

第24条　会計処理は別に定める「会計処理規程」によるものとします。

第９章　役員候補の推薦、選考

第25条　常任理事会は役員選考委員会を設置し、委員を指名します。

第26条　会員は誰もが自由に立候補し、また予め本人の承諾をうけて誰もが推薦できるものとし、少なくとも総会の50日前までに、所属する支部の幹事会に立候補、推薦の届出ができるよう全会員に公告します。

第27条　理事会は次期役員候補につき、支部ごとの推薦人数と、常任理事会による推薦人数を決めます。

第28条　支部幹事会は、立候補及び会員推薦の候補者を含めて、理事会で決定した人数を上限として役員選考委員会に推薦するものとします。

第29条　常任理事会は、法人運営に必要な本部役員を次期理事候補、監事候補として役員選考委員会に推薦します。

第30条　役員選考委員会は次期役員候補を選考し、理事会に提案するものとします。

第31条　役員選考委員長は、理事会を代表して次期役員を総会に提案します。

第32条　役員選考の基準は次の通りとします。

⑴　同友会の理念をよく理解し、人格、識見共にすぐれ、社会的信望が厚い人。

⑵　業種、年齢、性別、業容、地域なども十分に配慮し、各業界地域の要望や状況が反映され、会内に常に新風が吹きこまれるような構成にします。

⑶　現役員の再任にあたっては、理事会をはじめ各種企画への出席状況、大局的な立場から見ての貢献可能条件などを考慮に入れます。

⑷　新旧の交代を心掛けると共に、運動の連続性、理事会の果すべき役割の大きさなどを勘案して、無責任な輪番制、総入れ替えなどは行わないものとします。

第10章　付　　則

第33条　この規程は、1978年３月１日より発効します。

第34条　この規程の改廃は理事会が行います。

（1978年10月26日開催の理事会において、第14条を改正、即日発効しました。）

（1986年４月17日開催の理事会において、第４条、第７条を改正、即日発効しました。）

（1990年３月23日開催の理事会において、第４条⑴を改正、即日発効しました。）

（1991年２月20日開催の理事会において、第38条を改正、即日発効しました。）

（1993年３月23日開催の理事会において、第４条

⑴、第27条・28条を改正、即日発効しました。）
（1998年３月24日開催の理事会において、第４条、第５条を改正、即日発効しました。）
（2001年12月11日開催の理事会において、第４条、第12条、第15条、第18条、第19条、第22 条、第25条、第27条以下、30条までを改正、即日発効しました。）
（2002年７月３日開催の理事会において、第４条⑵を改正、即日発効しました。）
（2010年３月18日開催の理事会において、第１条、第２条、第３条、第５条、第８条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第27条、第28条、第29条、第30条を改正。第21条以下第26条、第32条以下第39条を削除、即日発効しました。）
（2010年６月17日開催の理事会において、第24 条を改正、即日発効しました。）
（2011年５月11日開催の理事会において、第５条⑶を改正、即日発効しました。）
（2013年３月22日開催の理事会において、第２章全部と第27条を追加。第９条、第28条、第29条を改正、即日発効しました。）
（2013年５月17日開催の理事会において、第９条を改正、即日発効しました。）
（2016年６月13日開催の理事会において、第９条、第19条を改正、即日発効しました。）
（2017年５月23日開催の理事会において、第９条⑴、第20条を改正、即日発効しました。）

一般社団法人北海道中小企業家同友会　会計処理規程

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　この規程は、一般社団法人　北海道中小企業家同友会（以下、当会という）の定款、総務運営規程、支部運営規程に基づき、当会における会計処理に関する基本を定めたものです。当会の正味財産増減の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、活動の効率的な運営を図ることを目的とします。

（適　　用）

第2条　会計処理は、定款、総務運営規程、支部運営規程及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理されなければならないものとします。

（財務・法人運営委員会）

第3条　理事会は財務・法人運営委員会を設置します。

2　財務・法人運営委員会は代表理事の委任を受けて当会の会計を管理します。

3　財務・法人運営委員会は、少なくとも3カ月に一度、財務内容を理事会に報告し承認を得るものとします。

（会計責任者）

第4条　当会の会計責任者は専務理事とします。

2　支部会計の会計責任者は支部事務局長とします。

（会 計 年 度）

第5条　当会の会計年度は、定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月末日までとします。

（会 計 区 分）

第6条　会計区分は、次のとおりとします。

⑴　公益目的事業会計

⑵　共益事業等会計

⑶　収益事業等会計

⑷　法人会計

2　前項の⑴⑵⑶⑷の事業については、内容に応じて更に区分するものとします。

3　内部取引がある場合には、別途把握し、内部取引消去を行うものとします。

（会 計 単 位）

第7条　当会は、本部会計と支部会計を会計単位とし、結合して法人の会計とします。

（帳簿書類の保存期間）

第8条　経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとします。

⑴　財務諸表及び付属明細書並びに財産目録、収支予算書　永久

⑵　会計帳簿及び会計伝票　10年

⑶　証ひょう書類　10年

⑷　その他の書類　7年

2　前項の保存期間は、決算に関する理事会終結の日から起算するものとします。

3　帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行うものとします。

第2章　勘定科目及び会計帳簿

（勘定科目の設定）

第9条　各会計区分においては、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設けます。

2　各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、財務・法人運営委員会で定めるものとします。

（勘定処理の原則）

第10条　勘定処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければなりません。

⑴　すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければなりません。

⑵　収入科目と支出の科目とは直接相殺してはなりません。

⑶　その他、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行います。

（会 計 帳 簿）

第11条　会計帳簿は次のとおりとします。

⑴　主要簿

ア　仕訳帳

イ　総勘定元帳

⑵　補助簿・証憑

⑴　現金勘定帳

⑵　銀行勘定帳

⑶　固定資産台帳
⑷　特定資産台帳
⑸　月毎領収書綴
⑹　什器備品台帳
⑺　車輌台帳
⑻　諸契約書綴
⑼　債券発行、入会金納入記録帳
⑽　会員別会費、入会金納入記録帳
⑾　切手、収入印紙購入、使用明細帳
⑿　その他収支、財産を掌握するために必要な帳票類

（帳簿の更新）
第12条　帳簿は、原則として会計年度ごとに更新します。

第3章　予　　算

（予算の目的）
第13条　予算は、各会計年度の活動方針に基づく事業計画を推進するために、明確な計数をもって表示し、かつ、予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

（事業計画書及び予算書の作成）
第14条　事業計画書及び収支予算書は、会計区分及び会計単位ごとに毎会計年度開始前に財務・法人運営委員会が作成し、理事会の承認を得るものとします。
2　前項の規定にかかわらず、総会開催前の年度当初の収入支出については、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて業務を執行することができるものとします。

（予算の執行者）
第15条　予算の執行者は代表理事とし、その執行に当たっては、代表理事の委任を受けて会計責任者が行うものとします。

（予算の流用）
第16条　予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用を行う必要が生じた場合、予め代表理事の委任を受けた財務・法人運営委員長の承認を得るものとします。

（予備費の計上）
第17条　予測しがたい支出、予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができるものとします。

（予備費の使用）
第18条　予備費を支出する必要がある時は、代表理事の承認を得て行い、次の理事会に報告し、その承認を得なければなりません。

（予算の補正）
第19条　やむを得ない理由により、予算の補正を必要とするときは、財務・法人運営委員長は補正予算を編成します。補正予算は理事会の承認を得て、会員総会に提案し承認されなければなりません。実績額が当初予算の増減20％を超えるときは、補正予算を組まなければなりません。

第4章　金　　銭

（金銭の範囲）
第20条　この規程において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいいます。
2　現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書をいいます。
3　満期日が3カ月以内の定期預金・定期積金は金銭に含めるものとします。

（出納責任者）
第21条　金銭の出納、保管については、その責に任じるため出納責任者を置かなければなりません。
2　出納責任者は、会計責任者が任命します。

（出納用印鑑）
第22条　銀行取引用の印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとします。

（金銭の出納）
第23条　金銭の出納は、会計責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行われなければなりません。

（金銭の保管）
第24条　収納した金銭は、小口現金を除き金融機関に預け入れなければなりません。

（残高の照合）
第25条　出納責任者は、現金については、現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければなりません。
2　預貯金については、毎月1回、預貯金の残高を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、差額がある場合は預貯金残高調整表を作成して経理責任者に報告しなければなりません。

（収支月計表の作成）

第26条 出納責任者は、毎月10日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、会計責任者に提出しなければなりません。

（資金の調達）

第27条 当会の事業運営に要する資金は、会費収入、入会金収入、寄附金収入、事業収入、その他の収入によって調達するものとします。

（金融機関との取引）

第28条 金融機関との預金取引などを開始、又は廃止する場合は、代表理事の承認を得て会計責任者が行います。

2 金融機関との取引は、代表理事の名をもって行います。

3 支部では支部長名をもって行います。

第５章 固定資産

（固定資産の範囲）

第29条 この規程において、固定資産とは次の各号をいいます。

基本財産	土地 投資有価証券	定款において基本財産と定められた資産 満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの
特定資産	退職給付引当資産 〇〇積立資産	特定の目的のために使途等に制約を課した資産 退職給付を支払うための特定預金等 特定目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む）
その他 固定資産	建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 借地権 電話加入権 敷金 保証金 投資有価証券	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）

2 その他の固定資産に掲記した有形固定資産は、耐用年数が１年以上で、かつ、取得価額が100,000円以上の使用目的の資産をいいます。

（固定資産の取得価額）

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとします。

⑴ 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入時価にその付帯費用を加えた額

⑵ 寄与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

（固定資産の売却）

第31条 固定資産を売却するときは、売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事会の決裁を受けなければなりません。

（減 価 償 却）

第32条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行います。

（現物の照合）

第33条 固定資産は、常に良好な状態において管理し、各会計年度１回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければなりません。

第６章 有 価 証 券

第34条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、事前に理事会の決議を得るものとします。

第35条 有価証券・投資有価証券を資金の運用のために取得するときは、安全かつ確実なものに限定し、投機的運用は行わないものとします。

第36条 有価証券・投資有価証券は次の３つに区分します。

⑴ 満期保有目的のもの：原則として取得価格によって計上し、時価評価は行なわないものとします。但し、時価が著しく下落した場合はこの限りではありません。

⑵ 一時的保有目的のもの：資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とします。

⑶ その他：ⅰ）株式 ⅱ）債券について「金融商品会計に関する実務指針」によって処理します。

第７章 物 品

（物品の範囲）

第37条 この規程において、物品とは次の各号のものをいいます。

⑴ 消耗品

⑵ 耐用年数１年以上のもので、取得価額が100,000円未満のもの

（物品の購入）

第38条　物品の購入は、収支予算に基づいて、会計責任者の決裁を得て行います。

（物品の管理）

第39条　管理責任者は、経費を支出したもののうち物品として管理するものは、固定資産に準じて物品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければなりません。

（物品の照合）

第40条　物品については、各会計年度において１回以上物品台帳と現物の照合をなし､消耗品については､各会計年度末において実地棚卸を行わなければなりません。

第８章　決　　算

（決算の目的）

第41条　決算は、１会計期間の会計記録を整理し、その収支の結果を予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び１会計期間末の財政状態を明らかにすることを目的とします。

（決算の種類）

第42条　決算は、月次決算と中間決算、年度決算に区分して行います。

（月 次 決 算）

第43条　会計責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成するものとします。

⑴　正味財産増減計算書

⑵　貸借対照表

（計算書類の作成）

第44条　会計責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる計算書類を作成し、代表理事に報告しなければなりません。

⑴　計算書類

①　貸借対照表

②　正味財産増減計算書（損益計算書）

⑵　事業報告

⑶　計算書類の附属明細書

①　重要な固定資産の明細

②　引当金の明細

⑷　事業報告の附属明細書

⑸　財産目録

（計算書類の確定）

第45条　会計責任者は、財務・法人運営委員長立会いの下で前条の計算書類について、監事の監査を受けなければなりません。

第46条　財務・法人運営委員長は、監事の意見書を添えて理事会へ提出し、その承認を受けて決算を確定します。

第47条　この規程に定めのない会計に関する事項は、2008年４月11日内閣府公益認定等委員会の発出による「公益法人会計基準について」（新・新公益法人会計基準）及び「『公益法人会計基準』の運用指針」を参考とし、参酌するものとします。なお、2004年10月14日「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ」による「公益法人会計基準の改正等について」（新公益法人会計基準）をもあわせて参考とします。

（会計処理規程の改廃）

第48条　この規程の改廃は、理事会が行います。

〈附　　　則〉

本規程は、2010年４月１日から施行します。

（2010年６月17日第２回理事会において一部改正）

（2016年６月13日第２回理事会において一部改正）

一般社団法人北海道中小企業家同友会
役員等旅費規程

（目　　　的）

第１条　この規程は、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

（役　　　員）

第２条　本規則でいう役員とは、理事、監事、全道委員会委員である。

（旅費の支給の範囲）

第３条　役員が、理事会および委員会等用務により旅行した場合には、旅費を支給することができる。ただし、総会と同一日程で開催する理事会では原則として旅費は支給しない。

２　理事会および委員会等の開催地に、役員が常勤する会社がある場合には旅費を支給しない。

３　役員以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給することができる。

（旅費の計算）

第４条　旅費の支給額は、以下の区分に従う。

２　道内の旅行は鉄道利用を原則とし、役員が常勤する会社の最寄駅から用務先の最寄駅までの区間の旅客運賃及び特別急行料金とする。鉄道がない場合はバス等の公共交通機関とする。

３　割引料金がある場合には、割引料金を優先する。但し、グリーン車など割り増し的なサービスに対する料金は支払いの対象としない。

４　役員の申し出により自動車を利用する場合は、第２項により計算された金額とする。

５　役員の申し出により航空機を利用する場合は、航空旅費の請求又は領収証を事務局に提出し、その金額とする。10日以内に提出がない場合は第２項により計算された金額とする。

６　宿泊費は午後６時以降まで会合等がある場合、JR、航空機等の最終便に乗ることができない等の合理的な理由がある場合に認めるものとし、宿泊費の請求又は領収証を事務局に提出し、その金額とする。

７　パック旅行（交通と宿泊をセットで手配した旅行）を利用する場合の交通費及び宿泊費は、パック旅行に係る経費を支給する。理事会および委員会等以外の用務で宿泊する場合は一泊につき5,000円を差し引く。

（旅費等の請求）

第５条　旅費等の請求は、航空機利用、宿泊費発生の場合のみ請求又は領収証を事務局へ提出する。また、支払いは原則として振り込みとする。

（委　　　任）

第６条　この規程に定めない事項については、専務理事と事務局長が協議の上、議決する。

〈附　　　則〉

この規程は、2016年９月６日から施行する。

この規程の改定は理事会が行う。

一般社団法人北海道中小企業家同友会
特定資産管理運営規程

（目　　　的）
第１条　この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下、当会という）の会計処理規定に基づき、当会の特定資産の管理運営について必要事項を定めることにより、この法人の適正かつ効率的な法人運営を図ることを目的とします。

（種　　　類）
第２条　本規定に定める特定資産に、以下の８種類をおきます。
⑴　教育振興引当特定資産
⑵　退職給付引当特定資産
⑶　役員退職慰労金引当特定資産
⑷　災害積立特定資産
⑸　支部財政支援特定資産
⑹　固定資産取得引当特定資産
⑺　事務所移転費用引当特定資産
⑻　周年事業引当特定資産

（構 成 財 産）
第３条　本規定に定める特定資産は、円建て預貯金、株式によって構成され、流動資産とは独立して管理します。
２．前条の退職給付引当特定資産と役員退職慰労金引当特定資産は、固定負債で計上された金額と同額とする。他の特定資産は一般正味財産を財源とする。

（積立方法と上限額）
第４条　特定資産として積み立てをする際は、別に定める特定資産取扱要領にて定めます。
⑴　積立方法は、支部手持ち資金（期首会員数に5,000円を乗じた金額）と部会残高が確保された上で、特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定めます。
⑵　特定資産の限度額は、この特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定めます。

（取 り 崩 し）
第５条　特定資産の取り崩しは、別に定める特定資産取扱要領にて特定資産ごとに定め、理事会での決議により行うものとします。

（利息の処理）
第６条　特定資産により生ずる利息は、特定資産に受け入れないものとします。

（改　　　廃）
第７条　この規程の改廃は、理事会が行います。

〈附　　　則〉
この規程は、2019年４月１日から施行します。

特定資産取扱要領

名称	(1) 教育振興引当特定資産	(2) 退職給付引当特定資産	(3)役員退職慰労金 引当特定資産	(4) 災害積立特定資産	(5) 支部財政支援特定資産	(6)固定資産取得 引当特定資産	(7)事務所移転費用 引当特定資産	(8) 周年事業引当特定資産
目的	学習活動や社員教育の諸活動の推進を目的とし、以下の事業の支援を行う。 (1)同友会の全国行事参加者への参加費の補助 (2)同友会の全道経営者“共育”研究集会の支援 (3)同友会の各種社員共育活動の環境整備、教育機器の充実 (4)同友会の「教育講演会」など社会教育活動の支援 (5)そのほか前条の目的達成に必要な事業 (6)事務局員の研修	事務局員の退職給付に備えるため、事務局員就業規則に基づき、期末退職要支給額に相当する金額を確保することを目的とする。	役員の退職慰労金給付に備えるため、常勤役員規程に基づき、期末退職要支給額に相当する金額を確保することを目的とする。	災害などによる法人の財政悪化に備え、法人の運営費用を確保することを目的とする。	会員数の大幅な減少など財政が著しく悪化した支部の支援費用を確保することを目的とする。	事務所や車両等の有形固定資産及び、地上権、ソフトウエアなどの無形固定資産の購入整備のための費用を確保することを目的とする。	事務所移転にともなう費用を確保することを目的とする。	周年事業の開始及び事業実施のための費用を確保することを目的とする。
積立方法	一般正味財産から繰り入れる。	毎期本部会計で必要額を繰り入れる。	毎期本部会計で必要額を繰り入れる。	毎期本部会計と支部会計の正味財産増加額のうち三分の一を繰り入れる。	毎期各支部正味財産増加額の三分の一を繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。	一般正味財産から繰り入れる。
積立上限額	1,000万円	期末退職要支給額と同額	期末退職要支給額と同額	5,000万円	1,000万円	1億4,600万円 （本部5,000万円＋1,200万円×8事務所）	2,700万円 （本部300万円＋300万円×8事務所）	5,500万円 （500万円×10支部＋本部）
目的取崩の要件	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	事務局員の退職手続き完了後に会計責任者の承認を得て、その必要額を取り崩すことができる。	役員の退任手続き完了後に会計責任者の承認を得て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。	理事会の決議を経て、その必要額を取り崩すことができる。
目的外取崩の要件	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。	原則として目的外取崩しは認めない。
構成財産	道内金融機関優先株及び普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。	道内金融機関の定期預金、普通預金として保全する。
会計区分	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計	本部会計及び支部会計	本部会計及び支部会計	本部会計及び支部会計

一般社団法人北海道中小企業家同友会　受託事業規程

（趣　　旨）

第１条　一般社団法人北海道中小企業家同友会(以下「北海道同友会」という）が、北海道同友会以外の機関等から委託を受けて法人の業務として行う諸活動（以下「受託事業」という）に関する取扱いについては、この規程の定めるところによります。

（事業の申込み）

第２条　受託事業を実施しようとする場合、事業代表者（支部長・委員長・部会長等）は、あらかじめ委託者が作成した所定の様式による受託事業申込書を代表理事に提出しなければなりません。

（応募等の決定）

第３条　次の各号に掲げる事項についての決定は、常任理事会が行います。

⑴　受託事業への応募

⑵　受託事業の中止又は事業内容の重要な変更

２　前項第１号に規定する事項を決定するに当たっては、理事会が設置する「受託事業事前審査委員会」の審議が必要です。

３　受託事業事前審査委員会は副代表理事、専務理事、事務局長、副事務局長で構成し、第４条（応募の基準）に基づいて事前審査を行います。

４　受託事業への応募に際し、常任理事会の審議が間に合わない場合、受託事業事前審査委員会と代表理事の判断があれば､応募することができます。その場合、直後の常任理事会で承認を得るものとします。

（応募の基準）

第４条　受託事業に応募する場合は、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認するものとします。

⑴　受託事業が北海道同友会の理念に合致し定款第４条（事業）の各号に定める業務に該当すること。

⑵　受託事業を実施することが北海道同友会の活動にとって合理的かつ効果的であること。

⑶　受託事業を実施することにより北海道同友会の他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

（受託事業に要する経費）

第５条　受託事業に応募する場合は、受託事業遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、水光熱費、事業支援者人件費等の直接的な経費（以下「直接経費」という）及び、当該受託事業遂行に関連し直接経費以外に必要となる間接経費等を勘案して応募します。

（契約等の遵守）

第６条　北海道同友会の受託事業担当者及びその他受託事業の実施に携わる者は、当該受託事業に係る受託事業契約その他の契約及び北海道同友会の関係規程等を遵守しなければなりません。

（事業の中止又は変更等の申込み）

第７条　事業代表者は、天災その他事業遂行上やむを得ないと認める理由により、受託事業を中止し、又は事業期間、事業経費若しくは重要な事業内容を変更する必要が生じたときは、受託事業変更申込書を常任理事会に提出しなければなりません。

（事業の進捗、及び終了の報告）

第８条　事業代表者は、当該受託事業の中間報告、及び終了報告を常任理事会に届けなければなりません。

（個人情報の取扱い）

第９条　北海道同友会及び委託者は、受託事業において開示された個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱います。

（秘密の保持）

第10条　事業担当者及び委託者は、受託事業契約に基づき入手する自己以外の受託事業当事者の業務上の秘密情報及び受託事業による事業成果を、代表理事の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはなりません。

（事業成果の公表）

第11条　受託事業による事業成果は、必要に応じて公表することができるものとし、その公表の時期及び方法については、秘密保持の義務を遵守するとともに、委託者と協議の上定めます。

（契約の解約）

第12条　北海道同友会は、委託者が事業経費を所定の納入期限までに振り込まないときは、受託事業契約を解約できます。

２　北海道同友会又は委託者は、相手方が受託事業契約について重大な違反をしたときは、契約を解約することができます。

〈附　　則〉

この規程の改廃は理事会が行います。

この規程は、2019年５月20日から施行します。

一般社団法人北海道中小企業家同友会　契約事務取扱規程

（目　　的）

第１条　この規程は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下「当法人」という）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（競争参加者の資格）

第２条　競争に加わろうとする者は、原則として当法人の会員とする。ただし取り扱いをしている会員が少ない場合などはその限りではない。

（一般競争入札の公告）

第３条　一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に当法人のホームページその他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては､その期間を５日までに短縮することができる。

（一般競争入札について公告する事項）

第４条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　競争入札に付する事項
⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
⑶　競争執行の場所及び日時
⑷　その他必要と認める事項

（入札の執行）

第５条　競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という）より提出させなければならない。

⑴　調達件名
⑵　入札金額
⑶　競争参加者の名称又は商号及び代表者の氏名及び押印
⑷　代理人が入札する場合は、競争参加者の名称又は商号及び代表者の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（再 度 入 札）

第６条　開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

（落札者の決定）

第７条　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。ただし同価の入札をした者のうち１名だけが当法人会員の場合は、その者を落札者とする。

（随意契約によることができる場合）

第８条　予定価格が百万円未満の場合は、随意契約を行うことができる。ただし予定価格が百万円を超える場合でも、次に掲げる場合は随意契約を行うことができる。

⑴　契約の性質又は目的が競争を許さないとき
⑵　緊急の必要により競争に付することができないとき
⑶　価格以上に提案企画内容が重視されるとき

（契約書の記載事項）

第９条　契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない 事項については、この限りでない。

⑴　契約履行の場所
⑵　契約代金の支払又は受領の時期及び方法
⑶　監督及び検査
⑷　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑸　危険負担
⑹　瑕疵担保責任
⑺　契約に関する紛争の解決方法
⑻　その他必要な事項

（代価の支払）

第10条　代価の支払方法及び時期については、別に定めるところによる。

２　契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

３　契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に　対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

（改　　廃）

第11条　この規程の改廃は、理事会が行う。

【付　　則】

この規程は、2020年４月１日から実施します。

調達（物品購入・役務契約）に関するルールについて

2016年11月28日
一般社団法人北海道中小企業家同友会
第４回理事会

北海道同友会が購入する物品、発注する役務は、年間約２億円にのぼる。公正で明確なルールを策定することにより、法人運営の透明性を強化したい。
具体的には、物品購入・有形固定資産購入・役務の提供契約に関する調達ルールについて定める。

> a) 物品～消耗品、もしくは耐用年数１年以上のもので取得価額10万円未満のもの（会計処理規定）
> b) 有形固定資産～土地、建物、建築物、車両運搬具、什器備品等の耐用年数１年以上で取得価額10万円以上の資産（会計処理規定）。他に無形固定資産としてソフトウエアがある。
> c) 役務～作業請負、製作請負、保険、電話料、健康診断、会場、その他サービスの提供、賃貸借等。

１）調達の原則

１．調達情報を公開することにより、会員が同友会へ提案する機会や、受注する機会を確保する。
２．公正な調達プロセスにより透明性を確保し、情報公開に耐えうる判断・執行を保障する。
３．「会員間取引３つの申し合わせ」を生かし、原則として会員企業からの調達を優先すると共に、調達予定金額に応じた契約方法を定める。

> d) 会員間取引３つの申し合わせ
> ①同じものを買うなら会員企業から。会員にはなるべく安くて良いものを提供する。
> ②率直に希望を出し合い、仕方なくお義理で取引きするのはやめ、お互いに利益は保障する。
> ③取引を通じて、会員同士の友情と信頼が一層深まるよう努力する。

２）調達予定金額別 契約方法

１．10万円未満の調達～収支予算に基づいて購入担当者が起案し、会計責任者（専務理事、支部会計では支部事務局長）の決済を得て随意契約により発注する。原則として調達先は会員企業とし、調達条件に適合する会員企業がない場合は、取引実績、価格、保守体制などを勘案して選定する。
２．10万円以上100万円未満の調達～上記同様。ただし発注先選定理由を明示した稟議書を作成し、会計責任者の決済を受けることを必要とする。
３．100万円以上の調達～原則として一般競争入札により調達する。ただし、次の場合は常任理事会（支部にあっては支部幹事会）の承認を得て、随意契約による調達も可とする。
　ア）契約の性質又は目的が競争を許さないとき
　イ）緊急の必要により競争に付することができないとき
　ウ）価格以上に提案企画内容が重視されるとき

> e) 調達予定金額：有形固定資産～１回の発注額、役務提供～年間購入額。ただし総会等の会場は１回の発注額、ソフトウェア～１回の発注額、リース契約～契約期間の支払総額とする。

〈表１〉

<table>
<tr><th></th><th>調達予定金額</th><th>物品</th><th>役務</th><th>固定資産</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">随意契約</td><td>10万円未満</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>原則として会員企業から調達する。調達条件に適合する会員企業がない場合は、取引実績、価格、保守体制などを勘案して選定する。</td></tr>
<tr><td>10万円～100万円未満</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>上記と同様。ただし、発注先選定理由を明示した稟議書を作成し、会計責任者の決済を受ける。</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td rowspan="3">100万円以上</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="3">＊調達予定金額100万円以上とは、
・有形固定資産～１回の発注額
・役務提供～年間の購入額。ただし総会等の会場は１回の発注額
・ソフトウェア～１回の発注額
・リース契約～契約期間の支払総額</td></tr>
<tr><td>随意契約（プロポーザル方式）</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>一般競争入札</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

他団体からの共催・協賛・後援等の申し入れに関する内規

一般社団法人北海道中小企業家同友会

（目　　的）

第１条　この内規は、一般社団法人北海道中小企業家同友会（以下同友会と言う）に他団体や会員などから各種行事について共催の依頼、協賛・後援名義使用の依頼があった場合の対応について定めるものです。

（定　　義）

第２条　共催・協賛・後援等の定義を次のように定めます。

⑴　共催は、同友会が当該事業の企画・運営に深く関与する場合とします。

⑵　協賛および後援は、依頼行事へ同友会の関与が、会員への広報などの協力にとどまる場合とします。協賛か後援かは申請者の定義に従うものとします。

（支 援 内 容）

第３条　協賛・後援の名義使用を許諾した場合、原則として金銭的・人的支援は行わないものとします。共催を許諾する場合は、あらかじめ費用負担や人的負担について明確にした上で常任理事会（支部にあっては幹事会）で審議し、決定することとします。

（決 定 体 制）

第４条　同友会に依頼のあった共催依頼、協賛・後援名義使用依頼を許諾するかどうかについては、専務理事と事務局長（支部にあっては幹事長と事務局長）が第５ 条の認定基準に基づいて事前審査を行い、結果を常任理事会（支部にあっては幹事会）に報告し、承認を得るものとします。

（認 定 基 準）

第５条　次の項目のいずれかに該当すること。

⑴　同友会の理念と活動に整合していること。

⑵　同友会の活動に貢献すること。

⑶　行政機関の共催・協賛・後援が決定もしくは内定しているもの。

２．ただし、次の項目のいずれかに該当する場合は認定しません。

⑴　共催・協賛・後援内容が、特定の団体及び個人の営利活動を目的とすることが予想される場合。

⑵　共催・協賛・後援内容が、特定の宗教や特定の政党及び選挙候補者の利益に資すると予想される場合。

⑶　共催・協賛・後援内容が、公序良俗に反している場合または反する恐れがある場合。

３．申請者、もしくは主催者が実行委員会となっている場合は、当該実行委員会の実態も事前審査に加えるものとする。

（申請と承認）

第６条　申請は必ず書面をもって受け付け、諾否は書面をもって回答します。共催等で同友会が費用負担を行った場合は、決算報告を申請者に求め、常任理事会に報告するものとします。

２．当該事業が、緊急性がある場合に限り、専務理事と事務局長（支部にあっては幹事長と事務局長）が協議の上、協賛および後援の名義使用を許諾することがあります。その場合、常任理事会（支部にあっては幹事会）に報告し、事後承認を得るものとします。

（改　　廃）

第７条　本内規の改廃は、常任理事会が行います。

〈附　　則〉

本内規は、制定の日から実施します。

（2012年11月28日　第４回理事会で制定）

● 2025年度活動のまとめ

2025年度は2030年を見据えた中期ビジョン「2030ビジョン」が発表され、各支部で周知に力を入れた年でした。不確実な情勢に立ち向かうべく、「共創」をキーワードに掲げ、会員一人ひとりが労使見解を土台とした経営実践に取り組み、「人を生かす経営」による企業体質の強化と変革を進めてきました。

同時に、組織としては未来を見据えた地域づくりを視野に入れ、行政・教育機関・金融機関・関係団体などとの幅広い連携を通じて、同友会理念を広げる活動を展開しました。資材高騰や深刻な人手不足といった厳しい情勢が続く中でも、全道10支部と各専門委員会が連携し、企業づくり・地域づくり・同友会づくりの三位一体の実践を力強く推進しました。

さらに、役員自らが学びと実践のサイクルを回す先頭に立ち、同友会理念を具現化する企業を一社でも多く増やすことを目指しました。2030ビジョンの実現に向けた確かな一歩を刻んだ一年となりました。

共創で描く、企業・地域・同友会・事務局の未来ー「2030ビジョン」の策定と始動ー

第57回定時総会において、2030年に向けた中期方針となる「2030ビジョン」が採択され、全道でその具現化に向けた検討が始まりました。このビジョンは「地域に役立つ企業を目指し、『共創』で自社の存在意義を高めよう！」をスローガンに掲げ、経営者像とともに、企業・地域・同友会・事務局の４つの柱を示しています。

第40回全道経営者“共育”研究集会 in くしろの成功

９月26日、「第40回全道経営者“共育”研究集会 in くしろ」が開催され、全道各地さらには他県同友会から518名が参加しました。くしろ支部が３支部統合10年目の節目として掲げた「繋ごう！次の10年へ」というスローガンのもと、支部一丸となった運営が行われました。

12の分科会では、モノづくりや酪農の未来、経営指針の実践や採用戦略など、地域課題に根ざした実践報告と討論が展開されました。

共同求人・社員教育運動の原点を北海道から全国へ

６月17・18日、中同協共同求人・社員教育活動全国交流会が20年ぶりに北海道で開催され、全国から360名が参加しました。運動発祥の地である北海道において、求人と共育を一体として捉える運動の原点があらためて確認されました。また、170社を掲載した2025年版求人誌「北海道の幸せな就職先集めました」を１万部発行するなど、地域に若者を残す活動も継続されました。

とかち支部設立50周年記念事業の開催

とかち支部は2025年11月14日に設立50周年を迎え、半世紀の歩みを振り返り、未来を展望する記念式典・祝賀会を開催しました。１年間の支部活動を周年事業の冠を付けて開催し、８月には「第35回収穫感謝祭」を開催し、約4,000名の市民に十勝の農業と食の魅力を発信しました。

全国の同友会員の実践から学ぶ広域交流の展開

47都道府県に広がる同友会のネットワークを生かし、全国各地の先進的な実践に学ぶ広域交流が全道で活発に行われました。東京、愛媛、群馬など、地域を越えて優れた経営者を招き、自社の立ち位置を客観視し、変革のヒントを得る場が数多く設けられ、各支部会員の経営実践につながりました。

第 40 回全道経営者 " 共育 " 研究集会 in くしろ
（ヒラマツ　代表取締役社長　平松 洋一郎 氏）

20 年ぶりに北海道で開催された
「中同協共同求人・社員教育活動全国交流会」

企業づくり

経営指針成文化を核とした企業変革の推進

先行きの見通しが立ちにくい不透明な経営環境が続く中、自社の進むべき方向を明確に示す「経営指針」の成文化と実践、確立を企業づくりの根幹に据え、全支部で最重要課題として取り組みが進められました。本年度は「2030ビジョン」のスタートの年であり、経営指針は単なる理念やスローガンではなく、経営者自身の覚悟を言語化し、社員との「共創」によって自社の存在意義を高めるための“航海図”として位置づけられています。

札幌支部の「第22期経営指針研究会」では、22名の研究生がサポーターと共に、経営者が自らの経営課題や企業の存在意義と向き合い、社員と共に理念や10 年ビジョンをつくりあげました。研究生からは「社員と共に検討したことで双方が納得できるものになった」「研究会での学びを通じ、従来通りの経営では限界であることを実感した」といった声が上がりました。

こうした取り組みは､経営者個人の学びにとどまらず、社員との対話を通じて理念や将来像を共有し、企業の存在意義を組織全体で深めていく実践として、各地に広がっています。

「人を生かす経営」を軸にした共育と共同求人活動

「人を生かす経営」は、企業体質の強化や持続的成長を支える根幹であり、求人と教育を一体で捉える同友会運動の基盤です。経営者自身の学びを起点に、学校との連携を通じた求人活動と、入社後の社員教育を一本の流れとして位置づけ、地域全体で人材を育て、迎え入れる取り組みが全道各地で進められました。

６月17・18日、中同協共同求人・社員教育活動全国交流会が、運動発祥の地・北海道で開催されました。道内での開催は20年ぶりとなり、全国から360名が参加。求人と社員教育を一体として捉える運動の原点を確認するとともに、中小企業が地域社会の一員として果たす役割や、若者が「この地域で働きたい」と思える未来について意見交換が行われました。初日は学校教育との連携や人間尊重経営などをテーマとした分科会が開かれ、二日目には社員教育と共同求人の歩みを振り返り、今後の方向性が共有されました。

幹部社員や経営者の育成では、同友会大学において第73期生28名が全30講に及ぶ講義を通して現代社会の課題と自らの生き方を問い、５本のレポートと卒論をまとめて卒業し、卒業生は累計2,794名となりました。また、10月からは第10期経営者大学パートⅡ（経営学コース）が開講し、中小企業が直面する経営課題を多面的に学びました。

一方、企業を支える社員の教育においては、全道共育委員会を中心に社員研修を９回開催し、延べ143社354名が受講しました。札幌で開催した新入社員研修会には、111名が社会人としての基本や働く姿勢を学びました。こうした取り組みは、若者が地域で安心して働き続けるための基盤づくりにつながっています。

共同求人活動においても学校との連携が強化されました。道北あさひかわ支部では合同企業説明会を開催し、高校生約500名が来場。全道共同求人委員会では、大学・専門学校の教職員24名、企業52名が参加する懇談会を開催し、求人難の時代に地域をどう守り、若者に仕事の意義をどう伝えるかについて意見交換を行いました。

くしろ支部では高校教員との就職懇談会に､会員企業、教員、行政職員など52名が参加。オホーツク支部では教育局と共催で「学校と企業の懇談会」を開催し、過去最多となる教員の参加を得るなど、企業と教育現場が直接対話する機会が各地で設けられました。

また、北海道同友会が発行する求人誌を活用した情報発信や、大学キャンパス内での合同企業説明会の開催など、若者と企業が直接出会う機会づくりも進められました。求人誌「北海道の幸せな就職先集めました」では、企業の仕事内容だけでなく、経営姿勢や働く意義を伝え

第 22 期経営指針研究会中間報告（札幌支部）

開校以来 2,794 名の卒業生を輩出している同友会大学

ることを重視し、同友会らしい共同求人活動を展開しています。さらに、学校長協会進路指導委員会との意見交換会を行うなど、求人から育成、定着までを見据えた一体的な取り組みが、各地で着実に広がっています。

これらの共育と共同求人活動は、「人を生かす経営」を実践として具現化するものであり、企業内にとどまらず、地域全体で人材を育て、支え合う仕組みづくりへとつながっています。

AI・DX を活用した生産性向上への挑戦

深刻な人手不足を打開する具体策として、AI や DX を活用した生産性向上への取り組みが全道各地で進められました。単なる IT 導入にとどまらず、日常業務の効率化や経営判断の高度化につなげる実践的な学びが重視されました。

北海道中小企業総合支援センターとの共催による「人手不足打開セミナー」は全２回開催され、延べ101名が参加しました。生成 AI を活用した文章・画像・音声生成のデモンストレーションが行われ、参加者からは「自社業務に活用できる可能性を感じた」との声が寄せられました。

道北あさひかわ支部では、８月の「DOYU ビジネス交流会」に38名が参加し、AI を用いた資料作成や業務の自動化について具体的な事例が紹介されました。業種や世代を越えた意見交換を通じ、実務への応用を見据えた議論が行われました。

函館支部では８月に「DX 研究会」を発足させ、デジタル技術を活用した業務改善に加え、ビジネスモデルや組織文化、経営戦略の変革を視野に入れた取り組みを開始しました。また、オホーツク支部においても、地域のデジタル人材育成を見据えた「次世代ビジネス研究会」が立ち上がり、将来を見据えた企業づくりが進められています。

道内企業の魅力発信した弘前大学北海道企業セミナー

障がい者雇用をはじめとした多様な人材が育ち合う企業づくりの学びと実践

2025年度は、障害者雇用や外国人雇用など、誰もが力を発揮できる企業づくりへの学びと実践が全道各地で進められました。「2030ビジョン」では、年齢や性別、障害の有無など多様な存在を認め合い、それぞれが力を発揮できる企業づくりを目指す姿を明確に掲げています。

南空知支部では、支部例会において障害のある当事者が自ら報告を行い、働く上での思いや課題を共有しました。経営者は制度や支援策の知識にとどまらず、受け入れに向けた社内環境整備や社員との向き合い方について、当事者の視点から学ぶ機会となりました。函館支部では、函館市と共催で「障がい者雇用推進セミナー」を開催しました。公的支援制度の解説に加え、実際に雇用している企業の具体的事例を共有することで、採用に向けた不安を解消し、地域における共生社会の実現に向けた中小企業の役割を再認識する機会となりました。

また、札幌支部では、札幌市と共催で「2025障がい者雇用を通して企業づくりを考えるフォーラム」を開催しました。「一人ひとりの存在を認め、強みを活かして弱みを消し込む企業づくりとは」と題してモルツウェルの野津昭子専務取締役（島根同友会）が講演。障がい者雇用との出会いから20年にわたる実践を報告しました。

外国人雇用については、8月に札幌支部（千歳・恵庭・北広島・長沼地区会）において、ベトナムやカンボジアからの労働者を受け入れている企業の実践報告が行われました。家族や目標のために働く外国人材の実態を知る

人手不足の打開策を学んだ道中小企業総合支援センターコラボ企画

函館市と共催で開催した「函館市障がい者雇用促進セミナー」（函館支部）

ことで、日本との感覚の違いや多様な価値観を尊重する重要性が共有されました。また、函館支部や道北あさひかわ支部においても、外国人材の活用や定着率向上の工夫について、業種を超えた活発な議論が交わされました。

経営環境改善と地域づくり

中小企業振興基本条例の制定運動と活用の深化

地域経済の発展を支える中小企業振興基本条例の制定と活用に向け、行政との連携を全道で進めました。大樹町、由仁町で新たに条例が制定され、全道では計72の自治体で条例が制定さています。また、7月に開催した「中小企業魅力発信セミナー」では、日本初の条例制定地である東京都墨田区の先進事例に学び、条例を地域の未来を描く指針として生かすため、現場主義に基づく取り組みの重要性を共有しました。

しりべし・小樽支部では、古平町における条例制定に向け、地元の経済界に向けた説明会を開催するなど、地域一体となった取り組みを進めました。

現場の声を生かした政策提言と産学官金との共創

全道政策委員会では、景況調査（DOR）の対象を全会員へ拡大し、より緻密なデータに基づく政策提言を進めました。

各支部においても、行政との対話を通じた地域づくりが進められました。苫小牧支部では金澤俊苫小牧市長を招いた例会を開催し、若者の地元定着や中小企業支援について意見交換を実施。くしろ支部では「釧路市と企業のざっくばらんな求人懇談会」を通じ、人口減少が著しい地方において官民一体で求人活動にどう取り組むか、今後の展望も含めディスカッションを行いました。

また、金融機関や国の機関との連携も深まりました。とかち支部やしりべし・小樽支部では金融懇談会を開催し、オホーツク支部では北海道財務局北見出張所との懇談を通じて、外部の視点から地域経済を捉える機会を設けました。

さらに、地域の未来を担う人材育成や技術革新に向け教育機関との「共創」も大きな進展を見せました。オホーツク支部では北見工業大学、西胆振支部では室蘭工業大学との繋がりを強化し、地域の知的資源である大学との緊密な連携を推進しています。

地域連携をベースとした新たな戦略づくりでは、西胆振支部では2026年の新年交礼会において「観光が創る新時代の地域戦略～新たな挑戦、広がるつながり」をテーマにしたパネルディスカッションを実施しました。パネラーに登別・室蘭・伊達の各観光協会会長を迎え、行政区の枠を超えた「広域観光」の重要性や地域連携の在り方について熱い議論が交わされました。

これらの取り組みは、中小企業が地域経済の担い手として「あてにされる」存在であることを示すとともに、地域の課題を共に考え、解決していくための実践として位置づけられています。

市民と企業をつなぐ魅力発信イベントの開催

地元企業の技術や役割を市民に伝え、地域との接点を広げる取り組みが、各地で展開されました。企業活動を「見える化」することで、中小企業が地域を支える存在であることを社会に発信する機会となりました。

とかち支部では、8月31日に音更町で「第35回収穫感謝祭」を開催しました。当日は地域住民や会員ら約4,000名が来場し、十勝の農業と食の魅力を体感する大規模な催しとなりました。ジャガイモやタマネギの詰め放題、地元食材を活用した企画、バターや豆腐づくり体験などを通じ、地元企業の役割や地域資源の価値を幅広い世代に伝えました。

札幌支部江別地区会では「WE えべつ祭」を開催し、約700名の市民が来場しました。液状化現象の再現展示や看護・スクープ体験などの仕事体験を通じて、地域産業の特徴や地元企業の社会的役割を分かりやすく紹介しました。

オホーツク支部では、6年ぶりに再開されたビールパーティーに300名超が結集。「ゲンゲ」や「カスベ」などの未利用資源を活用した地元食材を提供することで、地域資源の豊かさとそれを活用する企業の知恵を発信する場となりました。

これらのイベントは、企業と市民が直接触れ合う機会を通じて相互理解を深め、中小企業が地域に根ざして活動する意義を共有する取り組みとして位置づけられます。

観光振興の可能性探った西胆振支部新年交礼会

同友会づくりと事務局づくり

「2030ビジョン」の浸透と組織力の強化

中期ビジョンの実現に向け、全道10支部の支部長等で構成される「2030ビジョン推進プロジェクト」が始動し、ビジョンを年度方針や例会活動に反映させるための議論が重ねられました。このビジョンは、「地域に役立つ企業を目指し、『共創』で自社の存在意義を高めよう！」をスローガンに掲げ、激動の時代において会員が目指すべき「2030年のなりたい姿」を共有する羅針盤として位置づけられています。

9月1日に開催された全道役員研修会（第1講）では、本田哲代表理事と髙橋憲司副代表理事より、ビジョンの策定に至る経緯が報告されるとともに、企業・同友会・地域・事務局づくりの必要性が述べられました。「共創」とは「人を生かす経営」による価値共創であることが強調され、理念の実践を基盤とした運動の推進が呼びかけられました。また、ビジョンを具体的に活用するため、各支部や会員が現状とのギャップを客観的に把握できる自己評価項目の整備も進められています。

各支部においても、ビジョンを「自分事」として捉え、活動方針に反映させるための独自の研修会が活発に行われました。オホーツク支部では、本田哲代表理事を招いた役員研修会に16名が参加し、経営者としての資質向上や戦略の確立、組織づくりの重要性が共有されました。くしろ支部では、森俊一副代表理事を招いた役員研修会を開催し、ビジョン策定の経緯や活用方法を学ぶとともに、「明日から何を実践するか」をテーマに議論を深めました。経営指針成文化の必要性が共有されるなど、具体的な実践につながる学びの場となりました。また、しりべし・小樽支部では、ビジョンの具現化に向けて内容を改めて確認するとともに、次年度以降の方針づくりや組織運営の具体的な進め方を共有する実践的な役員研修が行われました。

盛大に開催した設立50周年式典（とかち支部）

次世代へつなぐ運動と広域交流の深化

2025年度は、経営者同士が学び合い、自社経営を見つめ直す場として、支部や地区の枠を越えた広域交流が全道各地で精力的に展開されました。これらの取り組みは、2030ビジョンが掲げる「次世代への継承と組織の充実」を、日常の経営実践や対話、そして歴史の節目を通じて具体化する動きとなりました。

9月26日には全道はじめ各地同友会から518名が参加し、「第40回全道経営者“共育”研究集会 in くしろ（くしろ道研）」が13年ぶりに釧路で開催されました。設営を担ったくしろ支部は、3支部（旧釧路・旧南しれとこ・旧根室）統合から10年の節目にあたります。「繋ごう！次の10年へ」をスローガンに、統合以来の歩みを振り返りつつ、さらなる未来を展望する熱い学びの場となりました。採用戦略や BCP、地域資源の活用など多岐にわたる12の分科会で白熱した議論が交わされ、記念講演では、ヒラマツの平松洋一郎代表取締役社長（三重県同友会　代表理事）が登壇し、経営指針と10年ビジョンを軸に社員と成長を共にする実践の軌跡を報告。参加者は、経営指針を「生きる力」に変える本質を学び合い、難局に立ち向かう決意を新たにしました。

11月14日には「とかち支部設立50周年記念式典・祝賀会」が開催されました。「感謝から未来へ」をテーマに、半世紀にわたる運動の歩みを振り返るとともに、次なる50年を見据えた地域の「共創」を誓い合いました。記念講演では、中川政七商店の中川淳氏（前代表取締役会長）が「すべてはビジョンから始まる！」と題して登壇し、伝統を次代へとつなぐ革新的な視点を提示しました。

若手リーダーの育成においては、10月24日に函館市で「全道青年部・後継者部会交流会」が開催され、170名の青年経営者が結集。「未挑戦への挑戦」をテーマに、社員を最も信頼できるパートナーとして共に育ち合う経営指針の実践を共有し、次代を担う経営者としての覚悟を固め合いました。さらに支部間の自発的な連携として、函館支部青年部「青経未来塾」と苫小牧支部青年部「友知会」によるコラボレーション企画も実現。「人を生かす経営」をテーマに支部を超えた若手経営者が切磋琢磨し､次代を担うリーダーとしての覚悟を固め合いました。

さらに､組織の深層部までビジョンを浸透させるため、本部役員と支部の役員が直接語り合う場も重視されました。札幌支部や西胆振支部では「正副代表理事との懇談会」が開催され、2030ビジョンの真髄を共有するとともに、地域の経営課題について忌憚のない意見交換が行われました。役員自らがビジョンの「語り部」となることで、円滑な役員交代と運動の継続を支える組織基盤が強化されています。

また、全国ネットワークを生かした学びも活発に行わ

れました。全道役員研修会（第３講）では、「全社一丸の会社づくり」をテーマに、エイベックスの加藤明彦代表取締役会長（中同協副会長・人を生かす経営推進協議会代表、愛知同友会相談役理事）が報告。加藤氏は、労使見解に結実した自主・民主・連帯の精神を踏まえ、経営者の姿勢が社風をつくり、社員の自発性と信頼関係を育むと強調しました。あわせて、社員を同じ型にはめ込む「金太郎飴経営」を戒め、最低賃金1500円時代を見据えた市場創造と、仕事の切り分けによる生産性向上の実践を示しました。

オホーツク支部では吉村の橋本久美子代表取締役社長（東京同友会 代表理事）から全社員を主体者とする社風づくりを、しりべし・小樽支部では下仁田納豆の南都隆道代表取締役（群馬同友会 富岡安中支部副支部長）から地域とつながる「恩送り経営」の実践を学びました。札幌支部中央東地区会と南空知支部の合同例会では、義農味噌の田中正志代表取締役（愛媛同友会経営相談室長・前代表理事）より、社員教育や顧客創造を「未来への投資」と捉える視点が共有されました。

こうした重層的な学びと交流の積み重ねは、北海道全体の経営レベルの底上げに寄与するとともに、地域から「あてにされる」強靭な組織を次代へとつなぐ大きな原動力となっています。

労使見解を踏まえた経営実践から学んだ全道役員研修会（第３講）

オホーツク支部で報告する吉村の橋本久美子社長

新会員を温かく迎える組織風土の醸成

新会員が早期に同友会の活動に馴染み、学びに参加できるよう、各地でフォローアップの取り組みが行われました。各支部では「新会員ガイダンス」を開催し、会の理念や委員会の活動内容を共有するとともに、会歴の浅い経営者が率直に悩みや課題を語り合う場を設けました。また、苫小牧支部では会員交流を目的にランチ会を始めるなど、各地で実施されたランチ交流会を通じて、日常的なつながりづくりが進められました。

会員数6,000名の早期回復を見据え、新規入会の促進だけでなく、入会後の定着を支える取り組みも重視されました。札幌支部では、役員と新会員が直接意見を交わす「新会員と役員とのランチ会」を毎月開催し、同友会活動への理解を深める機会としました。

これらの取り組みは、新会員が孤立することなく、同友会運動の一員として学び合いを重ねていくための基盤づくりとして位置づけられています。

会員と共に歩み、地域の未来を拓く事務局づくりの推進

事務局は運動の主体者として会員のパートナーと位置づけられています。

６月27日には、第16回全道事務局会議が開催され、全道から44名の事務局員が参加しました。本田哲代表理事が「会員と事務局員の相互成長こそが同友会運動の要である」と強調し、事務局員が自己成長を通じてビジョンの精神を全会員へ浸透させていくことへの強い期待を述べました。

また、事務局員一人ひとりが将来の自己目標についてしっかりとしたビジョンを持ち、日々輝き続けられるよう、キャリアに応じた研修や面談を実施しています。局内の教育体制を整備し、「あてにされるパートナー」として、会員と共に同友会運動を創造していく役割を追求しています。

交流の輪が広がるランチ交流会（道北あさひかわ）

これらの取り組みを通じて、事務局員が自らの存在価値を高め、地域の未来を共にデザインする「共創」の担い手へと成長していくための組織基盤が築かれています。

まとめ

2025年度は、「2030ビジョン」の実現に向けた「共創」を、全道で力強く展開した一年となりました。各地の周年行事や広域交流を通じた学び、次世代への運動継承も着実に前進しています。

また、行政や教育機関など産学官金との連携の深化は、中小企業が「地域からあてにされる存在」であることを改めて示す大切な歩みとなりました。

これからも、経営と同友会運動を不離一体のものとし、2030年に「同友会と出会えてよかった」と心から実感できる未来を、仲間と共に築いていきましょう。

〈同友会がめざす「人を生かす経営」とは～根底に「労使見解の精神」～〉

同友会ではこれからの時代のめざす企業像として、「21世紀型中小企業づくり」を提起しています。それは次の２点に集約されます。

第一に、自社の存在意義を改めて問いなおすとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業。

第二に、社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。

なお、「21世紀型中小企業」をめざす上で、欠かせないのが、「労使見解」(「中小企業における労使関係の見解」) の学習です。これは、1975年に中同協が発表した文書で、労使の信頼関係こそ企業発展の原動力であるとする企業づくりの基本文書です。

同友会の「人を生かす経営」とは、この「労使見解」をもとにした「人間尊重の経営」のことを言います。それには、「人間性」とともに、その裏づけとなる社会的責任や貢献度を示す「社会性」や「利益」を含めた「科学性」が不可欠です。そのために同友会では、まずは①経営者が経営姿勢を正すこと、そして②「経営指針」を成文化して実践することを企業づくり運動の柱にすえています。

（中同協「同友会運動の発展のために」より

2025年度支部活動の報告

札幌支部

【2025年度スローガン】
札幌地域未来型企業を目指し、環境変化に対応しよう

【2025年度活動方針】

1、労使見解に基づいた経営指針で企業づくりを

労使見解から学ぶべき点は経営姿勢を確立し、社員と信頼関係を築き、共に経営指針の成文化と実践を行い、社員をもっとも信頼できるパートナーと考えることです。社員とともに高い次元で団結し難局を乗り越える企業づくりに取り組みましょう。
⇒労使見解に基づく経営姿勢の確立と、社員を最も信頼できるパートナーとして共に歩む企業づくりを目指し、経営指針の成文化と実践を軸とした活動を進めました。経営指針委員会では、第22期経営指針研究会を21社22名でスタートさせ、前年を大きく上回る参加となりました。５月には中同協経営労働委員長である山田製作所・山田茂会長を招いた学習会を開催しました。2023年度より再開した支部例会では、２月に工藤英人副支部長（工藤商事・社長）の報告とグループ討論を通じて経営指針の大切さを学び深めました。地区会や各組織でも経営指針や経営姿勢をテーマとした例会・学習会が行われ、「実践し続ける」ことの重要性が共有されました。

2、札幌地域未来型企業を目指した例会づくり

時代に即した問題をテーマに、課題解決に結びつく例会を通じて、経営者と社員が共に学び合い、地域に密着し、地域の未来に寄り添う『札幌地域未来型企業 ※ 』づくりに取り組みます。そのためにも、地区会の枠を超えた全会員告知例会を積極的に行い、全国最大規模を誇る支部のスケールメリットを生かしましょう。【札幌地域未来型企業は造語で、地域は札幌支部がカバーする範囲を想定】
⇒今年度は「札幌地域未来型企業」を支部共通テーマに掲げ、地区会の枠を超えた全会員告知例会や大規模合同例会を積極的に開催し、支部全体で学びの機会創出に力を注ぎました。各地区会や委員会では、採用・人材育成・事業承継・DX・地域連携など時代に即したテーマで数多くの学び合いが行われ、これらは「札幌地域未来型企業」を目指す活動の基盤となりました。今後はこうした多様な取り組みを支部共通テーマとより明確に結び付けながら、「2030ビジョン」とも連動させ、支部全体の取り組みとして一層推進していきます。

3、40周年を契機に新たな支部戦略づくりに取り組む

1986 年６月19日に設立した札幌支部は、2026年40周年を迎えます。現在、12地区、８つの委員会、７つの部会・研究会で積極的な学び合い活動が行われています。これらの活動が、40周年記念行事を通じて新たな化学反応を起こし、未来に向けた支部戦略を構築することで、札幌支部を新たなステージへ引き上げることにつながります。そのためにも1900人の会員を達成し、記念行事に向けた準備を進めていきましょう。
⇒12地区会、８つの委員会、７つの部会・研究会において、多様な学び合いの活動が展開されました。会合参加者は支部全体で840名（参加率44.９％）に達し、多くの会員が積極的に学びの場に参加しました。また、９月に今年も実施した大交流会には、昨年を大きく上回る250名の申込があり、40周年事業に向けた大きな弾みとなりました。さらに、厳しい環境を突破するため、仲間づくりと魅力ある支部活動の推進に取り組みましたが、会員数は１,795名にとどまりました。

しりべし・小樽支部

【2025年度スローガン】
“学びの環境、学びの習慣”

企業の学びと実践が広がる

第16期経営指針研究会は７名で活動し、うち４名が山麓地区会からの参加となるなど、地域内での経営指針の実践が着実に広がっています。５月例会では経営指針研究会を修了した４名による発表が行われ、理念やビジョ

ンに基づいた経営実践が共有されました。グループ討論では「10年後の自社像」をテーマに活発な意見交換が行われ、参加者それぞれが自社の方向性を見つめ直す機会となりました。

６月例会では会員による報告が行われ、挑戦を続ける企業姿勢と社員の声を活かす企業文化について学びました。７月には職場環境改善をテーマに３社の実践報告、８月例会では「恩送り経営」をテーマとした講演と討論を通じて、地域に根ざした経営のあり方を深めました。

11月例会では「地域内循環」をテーマに会員企業によるパネルディスカッションを実施し、地域経済との関わりを見つめ直す機会となりました。

さらに、２月例会では地域資源の活用をテーマに地域の可能性を見つめ直す機会となり、３月例会では環境変化に対応した事業・人材・意思決定のあり方について、事例をもとに自社の課題を整理する学びを深めました。

また、少人数で学びを深めるミニ勉強会は、今期新たにスタートした取り組みです。人事評価や事業承継をテーマに複数回開催し、実際の制度や運用事例をもとに率直な意見交換が行われました。参加者同士が本音で語り合い、実務に直結する学びを得られる場として好評を得ており、今後もさまざまなテーマで継続的に開催していく予定です。

地域とのつながりと学び

今年度新たに発足した「食と観光部会」では初の例会を開催し、観光と地元産業の可能性について意見交換が行われました。懇親会では地元食材を活かした料理が提供され､地域資源の価値を再認識する機会となりました。

また、学校と企業の就職情報懇談会や大学でのキャリアデザイン授業への協力を通じて、教育機関と連携した人材育成の取り組みも進められました。若者の価値観や就職観に触れることで、採用や育成に対する理解を深める機会となっています。

地域に根ざした活動として、北後志地区会では古平町において例会を開催し、地元企業の取り組みを通じて、人口減少が進む地域における企業の役割や地域づくりの実践が共有されました。討論では地域との関わり方や企業の社会的役割について意見が交わされ、地域の未来を主体的に考える場となりました。

12月望年例会では、会員が「小樽・後志地域との関わりと今後のビジョン」をテーマに報告しました。地域の将来性や企業の役割についてデータに基づいた説明がなされるとともに、「よい経営環境づくり」に向けた実践が共有され、参加者にとって自社経営を見つめ直す機会となりました。

また、新年交礼会では、支部会員企業の経営者による記念講演を開催し、地域から世界へ展開する企業の成長戦略や経営姿勢について学びました。懇親会では会員同士の交流が深まり、新年のスタートにあたり支部の一体感を高める場となりました。

支部運営とビジョンの共有

支部役員研修会は５月・９月・２月に開催し、「2030ビジョン」の理解を深めるとともに、グループ討論の実践を通じて対話力と実践力の向上を図りました。２月の研修会では、ビジョンの具現化に向けた支部方針と組織運営の方向性を共有し、次年度に向けた意識統一を行いました。

これらの取り組みを通じて､企業づくりにとどまらず、地域づくり・同友会づくりへと学びを広げる一年となりました。

南空知支部

①より良い会社づくりに取り組む

各委員会が支部例会を担当し、良い会社づくり・地域に根差した企業づくりを推進しました。

５月は事業承継、７月には財務をテーマに支部例会を開催するなど経営課題の解決につながる学び合い活動を進めました。11月例会では法定雇用率を上回る障がい者の方をはじめ、外国籍の方や高齢者の方など多様な従業員の方が勤務している北海道LIXIL製作所 栗沢工場の取り組みから学ぶオープン例会を開催しました。

2024年度に引き続き８期目となる「経営指針研究会」を５名の参加で開催しました。支部３月例会では、５名の研究生が研究会での学びの成果を発表しました。南空知支部の経営指針研究会を修了する会員は年度末に21名（支部会員の29.6％）、入会時「経営指針あり」と回答した会員を含めると43名（同60.6％）になりました。

②地域に根差した企業づくりを推進する

２月例会では、三笠市の三笠ジオパークの取り組みから地域活動のアイディアとヒントを得るオープン例会を開催。ジオパーク認定前後での地域の変化など、地域づくりについて理解を深めるとともに、自社ならびに同友会としての今後の取り組みについて考えました。

また、支部定時総会ならびに新年交礼会には多くの来賓に参加していただき、企業づくりならびに地域づくりに積極的に取り組む支部活動を会外にアピールする機会

になりました。

③同友会理念を実践する

10月例会は札幌支部中央東地区会と合同で開催。愛媛県同友会の義農味噌の田中正志社長の経営実践から多くを学ぶとともに、支部外の会員との交流を深めました。8月例会は支部役員研修会を兼ねて開催。役員8名を含む25名が参加し、中同協 国吉昌晴顧問から「同友会運動は企業・地域を輝かせる！～人を生かす経営と大久保尚孝氏のビジョンに学ぶ～」をテーマに、北海道同友会と同友会運動の歴史・理念を学びあいました。

また、9月に釧路で開催された「くしろ道研」に10名、6月の「2025中同協共同求人・社員教育活動全国交流会in北海道」には7名、7月の中同協総会（神奈川）に4名、11月の中同協青全交（香川）に3名、2026年3月の中同協全研（岩手）には3名の支部会員が参加し、全国の会員の同友会理念に基づいた経営実践から学びました。

とかち支部

【2025年度スローガン】
会員の 会員による 会員の為のとかち支部を共につくろう

【重点方針の進捗について】

1．変化の激しい経営環境に対応するため、同友会での学びと実践を通して、強靭な企業づくりを目指します

⇒各組織で学びあい活動が進みました。毎月の支部例会は、各支部組織が担当し延べ900名を超えるの参加がありました。経営指針研究会は今年度9名の研究生が学びあい、その累計は133名になりました。労務問題や障がい者雇用についても各セミナーが開催されました。地区会活動は、共通の課題また地域特有の課題を解決するため活発に開催されました。年に一度の地区会交流会も今年度は大樹・広尾地区会合同で主催となり、酪農の可能性について学びました。

2．広く会員が集い交流する場を供し、自己研鑽に努め相互の資質向上を図ります

⇒求人、共育課題は各社の社員とともに取り組みました。合同企業説明会は53社の会員が企業ブースを設置。社員向けの各階層別も積極的に開かれました。また34年の歴史をもつ小グループ活動拓の会は、登録者数が90名を超え9グループがそれぞれのテーマに沿って活動しました。
専門性の高い部会活動も、それぞれの特色を活かした活動を展開。十勝農商工連携部会は15周年を迎え、地元の食材を活用しラーメン開発に取り組みました。

3．支部の組織力向上と周知を図り、会内外と協力し地域課題に取り組みます

⇒会員増強に関しては、各会合でゲストを積極的に誘う姿勢が見られました。支部例会をはじめ、ランチ会や、同友会を知る会など新たな取り組みも始まりました。入会後はガイダンス、支部組織を学ぶいろはの会が開催され段階的に支部の組織と活動を学ぶ機会を設けました。また行政や政党との意見交換会等も行い、地域課題を解決する活動も継続しています。

4．会員相互の知見を持ち寄り、互いを尊重し議論を重ね、会員の為の支部運営を心がけます

⇒年間の方針と、活動計画を予め議論して日々の活動に反映させることを基本とし、自主・民主・連帯の精神をもって運営に臨みました。

5．持続可能な組織を目指し、今まで培った伝統・文化は大切にしつつ、スクラップアンドビルドを恐れることなく、組織の活性化を図ります

⇒時代に即し開催時間の変更や、資料印刷の簡略化等取り組みは始まっています。今後も検討を重ね活性化につながる活動を積み重ねて参ります。

6．2025年度のとかち支部設立50周年を大いに盛り上げていこう

⇒式典、記念講演、祝賀会、記念誌発行を基幹の事業としながらも、1年間を通して設立50周年の活動を行いました。11月14日（金）北海道ホテルにて開催された、記念式典・祝賀会では264名が参加しました。歴代支部長への表彰、永年表彰の後、記念講演は中川政七商店 前代表取締役会長 中川 淳氏より「全てはビジョンから始まる！～創業300年超の老舗を再生！前会長が伝えたい企業の生き残る道～」のテーマで歴史を積み重ねながらも時代に即した変化が必要であり、その背景にはリーダーのビジョンがあり、それを伝え続ける努力が必要だと、自社そし

てこれからのとかち支部の方向性を示す内容となりました。祝賀会では一転、これまでの50年を皆で祝おうと趣向を凝らした演出、そして十勝の豊かな食材を用いた料理を楽しみながら、次代を大いに展望するものになりました。

くしろ支部

＜企業づくり＞

今年度も厳しい経営環境を乗り越え、強靭な企業づくりを目指すための活動を展開しました。第11期経営指針研究会「くすり塾」では４名の研究生が成文化に取り組み、１年かけて自社の経営と向き合いました。また、経営指針委員会が支部２月例会を開催し、経営指針成文化運動の啓蒙に取り組みました。

求人活動や社員教育活動を通して社員が定着し、生き生きと働きやすい職場環境を整えることも重要です。４月には合同入社式・新入社員研修会を行い、会員企業22社から32名が参加して社会人としての第一歩を踏み出しました。６月には求人委員会が管内高校教員との懇談会を開催して52名が参加。また、釧路市職員との求人に関する懇談会も行い、地域一丸となって採用活動にどのように取り組むか、行政と企業が率直に語り合いました。

一方、釧路公立大学との連携も進み、学生と企業双方が地域で働くことの意義や魅力を語り合う懇談会を定期的に実施。1993年からスタートした第33期同友会くしろ幹部大学は11社12名が受講し、これからの地域を背負って立つ幹部社員同士が学びと絆を深めました。その他、年収の壁問題や高齢者雇用、生成 AI、ハラスメントなどのテーマでセミナーを開催し、時流に沿った学びで会員企業の課題解決に取り組みました。

＜地域づくり＞

根釧管内においては９市町で中小企業振興基本条例が制定されており、地域の産業振興や域内循環、雇用創出といった課題に対しての具体的方策が実施されています。釧路市の条例制定がきっかけで2018年に設立された「釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz」の取り組みについては、くしろ道研の分科会で全道から40名が参加して学びました。また、政策委員会が大阪経済大学経済学部の下山朗教授（元釧路公立大学教授）を招いてセミナーを開催し、根釧地域における財政状況や、地域の「稼ぐ力」をどう生み出すかを確認しました。

各地区会においても活発な交流や学び合いが展開されました。摩周地区会では、高校に加え中学校教員との交流会を新たにスタートし、地域ぐるみのキャリア教育へと展開を広げました。厚岸地区会は、くしろ道研の移動分科会を設営し、全道から集まった参加者に牡蠣とウイスキーといった地域の魅力を伝えました。標茶地区会では、地元高校と連携した職業説明会を開催し、地域企業の仕事や魅力を若い世代へ伝える取り組みが進められました。ルパン浜中地区会では、引き続き地元の歴史から学ぶ例会を行い、先人の取り組みに思いを馳せました。別海地区会では、北海学園大学の大貝健二教授を招き、別海町の地域おこし協力隊員とのパネルディスカッションを通して地域活性化のヒントを学びました。根室地区会では、大学や金融機関から学ぶ例会を行い、南しれとこ地区会では会員の実践報告を軸に採用や教育をテーマにした例会を実施しました。今年度で６回目を数える「根釧の美味しいチーズパーティー」には104名が参加し、地元のチーズを堪能しながら酪農業の現状と課題を再認識しました。

＜同友会づくり＞

2012年以来、13年ぶりに設営を担当した第40回全道経営者“共育”研究集会 in くしろ（くしろ道研）は、「繋ごう！次の10年へ」のスローガンを掲げ、約90名の実行委員と事務局が１年間かけて準備を行い、９月26日に本番を迎えました。当日は全道や各地同友会から518名が参加し、12の分科会と記念講演、懇親会を通して全道最大の学びと交流を参加者に届け、「くしろ」の魅力を伝えることができました。また、支部内では250名の参加目標を立て、実行委員や組織委員会を中心に会員訪問や声掛けを通して参加の輪が広がり、目標を達成することができました。2016年の３支部（旧釧路・南しれとこ・根室）統合から10年目の節目を迎える広域な支部において、約１/３の会員が一堂に会して学び合ったことは、一体感を醸成し未来に向けて結束する貴重な機会となりました。

一方、今年度は750名会員を目標に掲げ会員増強活動を行い、くしろ道研時には目標の750名を達成。３月に組織委員会が企画した「Doyu 交流会」では、会の魅力に共感したゲスト５名が入会するなど、最終的には今年度29名の新会員を迎え、731名会勢で終えました。

オホーツク支部

【2025年度スローガン】
不易流行～変えてはいけないもの、変えていくべきもの、新しい同友会へ～

1．例会・セミナーが活況 参加者が昨年の４割増

2025年度は、道内外から積極的に報告者をお招きして例会を開催しました。同友会理念にもとづく先進的な経営実践から学び､参加者は昨年度の４割増となりました。７月例会では、東京同友会代表理事の（株）吉村　橋本久美子社長をお招きし50名が参加。手当の見直しと社員の復職制度を語り、社員と会社が共に成長し100年企業を目指すための取り組みに感動が拡がりました。

2．６年ぶりにビールパーティーを開催 300名超が来場

コロナ禍で開催が途絶えていたビールパーティーを６年ぶりに開催し、会員・会員企業社員・一般参加者300名超が来場しました。当日は、会員企業の農水産物や加工品を使用したメニュー７品を提供。食材紹介や対外向けに同友会の活動紹介を行ったほか、メインイベントである抽選会は、会員企業の自社商品やオホーツク産の農産物、海産物の協賛が多数寄せられ、会場内は笑顔が溢れました。

3．次世代ビジネス研究会が再始動、地域のデジタル人材を育成

活動を休止していた次世代ビジネス研究会が、テーマを刷新し再始動しました。現場で活躍する地域のデジタル人材育成を目的に、業種の枠を超えたDXの事例やAI活用法を月１回学びあいました。2026年度はAI活用と情報発信をテーマに活動します。

4．教育機関との連携深まる 共同求人委員会準備会が始動

毎年６月に開催している「学校と企業のざっくばらん懇談会」を、初めてオホーツク教育局と共催で行いました。過去最多の教員が参加し、学校と企業、行政が採用・定着について語り合い､今後の連携強化を確認しました。また、共同求人委員会立ち上げに向けて準備会を設立しました。初企画の「採用の悩みを語り合うための求人ざっくばらん懇談会」は15名が集い、人材不足の深刻化、それに伴う技術継承の停滞、労働環境・処遇改善の見直しに取り組む様子が語られました。

道北あさひかわ支部

【2025年度スローガン】
「共に育つ ～企業づくり、地域づくり、未来づくり～」の実践

566社へ、直接会いに行く——

「会員接触最優先」を掲げ、役員・事務局が一丸となって動いた一年

４月に第52回定時総会を開催し、2025年度がスタートしました。事務局は「会員接触80%・事務業務20%」の方針のもと、７月例会「実用的AI活用セミナー」、11月例会「若者が主役の未来社会づくり」(学校・企業交流)、2026年１月新年交礼会での外部講師による特別講演など、多様な例会・交流事業を通じて、時代の変化を学び合い、共創する場づくりに力を入れてきました。経営指針をテーマにした「学ぶ例会」も複数回実施し、実践事例から自社経営を見直す機会を継続的に創出しました。

後半からは「2030ビジョン」を日々の経営にどう活かすかをテーマに、幹事会・委員会での議論を重ね、ビジョンの位置づけや活用イメージを共有してきました。その一環として、ビジョン冊子300部を例会会場や訪問時に経営者本人に直接手渡しすることで、「読むだけでなく、社内で使い込む」ことをめざした働きかけを進めました。さらに、参加回数に基づく重点訪問戦略の実施や会員への直接ポスティング（310件）など、経営者との対話を軸にした訪問活動を展開しました。その結果、当初目標としていた訪問100社を大きく上回り、2026年２月末時点で延べ566社への会員接触を役員・事務局一体で達成するに至りました。一方で、訪問件数の拡大に伴い､「今後は訪問内容の質や、例会・同友会活動そのものの質の向上にも一層取り組んでほしい」という声が鮮

明になり、それに応えていくことが新たな課題であることも明らかになりました。

道北あさひかわ支部は今後も「共に育つ 企業づくり、地域づくり、未来づくり」の理念のもと、例会・2030ビジョン・会員訪問を三本柱として、会員企業と地域の未来を切り拓く中核的存在として進化を続けます。

重点方針１　深化｜会員同士の学びを深め、企業価値を高める

経営指針委員会は、経営理念やマーケティング・人材育成に精通する会員経営者から「学ぶ例会」を通じて、自己と将来を見据えたこれからの実践を形づくりました。経営・労務委員会は、助成金活用や事業承継戦略のセミナーを通じて、資金・承継といった中小企業の核心テーマに踏み込みました。

女性部「野花の会」は、ダイバーシティ経営やSNSマーケティングなど多彩なテーマで経営視点を深め、青年部「あらぐさ会」は生成AI活用や住宅関連事業の戦略など、次世代リーダー向けの例会を展開しました。農業部会は、インドネシア・バリ島視察や生成AIセミナーを通じて農業経営の発展を図り、「焼鳥金曜大学」も多岐にわたるテーマでビジネスの知見を広げています。

重点方針２　加速｜信頼できる仲間づくりとビジネスマッチングの加速

組織委員会は、新入会員ガイダンス例会・全地区会交流ボウリング例会を企画し、新旧会員が幅広くつながる機会を創出し、親睦を深めました。各地区会も特色ある活動を展開し、羽幌・留萌は体験型例会で地域産業の価値を再確認、空知中央・空知中央西・宗谷・富良野地区会はAI活用や事業承継・地域成長戦略を学ぶ例会を実施しました。

旭川各地区会は、納涼・望年例会やランチセミナー、各種報告例会などを通じて会員間の結束と相互理解を深め、ネットワーク拡大を基盤とした「信頼でつながる仲間づくり」を着実に進めました。

重点方針３　育成｜経営者も従業員も共に学ぶ場をつくる

共育委員会は、新入・若手社員フォローアップ研修や第48期幹部社員向け「共育」講座を開講し、社員が共に成長できる実践的な学びの場を提供しました。共同求人委員会は、合同入社式・新入社員研修に加え、高校生約500名が参加した「あさひかわ合同企業説明会」を複数回実施し、採用と人材定着の両面から会員企業と共に活動を展開しました。障がい者就労委員会は、生徒・保護者・企業の約200名が参加した「企業と特別支援学校の交流会」を積極展開し、多様な人材が活躍できる職場づくりへの理解を深めました。

2025年度具体的な取組内容

【１】会員訪問活動の本格展開

- 支部幹事会として８月末まで集中訪問を実施し、会員の経営近況・課題を直接聞く双方向の対話活動を推進しました。
- 例会の参加回数に基づく「重点訪問戦略」を策定し、参加頻度の高い層へ戦略的アプローチを実施。延べ566社への会員接触を達成しました。
- 例会未参加層へは活動紹介資料を直接届けるポスティング活動（310件実績）を行い、情報格差の解消に努めました。
- 新入会員ガイダンス例会を開催し、紹介者・役員・事務局による最低半年間のフォローの取り組みや各例会でのゲスト参加も積極的に呼びかけました。

【２】会員600社とつながるランチ交流会

- 定例の「会員ランチ交流会」を継続開催。6月、７月、９月、10月、12月に開催し、継続参加と新規参加が交じり交流を積み重ねました。
- 各地区会でもランチセミナーを開催し、気軽な時間帯に会員同士が近況や課題・取り組み事例を共有できる場を広げました。

【３】「未来を学ぶ支部例会（未来会議）」の開催

- 支部７月例会は「実用的AI活用セミナー」を開催し、自社の業務や戦略にAIをどう取り入れるかを具体的に学ぶ機会としました。支部11月例会は「若者が主役の未来社会づくり～若者が学ぶ教育の今～」として、学校と企業の交流例会を実施し、これからの人材育成と地域の未来像を共有しました。
- 富良野地区会や農業部会でも「生成AI活用セミナー」等、AIをテーマにした例会を複数開催し、未来志向の学びを地域一帯に広げました。

【４】財政改革と自走型組織への転換

活動に応じた事務局対応の費用負担制度や部会設置等の整備を完了させるなど、持続可能な財政基盤の強化に向けた議論と整備を推進しました。事務局の働き方改革と役員との連携による、効率的な組織運営に取り組んでいます。

【５】事務局は「会員接触最優先、残りの時間で事務業務」

「会員接触80%・事務業務20%」の方針のもと、支部幹事と連携しながら全会員訪問を最優先に推進しまし

た。訪問時には動画撮影・ランチ交流会への誘導・求人情報収集を実施し、１回の訪問で複数の価値を生み出すスタイルを徹底しました。方針や成果に直結しない資料作りを排し、会員が価値を実感する活動に集中する運営スタイルへ転換しました。

【６】情報発信とSNSの仕組み化

昨年開設したInstagramの投稿スタイルを、親しみやすく楽しさの伝わる表現へ刷新し、写真＋短文＋感想スタイルで積極的な発信に取り組みました。SNS・通信・動画を連動させた活動の可視化と、会員訪問と合わせて、会員企業に届く、会員企業の魅力を広く共有できる仕組みづくりの充実に向けて取り組みました。

函館支部

【中長期ビジョン】
・集合天才の実現（個の経験を全体のものとし、全体の経験を個に戻す）
【中長期スローガン】
・本音で悩みを打ち明け合える関係を築く
【活動方針】
・苦楽を共にすることで絆を強める

年度方針

・2025：楽しいを増やそう
・2026：ビジョンと楽しいを広めよう
・2027：楽しく学ぼう
・2028：楽しい支部にしよう

１．よい会社づくり

今年度も各委員会および地区会が支部例会を主導し、「人を生かす経営」を軸とした「人づくり・企業づくり・地域づくり」の実践報告を通じて学びを深めました。例会では一貫してグループ討論を重視し、多様な視点から気づきを得る「学び方を学ぶ」姿勢を養うとともに、自社に持ち帰るべき具体的な経営課題を明確にしました。

経営指針委員会では、研究会を通じて受講生６名の指針作成を支援しました。また、オープン学習会では、激変する経営環境において企業の進むべき航路を示す「経営の羅針盤」として、指針の成文化と実践の重要性を発信。また支部例会では報告会として受講生６名が策定した経営指針とその想いを発表しました。経営指針は単なる計画書ではなく、経営者の覚悟と存在意義を宣言し、強靭な企業体質を築くための不可欠な基盤であることを再確認する機会となりました。経営・厚生労働委員会では、「労使見解」の勉強会やパワハラ防止セミナー、事業承継セミナー等を企画。支部例会では、病気の早期発見を通じたリスク管理を呼びかけました。DI委員会はインクルージョンの考え方の理解を広める支部例会を開催し、人を生かす経営を深める機会としました。共同求人・社員共育委員会では合同入社式・新入社員研修から始まり、三社共催（函館商工会議所、函館法人会）の合同企業説明会や、新入社員フォローアップ研修会を開催。また、次代のリーダーを育成する第41期幹部大学を開催し、５名が受講しました。さらに、幹部大学の同窓会である共育倶楽部では現役受講生への協力や卒業生同士の継続的な研鑽と交流を図りました。

青年部青経未来塾は、全道青年部・後継者部会交流会の設営を担当。全道から170名が結集しました。「未挑戦への挑戦」をテーマに、社員を最も信頼できるパートナーとして共に育ち合う経営指針の実践を共有し、次代を担う経営者としての覚悟を固め合いました。また、苫小牧支部青年部との連携企画を開催し、支部を超えて切磋琢磨しました。

２．よい経営環境と地域づくり

道南みらい創造委員会では、「次世代の地域を創る」をテーマに、食産業、事業承継、DX、中心市街地問題などの課題解決に向けた例会を企画し、グループ討論を実施しました。行政職員も交えて課題意識を共有し、現場のボトルネックを洗い出すことで、今後の取り組みへの指針を得る機会としました。

政策委員会では、「函館市中小企業振興基本条例」への理解を深め、条例が掲げる「自立した企業」に向けたセルフチェックと討論を行いました。その結果、新商品開発への意欲は高い一方で利益確保に課題があり、DX推進等による生産性向上が急務であることを共有。地域を支えるのは中小企業であるという自負を改めて確認しました。

函館支部の２地区会でもよい会社づくりをベースに地域に根差した活動を展開しました。噴火湾地区会では外

の視点から地域の魅力や資源を見直し再発見する例会や、地元の経営者を報告者にすることで、地域密着型の経営のあり方についてなど議論を深めました。また、設立30周年を迎えた桧山地区会では、まちづくり講演会を企画、周辺町村の首長を招いて桧山管内の行政や企業が結束したまちづくりについて学び合いました。

3．楽しく学べる同友会づくり

組織・企画委員会では、夜間の参加が難しい会員向けに「コミュニケーションランチ」を開催し、マーケティング学習や近況報告を通じて交流を深めました。また、会員拡大プロジェクトにより、8月（青年部・ミドルクラブと合同）と2月に「函館経営者交流会」を実施。ゲストへの入会勧誘に加え、新会員向けのガイダンスや交流会を行い、同友会での学びを活かした会社づくりの事例紹介とともに、温かく迎える場をつくりました。その他、朝市での交流BBQや、「道南つながるマーケット＠蔦屋書店」を開催。18店舗の出展を通じて、地域に地元企業の魅力を発信しました。

例会への参加促進と会員間の連携強化のため、各組織での積極的な声掛けを行い、平均約50名が集う活気ある場を創出しました。会員間取引推進プロジェクトでは、新支部HP上に社員や家族も利用可能な特典ページを開設し、現在特典の募集を進めています。道南観光研究会では、福島町の有害鳥獣減容化処理施設や、森・鹿部・南茅部の遺跡・水産業を視察し、地域の歴史や文化、資源の魅力を再確認しました。

スローフード研究会では、豆をテーマにしたメキシコ料理の試食や、函館真昆布の可能性を探るラーメン企画を通じ、地場産品の活用を研究。女性部会マルメロの会では、AI・DXへの理解を深める例会に加え、災害対応と事業継続（BCP）をテーマに開催。チェックリストを用いた現状把握を行い、自社で取り組むべき課題を明確にしました。

4．新設部会・研究会の始動
～世代別コミュニティとデジタル変革

2025年度は支部のさらなる活性化と会員企業の持続的成長を支援すべく、新たな部会として、「マスタークラブ」と「ミドルクラブ」、及び「DX研究会」を立ち上げました。

マスタークラブは概ね60歳以上の会員・会員企業の社員が対象として設立されました。数々の荒波を乗り越えてきた経営者たちが「経営と人生」を忌憚なく語り合い、学び合っています。ミドルクラブは青年部を卒業したミドル世代を対象に、実践的な知識の習得と会員同士のネットワークの再構築を目的に活動を展開しました。AIの利活用や投資戦略などをテーマに例会を開き、学び直しのプラットフォームを確立しつつあります。DX研究会は、各社へのDXの実装を加速させ、地域全体の競争力を底上げすることを目的に設立されました。単なるITツール導入検討に留まらず、生産性を向上させるためのビジネスモデルの変革を追求しています。定期的な勉強会とオープンセミナーの開催を通じて、生成AIの具体的な活用法や、DXへの理解を広げています。いずれも支部の活動の厚みを支える組織として期待されます。

苫小牧支部

10年ビジョン

・強靭な経営体質の向上につながる「共学・共育・共生」の企業づくりを実践
・持続可能な地域の創造に寄与する産学官金との連携
・時代に必要な知識と意識の醸成に結びつく委員会・部会の創設
・力強い同友会運動の推進につながる新たな「仲間づくり」の実践

（40周年記念式典にて発表 2018.1.23）

【2025年度スローガン】
『謙虚に耳を傾け、本気で学び、同友会の3つの目的を達成しよう』

1．企業づくり

・6月例会では社会保険制度の改正（年収の壁）、7月例会では「対話」による社員の定着、11月例会では5S活動による職場改革をすすめた北日本消毒の湊亨社長（しりべし・小樽支部）の実践から、改善の積み重ねが企業文化をつくる視点を共有し、12月例会では「攻めの賃上げ」をテーマに持続的な賃上げに向けて議論。人を生かす経営の実践に向けた多角的な学びを深めました。
・経営指針の成文化と実践では、2月例会において第17期経営指針研究会の研究生5名がその成果を報告しま

した。また、実践の学びの場づくりとして、経営指針委員会による初の「ビジネス座談会」が開催され、自社の現状と課題を赤裸々に語り合う場となりました。
- 社員研修会では若手社員に向けて「仕事のやりがい」をテーマに、参加者同士で多様な価値観を学び合いました。また、経営者の右腕となる幹部向けの研修会では「幹部・管理職に求められる役割」に焦点を当て、実践報告とグループワークを通じて「学び続ける大切さ」を共有し、部下育成に関する悩みや課題を率直に語り合いました。

2．地域づくり・経営環境づくり

- 苫小牧市・金澤俊市長を招いた９月例会では、「苫小牧市×中小企業～私たちの未来（ちいき）づくり～」をテーマに市の産業振興やまちづくりの方向性を共有。４委員会委員長とのパネルディスカッションを通じて、行政と企業の相互理解を深め、継続的な意見交換の場を作ることを確認しました。
- 新年交礼会では北泉開発の曽我部元親社長（くしろ支部）が経営指針に基づく地域ビジネス創造について講演。長期的な時間軸を持って地域課題に向き合う同社の実践から、地域経済の展望を考えました。
- 教育機関からの期待も高まりました。苫小牧西高等学校、苫小牧工業高等学校定時制生徒との懇談会を実施し、就職希望の生徒に向け仕事のやりがいや地元で働く魅力を対話形式で伝え、就職に向けた準備を支援するとともに地元中小企業の魅力を発信しました。

3．同友会づくり

- ５月例会では立食形式で会員同士の親睦を深め、委員会・部会組織を紹介。３月例会では「つながろう苫小牧！」を合言葉に、「自社のこだわりや強み」を語り合い、会員企業の魅力を再発見するとともに組織の結束を図りました。
- 気軽に参加できる交流の場として、組織・企画委員会がランチ会・夕食会を定期開催。少人数での日常的な接点を増やすことで、交流の活性化に注力しました。
- 支部役員研修会では、髙橋憲司副代表理事が改めて「2030ビジョン」を共有。支部の現状とあわせながら課題と展望を語り合うグループ討論を行いました。

西胆振支部

【スローガン】
『学びあい、活かしあい、寄りあい、相乗効果を生み出す同友会』

1．企業づくり

- 11月例会では、第８期経営指針研究会の修了生５名が登壇し、理念成文化後の意識改革や組織の変化など具体的な成果が共有されました。続くパネルディスカッションでは修了生同士が赤裸々に経営を語り合い、研究会さながらの熱い討論に参加者も大いに刺激を受けました。また、第９期経営指針研究会では４名の研究生が修了し、報告会となる２月例会で自社の理念・ビジョンを発表しました。
- 今年度も札幌支部中央北地区会と合同例会を開催。ティーエヌエヌシステムズ・中村誠社長（苫小牧支部）が「AI×人を生かす経営」をテーマに、AIやDXを単なる効率化ツールではなく「人の力を引き出す仕組み」として捉えた企業実践を報告し、自社での活用や人を生かす企業づくりを模索しました。
- 補助金・助成金活用について学びを深めた10月例会では、伊達信用金庫と連携した自動診断ツール『Jシステム』の体験などを通じ、会員企業の経営基盤強化に向けた具体的な手段を学びました。

2．地域づくり・経営環境づくり

- ５月例会では室蘭まちづくり放送の沼田勇也社長が、過去の災害経験に基づいたBCP（事業継続計画）の重要性を報告。地域FM局を「地域の命綱」として位置づけた取り組みを通して、地域企業としての社会的責任や役割を再認識しました。
- 地元教育機関との連携も深めました。室蘭工業大学との協働事業の３回目として、７月例会は在学中に起業した若手経営者をお招きし、空き家問題という地域課題をビジネスチャンスに変える柔軟な発想に触れ、地域人材育成と企業連携の可能性を議論しました。また、３月例会では日本工学院北海道専門学校を訪問。学校の歴史や現在の取り組みを学び、地域で人を育て、地域に人材をつなげる可能性について考えました。
- 新年交礼会では、登別・室蘭・伊達の３観光協会の会長、北海道アドベンチャートラベル協議会事務局長を交えたパネルディスカッションを開催。地域の枠を超えた「観光をツールとした地域づくり」と広域連携の必要性を共有しました。

3．同友会づくり

・次代を担う仲間づくりとして８月例会は地域の各青年団体を招いた「納涼例会」を開催。会員企業の食材を活用したBBQを通じて交流を深め、「仲間づくりは地域づくり」という姿勢で支部全体を活気づけました。
・11月には正副代表理事をお招きした支部役員との懇談会を行い、支部活動のみならず自社経営についても活発に議論を行いました。
・11年ぶりに設営を担当する2026年度「全道経営者“共育”研究集会（道研）」に向け、実行委員会を結成しました。くしろ道研での学びや運営ノウハウを継承しつつ、西胆振支部の力を結集し、西胆振の新たな価値を創造する準備を本格化させています。

●2025年度専門委員会活動の報告

全道組織・企画委員会

スローガン：時代に合わせて成長する北海道同友会をめざします。

①仲間づくりの輪を広げ、継続した学びの場を確実にしていきましょう。

年１％の会員増加（入会６％以上・退会５％以下）を目標に掲げ、各支部の実情に応じた会員増強に取り組みました。とかち支部では委員会を企画・増強・分析の３グループに分け、支部例会参加者100名超を維持しながら「ランチ会」「同友会を知る会」を交互に実施し、未会員への訴求を強化しました。くしろ支部は各委員会・地区会との対話で目標を設定しDoyu交流会を軸に活動を展開、しりべし・小樽支部は初のビアガーデン例会で入会者を獲得するとともにランチde交流会・イブニング交流会を継続しました。函館支部は会員拡大プロジェクトを継続し２月の経営者交流会で約10名の入会候補を確保、苫小牧支部はDOYUランチ会・ディナー会を開催して夜間参加が難しい層や女性会員の交流を促進しました。道北あさひかわ支部は事務局員が会員訪問でニーズを聴取しボウリング大会や新会員ガイダンスを開催。オホーツク支部はビールパーティ（６年ぶり）やパワーランチ等を組み合わせて活性化を推進、札幌支部は９月の大交流会（250名参加）と新会員歓迎会で定着と退会抑制を図りました。西胆振支部は若手会員が他団体青年部へのアプローチで入会につなげ、南空知支部は幹事主導の例会運営と全国・全道の場への参加で意識向上に取り組みました。

②北海道のすべての地域に会員企業を増やしていきましょう。

10％プロジェクトの達成を目指し、８月に中同協主催の2026組織強化・会員増強全国交流会（オンライン・全道から12名参加）で「増やす人を増やす」という視点やデータ活用・行政連携の事例を学びました。委員会では各支部の未会員向け企画をTTSP（徹底的にすぐパクる）の精神で共有し、オンライン例会の活用拡大やブロック合同例会・委員会の開催を次年度の検討課題として確認しました。

③強い組織づくりに取り組みましょう。

毎回の委員会で全道・全国の好事例を共有し、2030ビジョンを軸に「世代交代と会勢継承」「AI・DX活用による事務局負担軽減」について意見交換を重ねました。年度後半には2026年10月に予定している会費改定（月額2,000円増額し7,000円とする）に正面から向き合い、第４回委員会（12月）で議論した直近４年間の会勢推移の分析と中長期の会勢回復シナリオを理事会に提示。第５回委員会（２月）では「役員による全会員訪問・対話活動」を提案・承認し、単なる増額通知にとどまらず経営課題を傾聴しながら2030ビジョンを語り合う場とする方針を確認しました。

上記の結果、2025年度末（2026年３月31日）の全道会員数は5,420名（期首5,519名、純減99名）となりました。純増を達成したのはしりべし・小樽支部（＋７名）と西胆振支部（＋３名）の２支部で、特にしりべし・小樽支部は退会が前年の23件から９件へと大幅減少したことが好転の主因です。新年度からは各支部活動の「見える化」を本格実施し、退会抑制と全会員訪問活動を全道一丸となって推進していきます。

全道経営指針委員会

「同友会は経営指針をつくって経営を学ぶ会」を基本に３つの方針と７つの計画をもとに活動してまいりました。

各支部において成文化研究会が稼働しました。特に労使見解については再度各支部で見つめなおす１年となりました。札幌支部、とかち支部では他県や地元企業への視察を実施し、道北あさひかわ支部では経営セミナーとして経営指針の重要性を伝えました。また苫小牧支部ではビジネス座談を全４回のシリーズ企画として開催しました、西胆振支部では前年度の研修生がサポーターとして、自社の成文化後の進捗を例会として報告、その結果、次年度の研修生の応募が増加しました。オホーツク支部では今年度より経営計画・方針の策定に着手し、活動の幅を広げました。くしろ支部でも着実に歩みを進め、成文化を体験した会員企業の幹部社員が参加するなど重層的な学びが続いています。しりべし・小樽支部では、小樽商科大学の准教授を外部専門家として迎え、質の高い取り組みを進めると共に青年部との連携による若手経営

者の加入促進にも取り組みました。

定点観測を目的とした全道アンケートについては回収率が低下しており、課題が残る結果となりました。

第40回全道経営者“共育”研究集会 in くしろでは43名が参加した分科会を設営し、報告者はとかち支部の中野牧場、中野社長でした。グループ討論でも経営指針委員会らしく本音で語り合う分科会となりました。各支部持ち回りで開催の研修会は、しりべし・小樽支部で実施され、理念をもとに企業づくりを行う実践について新築の社屋の見学と合わせて学び合いました。

全道共同求人委員会

2025年度の全道共同求人委員会は、採用環境の急激な変化を背景に、「採用の成果」だけでなく、「共同求人を通じて企業や地域がどのように変化したのか」を問う1年となりました。全道委員会では、賃上げや人手不足を構造的課題として捉え、共同求人を単なる採用イベントではなく、企業づくり・人づくり・地域づくりを進める経営実践の場として再確認しました。

各支部では地域の実情に応じた取り組みが進められました。札幌支部では、経営者の意識変革を目的とした学習会や採用ノウハウ学習会を開催し、採用と経営を結び付けて考える機会を創出しました。しりべし・小樽支部では、例会等を通じて地方企業の人材確保や育成の課題を共有し、採用を信頼関係づくりのプロセスとして捉え直しました。函館支部では、学校等との連携を重視し、地域で働く意義や企業の魅力発信に取り組みました。

とかち支部では、高校と地元企業との合同企業説明会や合同入社式、社会人になるための就職セミナーを実施。苫小牧支部は、苫小牧西高等学校３年生を対象とした進路別講演会の講師派遣を行うなど高校との連携を深めています。西胆振支部では日本工学院北海道専門学校の見学会を開催しました。

くしろ支部では、釧路公立大学との連携や行政との懇談を通じて、地域全体で人材課題に向き合う姿勢を共有しました。オホーツク支部では、教育局との連携により高校教員との懇談会を開催し、若手人材の定着について協議しました。道北あさひかわ支部において、２回の合同企業説明会を開催し、高校生を中心とした参加者が延べ400名を超えるなど企業活動を学生が知る機会となりました。

全道共育委員会

2025年度は、道内各支部において多彩な社員教育・共育企画を展開しました。全道的には社員研修プログラムを階層別に９回開催し、延べ143社345名が参加しました。また、64名の経営者・幹部にグループ討論のサポーターを務めていただきました。新入社員から中堅・幹部まで、採用―育成―定着を一体で捉える体系的なラインナップが組まれたことが、本年度の大きな特徴です。

新入社員教育では、札幌・くしろ・オホーツク・函館など各地で新入社員研修が開催され、社会人としての心構えやマナー、報連相、電話応対、名刺交換といった基礎力を学びました。

札幌支部の社外同期プロジェクト Lac ラボでは、１年間にわたり仕事の進め方やコミュニケーション、ストレスとの付き合い方、プレゼンテーションなどを学びました。他社の一年目同士によるネットワークは、新社会人としての不安を和らげる役割を果たしました。

とかち支部では、新入社員研修３回シリーズに加え、十勝経営者大学を開催しました。くしろ支部では、「生成 AI 活用勉強会」など ICT をテーマにした学びが実施された点が特徴です。しりべし小樽支部では、例会において「地域企業あるある～人材・技術・意思決定～」をテーマに事例報告とグループ討議を行い、地域企業が抱える採用・育成の課題を共有しました。苫小牧支部では、幹部に求められる役割と考え方をテーマに管理職研修を実施し、好評を得ました。

オホーツク支部の新入社員マナー研修は、地域の金融機関との連携により、「お金の話」やライフプランにも触れる構成が特徴であります。道北あさひかわ支部では、長年続く幹部講座が「共育」の要素を強めてリニューアルされ、コミュニケーション、アンガーマネジメント、法務、組織論、プレゼンテーション、上司・部下関係などを10講座で学んでいます。

全道経営厚生労働委員会

2025年度は、活動方針である①持続可能な経営・BCP確立と地域づくり、②厚生課題への取り組み③働く環境づくり、④共同求人・社員教育全国交流会の成功に基づき、全道各支部の実践共有と議論を重ねました。活動全体を通じて「2030ビジョン」との連動を意識し、厚生労働分野を重視した職場風土の構築と「人を生かす経営」を基本方針として取り組みました。

方針１のBCP・持続可能な経営については、BCPを単なる災害対策にとどめず、健康経営や事業承継を含む経営戦略として捉え直す議論が深まりました。西胆振支部のFMラジオを活用した災害対応事例、札幌支部の総合BCP、南空知支部の再学習計画などが共有され、企業単独ではなく地域と連動した仕組みづくりの重要性が全道共通の認識として再確認されました。

方針２の厚生課題への取り組みでは、函館支部における医師による健康診断セミナーやハラスメントをテーマとした例会、とかち支部の対策研修などが報告されました。メンタルヘルス対策や企業リスクへの対応は急務であるとの認識が共有され、全道向けパワハラ予防研修の実施を検討しました。

方針３の働く環境づくりでは、札幌支部の「100年企業の実践」例会を通じ、人が輝く職場づくりの重要性を共有しました。2030年の最低賃金1,500円水準の達成を見据えた中長期戦略や賃上げ対応の経営判断については苫小牧支部で議論が行われたほか、評価制度の構築、M&A、選択理論心理学を活用した組織運営など、多様な実践が報告されました。

方針４の共同求人・社員教育全国交流会については６月に開催され、他地域の実践を学ぶ機会として関係委員会と連携し成功裡に終了しました。

次年度に向けては、各支部の優れた実践を全道へ展開するため、ハラスメント対応や人材定着をテーマとした全道例会を2026年６月以降に開催する予定です。次年度方針には2030ビジョンとの連動をより明確に位置付け理念にもとづく持続可能な実践へと深化させていくことを確認しました。

全道障害者問題委員会

１．障がい者雇用の現状把握と学びの推進

・全道、全国規模の交流会からの学び

各支部の活動報告に加え、「2025共同求人・社員教育活動全国交流会 in 北海道」および「第23回障害者問題全国交流会 in 青森」の振り返りを行い、障がい者雇用への理解を深めるとともに、今後の取り組みの方向性を再確認しました。

・難病患者の就労実態に関する意見交換

第１回委員会において、一般財団法人北海道難病連相談課長の鈴木洋史氏より、北海道・札幌市の委託事業として実施された「難病のある労働者の把握状況と配慮等の課題」に関する調査結果の報告と解説をいただきました。外見から分かりにくい症状への個別対応の重要性や、支援・助成制度の周知不足といった現状を知ることができ、理解促進と啓発の必要性を共有しました。

２．組織連携と環境づくり

・支部活動との連携

今年度は、全道委員が各支部の例会に積極的に参加し、各地の実践や課題を共有することで、支部間の連携を深めるとともに、学びの循環を広げました。

函館支部で開催された２月例会を、全道障害者問題委員会の協力事業として位置づけ、人口減少や社員の高齢化が進む中で企業が持続的に発展していくための経営のあり方をテーマに、インクルージョンの考え方を基盤とした企業風土づくりについて、企業の視点と支援対象者の視点の双方から議論が行われました。

多様性を認め合い、誰もが活躍できる組織づくりにおいて経営者の姿勢が重要であることを学び、支部発の取り組みを全道の学びへと広げる機会となりました。

全道政策委員会

活動の力点：中小企業振興基本条例の制定と活用を推進します

①持続可能な地域の実現のために、条例制定への取り組みを推進します。

2025年度は「持続可能な地域の実現のために、条例制定への取り組みを推進します」を活動の力点に掲げ、全

道各支部で条例制定・活用に向けた活動を展開しました。７月に東京都墨田区産業観光部長の郡司剛英氏を招いた「中小企業魅力発信セミナー」を70名の参加を得て開催し、自治体と中小企業が連携した地域産業振興の実践から条例を活かすまちづくりの姿を学びました。また９月にはルートエフ代表取締役の大庫直樹氏を招いた地域経済セミナーを28名の参加で開催し、ILO 産業分析の手法をもとに地域経済の新たな見方を探求しました。各支部でも活発な取り組みが展開されました。函館支部では行政（市長・経済部）との連携を深めながら政策活動を推進しました。札幌支部では札幌版 DOR 調査の報告会を行い、その結果を踏まえた札幌市との施策展開・懇談会を実施しました。しりべし・小樽支部では条例の活用状況を再確認しながら地域経済循環の見える化を模索し、北海道信用金庫との金融懇談会も行いました。オホーツク支部では北見市からふるさと納税の取り組みを学び、広域的な政策活動の知見を深めました。南空知支部では２月例会で三笠市のまちづくりを学ぶことから条例を考える機会を設け、地域の実情に根ざした条例活用の視点を育てました。１月の委員会学習会では「人口減少社会の中で、地域で取り組むポイント」をテーマに北海道田舎プロデュース代表取締役の大山慎介氏を招き、北海道の構造的課題と自治体連携による新たな地域づくりの必要性を全道で共有しました。

②中小企業を取り巻く環境変化を踏まえ、金融制度や税制の動向が中小企業経営に与える影響を検証し、課題と対応策を学ぶ場を創出します。

2025年10月から、景況調査 DOR（北海道版）の対象を全会員に拡大し、メールによるウェブ形式での実施に移行しました。従来の紙送付から切り替えることで回答数の向上を図るとともに、設問内容をカスタマイズして自社の経営状況を把握しやすい調査へと改善しました。第２回・第３回委員会の直前には、北海学園大学の大貝健二教授を交えた景況調査報告会を開催し、道内の景況を分析しました。また５月には信金中央金庫地域・中小企業研究所上席主任研究員の角田匠氏を招き、「トランプ関税を巡る貿易戦争の行方と中小企業への影響」をテーマとした緊急セミナーを39名の参加で開催し、外部環境の変化が道内中小企業に及ぼす影響を迅速に学びました。

③北海道同友会の中期ビジョンに掲げられた、当委員会に関係する項目の実現を目指します。

2025年度末（2026年３月31日）現在、北海道内の理念型条例制定自治体数は72自治体となりました。大樹町・由仁町で新たに条例が制定され、条例の輪は着実に広がっています。2030ビジョンの推進を念頭に置き、委員会で得た知識と事例を支部の学習会・討議の教材として積極的に活用することを全委員で確認しました。北海道経済部との懇談会は年度内に実施を予定していましたが、諸事情により実現には至りませんでした。また、2026年２月８日投開票の第51回衆議院議員総選挙にあたり、北海道第１区から第12区の立候補者に対して中小企業政策に関する質問状を送付し、賃上げができる取引環境の確立・人材確保支援・中小企業支援の基本方針・事業承継・中小企業を日本経済の柱と位置付けるための制度と理念の５点について回答を求めました。２月２日までに寄せられた回答を北海道同友会ホームページで公開し、政策への働きかけと情報発信を行いました。

市町村別会員分布図 （2026年３月31日現在）

5,418名
179市町村中144市町村に
会員分布（分布率80％）

※その他、東京都に2名（とかち支部）

一般社団法人北海道中小企業家同友会　会員構成

企業数　5,231社
構成員数　5,420名

集計出力日：2026年3月31日

会員年齢分布

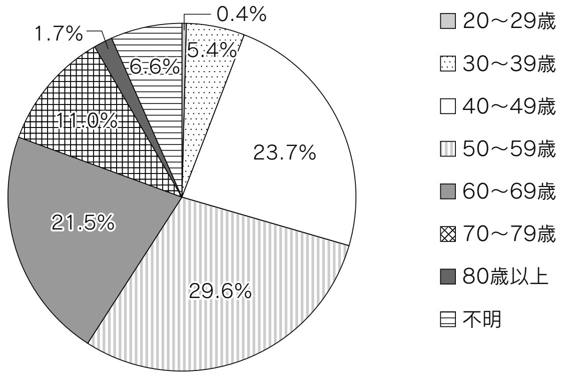

資本金分布

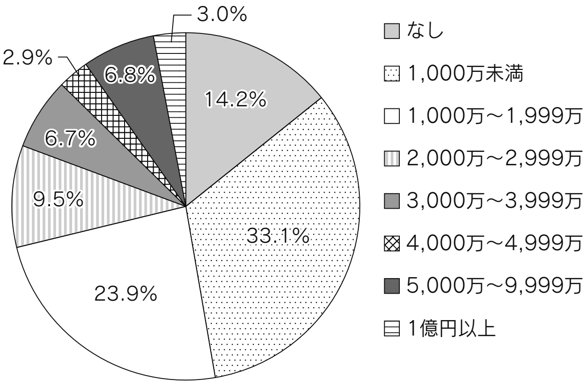

入会年数分布

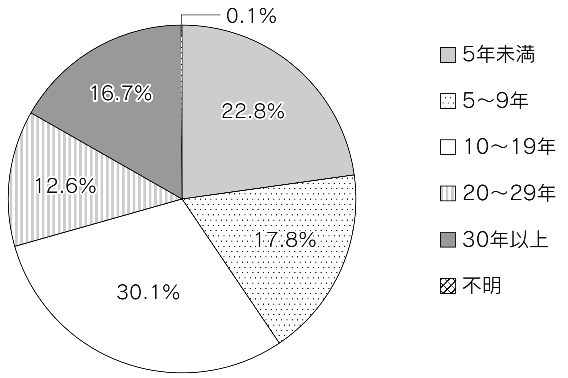

従業員数分布

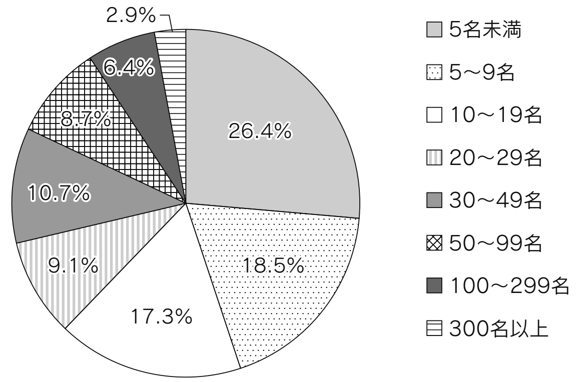

企業設立年数分布

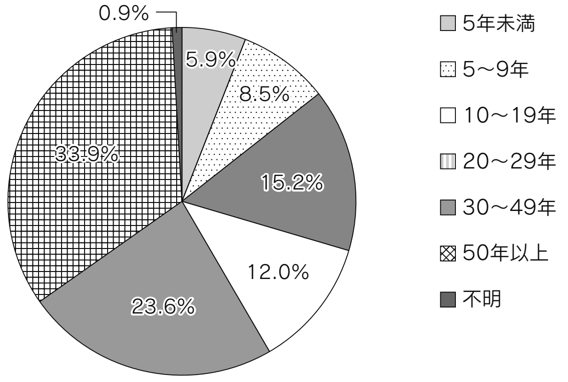

業種分布

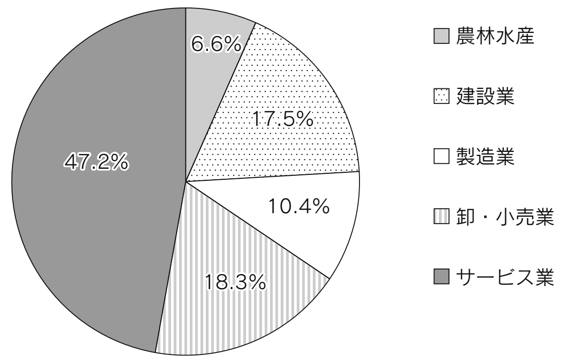

年度別開催回数と参加人数

例会・各種経営研究会

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
例会・地区会 研究会・部会	回数	1,443	1,507	1,734	1,825	1,524	1,684	1,485	1,472	1,319	1,001	1,062	1,269	1,254	1,167	1,051
	参加人数	24,578	32,543	32,865	30,465	31,334	36,026	37,258	33,831	30,948	20,077	27,298	26,787	26,616	26,367	23,188
経営者大学 取締役講座	回数	1	1	1	1	3	4	3	3	3	3	2	3	2	2	12
	参加人数	35	32	45	47	79	269	294	253	215	123	70	122	125	93	102
事業承継・相談窓口	回数												5	3	7	2
	参加人数												244	110	47	32

社員教室・社員研修会

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
新入社員研修会	回数	6	8	5	15	11	13	14	13	10	12	21	16	23	13	12
	参加人数	376	453	397	562	530	607	589	548	505	265	382	527	508	393	362
社員マナー教室	回数	7	5	2	5	9	10	7	4	7	13	9	6	10	7	9
	参加人数	197	143	82	114	209	198	246	142	246	200	208	228	224	141	83
幹部学校	回数	4	6	7	5	4	4	3	4	9	8	4	9	2	4	3
	参加人数	251	199	294	91	78	272	47	53	91	108	54	116	22	85	36
幹部学校同窓会活動	回数	20	26	23	7	17	24	20	25	9	10	11	14	8	6	7
	参加人数	340	331	283	111	459	371	365	301	141	85	122	225	62	86	152
幹部社員研修会（一泊研修会を含む）	回数	1	2	2	14	2	2	2	2	1	0	3	3	13	5	6
	参加人数	20	55	80	281	36	89	79	30	32	0	102	94	364	50	144
営業マン講座、他実務講座	回数	17	22	15	11	13	3	6	4	3	6	3	2	3	3	1
	参加人数	603	422	453	443	615	159	168	247	79	228	113	57	109	111	27
その他の講座	回数						10	12	21	10	1	9	30	31	33	9
	参加人数						349	378	354	205	11	160	771	703	707	273
同友会大学	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	参加人数	31	46	51	45	37	41	42	41	26	32	31	40	28	31	30
同友会大学同窓会活動	回数	1	1	1	0	8	4	3	4	9	3	5	3	4	6	14
	参加人数	29	32	56	0	106	121	153	239	307	203	274	135	194	185	196
合計	回数	57	71	56	58	65	71	68	78	59	54	66	84	95	78	62
	参加人数	1,847	1,681	1,696	1,647	2,070	1,858	2,067	1,955	1,632	1,132	1,446	2,193	2,214	1,789	1,303

合同入社式

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
合同入社式	企業数	129	154	137	161	185	192	180	145	193	48	117	127	136	104	109
	参加人数	327	460	399	403	443	494	428	383	440	114	425	258	265	206	232

※シリーズ企画は１回として計算してあります。理事会、幹事会、世話人会、同好会は含まれません。
※2024年合同入社式の回数に誤りがありましたので修正しております。

共同求人活動の足跡

	新聞広告による求人			
	掲載回数	掲載企業延べ数	応募学生数	会場
1972年	4回開催	90社	84名	
1973年	5回開催	99社	116名	
1974年	1回開催	16社	46名	
1974年	20社	ガイドブック発行始まる。学校訪問で活用。		

	参加企業数	合同企業説明会			
		説明会実施日	参加企業延べ数	参加学生数	会場
1975年	21社	11/22	18社	108名	第一ビル
1976年	32社	11/13	25社	150名	〃
1977年	40社	10/15	25社	530名	北海道建設会館
1978年	53社	10/11・12/16	72社	750名	北海道厚生年金会館 札幌市教育文化会館
1979年	92社	10/12・11/22	135社	1,500名	北海道厚生年金会館
1980年	131社	10/6・11/20	165社	1,950名	〃
1981年	151社	10/2・11/20	102社	2,800名	〃
1982年	175社	10/4・11/16	204社	3,528名	〃
1983年	194社	10/3・11/15	212社	4,493名	〃
1984年	197社	10/3・11/14	224社	5,052名	〃
1985年	188社	10/1・11/14	231社	5,418名	〃
1986年	161社	※(7/2)・ ※(8/4)・ 8/26・10/1	375社	7,927名	札幌パークホテル 札幌サンプラザ
1987年	150社	8/20・9/16	244社	5,105名	北海道厚生年金会館
1988年	180社	※（7/4）・8/22・ 9/16	397社	4,565名	〃
1989年	206社	※（6/19）・8/21・ 9/18	427社	2,902名	〃
1990年	223社	※(6/20)・※(6/21)・ 8/20・9/18・11/19	754社	5,119名	札幌パークホテル 北海道厚生年金会館
1991年	240社	※(6/25)・※(6/26)・ 8/9・9/26・11/19	754社	4,728名	北海道厚生年金会館
1992年	232社	※（6/15）・7/1・ 8/3・9/17・11/16	679社	8,518名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1993年	211社	※（6/1）・7/1・ 8/2・11/17	442社	11,713名	〃
1994年	198社	※（6/8）・7/1・ 8/3・9/16	382社	11,344名	〃
1995年	175社	※（6/5）・7/3・ 8/1・9/1	346社	9,549名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1996年	169社	※（5/14）・7/1・ 8/1・9/2	403社	8,483名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1997年	188社	※（4/14）・5/8・ 7/1・8/1・10/23	510社	8,024名	〃
1998年	170社	4/28・5/25・ 7/1・8/11	348社	8,625名	札幌サンプラザ 北海道厚生年金会館
1999年	143社	4/23・5/18・ 7/1・8/3	283社	9,461名	〃
2000年	134社	4/20・5/24・ 7/3・8/3	281社	7,385名	〃
2001年	118社	4/12・6/1・ 7/4・8/2	297社	5,553名	〃
2002年	95社	4/22・5/21・ 7/9・10/7	222社	5,486名	〃

	参加企業数	合同企業説明会			
		説明会実施日	参加企業延べ数	参加学生数	会　　場
Web 共同求人サイト運用開始。ガイドブックと併用					
2003年	ガイドブック参加企業　86社 Web 参加企業　87社	4/21・6/2・ 7/14・9/26	188社	6,361名	〃
2004年	ガイドブック参加企業　81社 Web 参加企業　86社	4/21・6/2・ 7/6・8/4	208社	5,861名	〃
2005年	ガイドブック参加企業　81社 Web 参加企業　95社	4/18・5/30・ 7/4・8/4	257社	5,179名	〃
主に Web 共同求人サイトを活用し、ガイドブックは説明会ごとに作成。					
2006年	165社	4/19・6/7・ 7/4・8/9	309社	4,356名	〃
2007年	156社	3/13・4/17・ 5/22・9/26	305社	2,691名	〃
2008年	149社	3/24・4/28・ 5/27・9/24	309社	2,593名	ホテルポールスター札幌 北海道厚生年金会館
2009年	120社	4/21・5/26・ 6/16・9/15	173社	4,414名	北海道厚生年金会館 ホテルポールスター札幌
2010年	112社	4/19・5/26・ 6/29・9/27	153社	4,191名	ホテルさっぽろ芸文館 ホテルポールスター札幌
2011年	95社	4/21・5/26・ 6/28・9/27	158社	3,964名	ホテルさっぽろ芸文館
2012年	65社	4/19・5/22・6/27・ 9/13・10/28	226社	2,703名	ホテルさっぽろ芸文館・ 経済センター
2013年	67社	2/12・4/16・5/20・ 6/26・10/10	333社	2,242名	ホテルさっぽろ芸文館・ 札幌パークホテル
2014年	89社	4/28・5/21・ 6/16・10/2	312社	894名	ホテルさっぽろ芸文館・ 札幌パークホテル
2015年	123社	3/9・5/7・8/6・ 10/7・2/1	343社	872名	ニューオータニイン札幌・ ホテルさっぽろ芸文館・ACU
2016年	107社	3/14・5/23・ 8/8・10/24	288社	528名	ニューオータニイン札幌
2017年	101社	3/1・5/29 8/23・10/17	237社	308名	ニューオータニイン札幌
2018年	98社	3/12・8/6・10/15	167社	420名	ニューオータニイン札幌 札幌コンベンションセンター
2019年	76社	3/1・8/6・10/16	126社	117名	ニューオータニイン札幌
2020年	59社	5月（3日間）、 7月（3日間）、 10月（2日間）、 2月（1日）	97社	381名	オンライン開催
2021年	43社	3/5・4/22・6/11・ 7/21・10/21	101社	67名	3月、6月、7月 オンライン開催 4月、10月 デ・アウネさっぽろ

■※印の86.7.2は「就職ガイダンス」、続く8.4は「企業セミナー」
89年以降の※印は「産業セミナー」、97年は「学生のための就職セミナー」の参加人数です。

共同求人活動を登録制に変更。求人誌の発行再開							
	登録企業	求人誌掲載企業数	Jobway登録企業数	各支部の合同企業説明会等			
				支部名	説明会実施日	参加企業のべ数	参加学生数
2022年	302社	79社	92社	道北あさひかわ	5/12・7/14	130社	535名
				とかち	8/1	51社	176名
2023年	368社	121社	28社	道北あさひかわ	5/11・7/12	150社	430名
				とかち	8/3	58社	120名
2024年	513社	172社	34社	道北あさひかわ	5/9・7/17	150社	426名
				とかち	7/29	62社	130名
2025年	541社	170社	18社	道北あさひかわ	5/8・7/15	152社	499名
				とかち	8/4	55社	100名

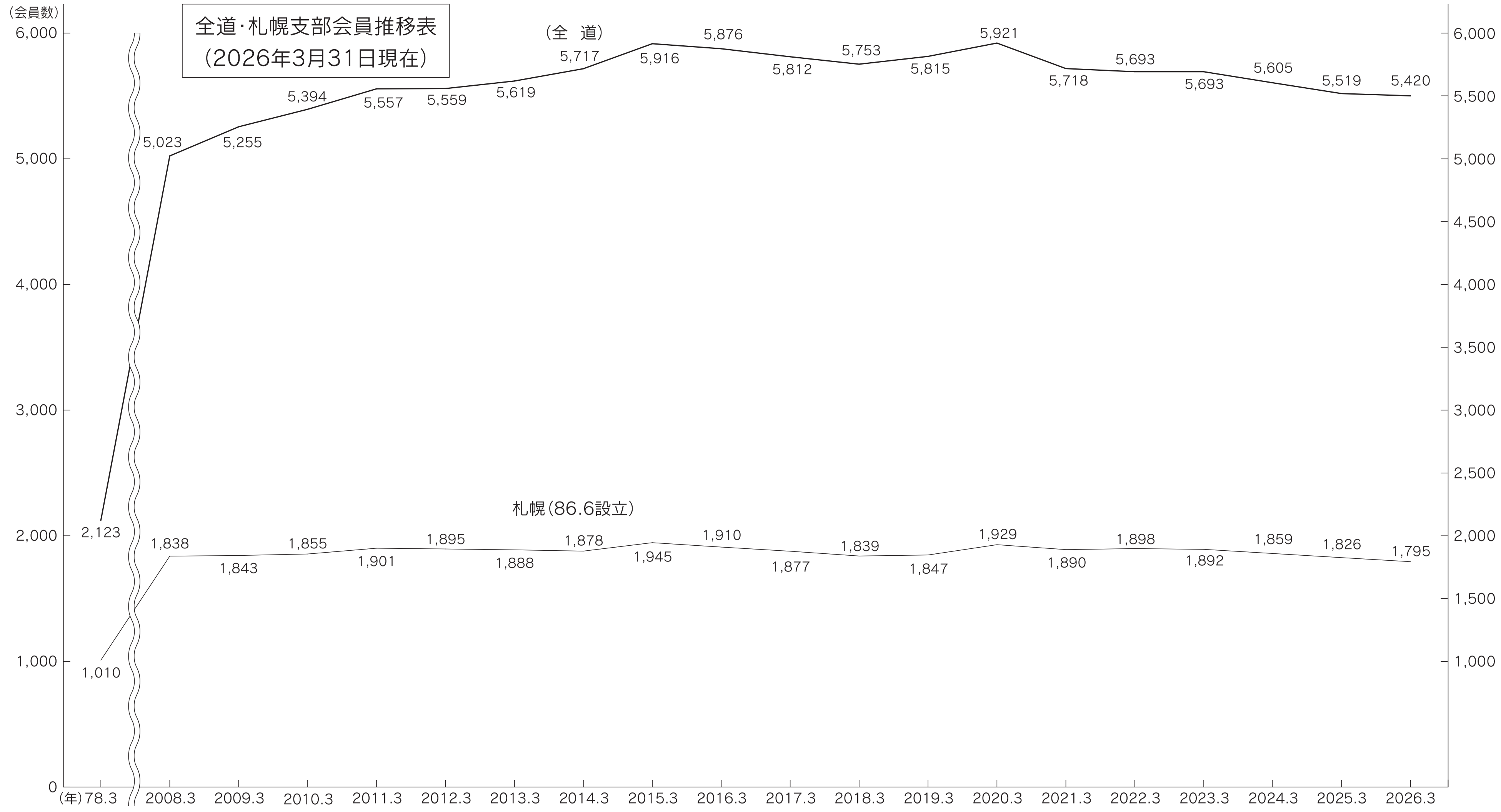
全道･札幌支部会員推移表
（2026年3月31日現在）
（会員数）
（全　道）
札幌（86.6設立）
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0
6,000
5,500
5,000
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
（年）78.3
2008.3
2009.3
2010.3
2011.3
2012.3
2013.3
2014.3
2015.3
2016.3
2017.3
2018.3
2019.3
2020.3
2021.3
2022.3
2023.3
2024.3
2025.3
2026.3
2,123
5,023
5,255
5,394
5,557
5,559
5,619
5,717
5,916
5,876
5,812
5,753
5,815
5,921
5,718
5,693
5,693
5,605
5,519
5,420
1,010
1,838
1,843
1,855
1,901
1,895
1,888
1,878
1,945
1,910
1,877
1,839
1,847
1,929
1,890
1,898
1,892
1,859
1,826
1,795

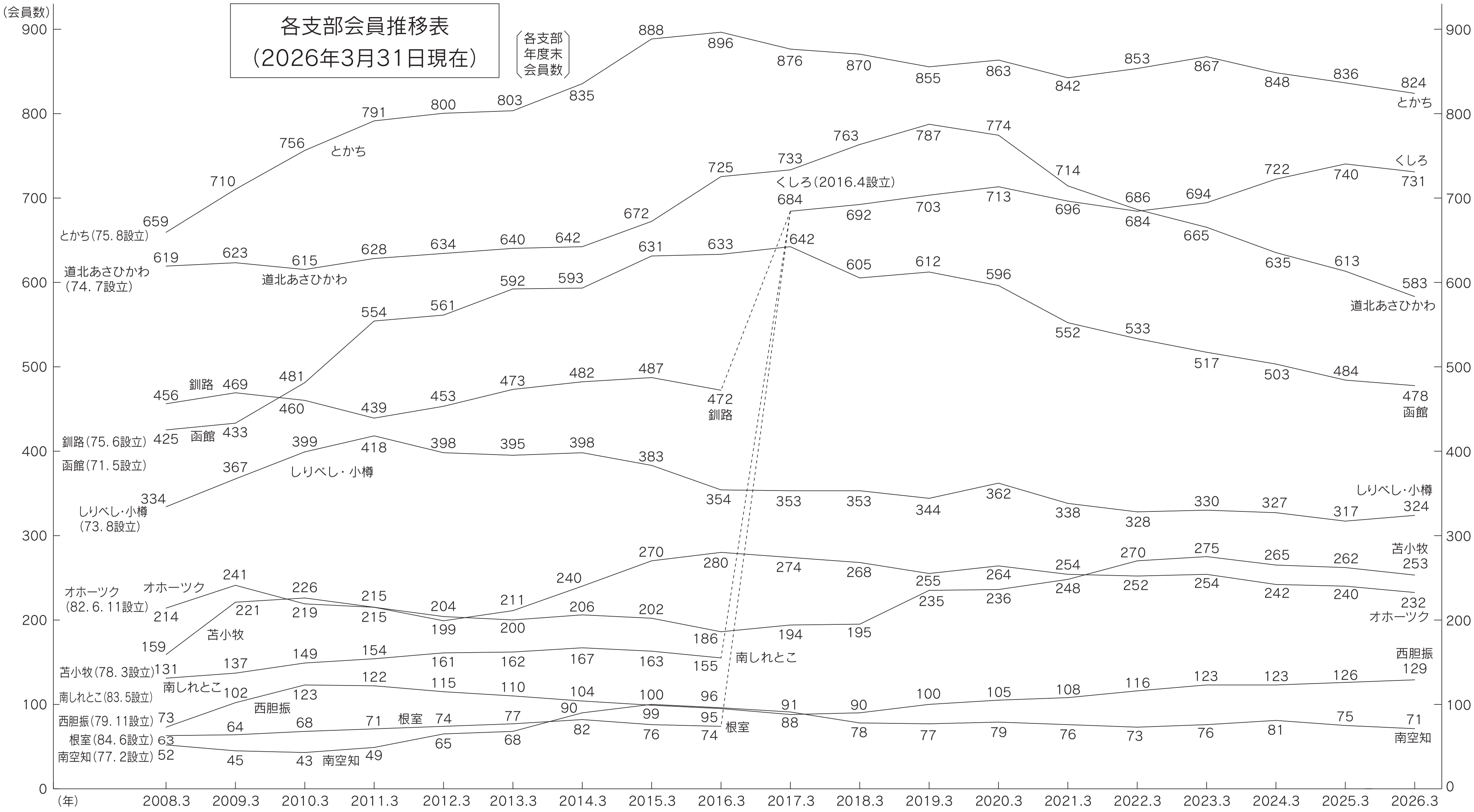

※2006.3より静内の会員数は苫小牧に加えました。
※2017.3より根室、南しれとこの会員数はくしろに加えました。

活動のまとめ
情勢
２０３０ビジョン
活動方針
決算書、予算
資料
諸規程

「10％プロジェクト」の取り組み　支部別会員数と対企業組織率

（2026年３月31日現在）

支部名	設立	今期会員数の増減									人口・企業対比		
		2025.3.31	今期入退会数・%					2026.3.31	増減数	増加率	人口 2024.1.1	企業数 2021.6.1	現在の組織率
		会員数Ａ	入会	%	退会	%	移転	会員数Ｂ	Ｂ－Ａ				
とかち	1975. 8	**836**	39	4.7%	51	6.1%	-	**824**	***-12***	-1.4%	325,141	5,436	**15.16%**
くしろ	2016. 4	**740**	29	3.9%	37	5.0%	-1	**731**	***-9***	-1.2%	281,993	5,015	**14.58%**
しりべし小樽	1973. 8	**317**	16	5.0%	9	2.8%	0	**324**	***7***	2.2%	193,073	3,359	**9.65%**
函館	1971. 5	**484**	27	5.6%	33	6.8%	0	**478**	***-6***	-1.2%	397,060	6,263	**7.63%**
苫小牧	1978. 3	**262**	15	5.7%	24	9.2%	0	**253**	***-9***	-3.4%	262,143	4,164	**6.08%**
オホーツク	1982. 6	**240**	10	4.2%	18	7.5%	0	**232**	***-8***	-3.3%	261,020	4,243	**5.47%**
札幌	1986. 6	**1,826**	115	6.3%	148	8.1%	2	**1,795**	***-31***	-1.7%	2,391,643	32,923	**5.45%**
道北あさひかわ	1974. 7	**613**	19	3.1%	49	8.0%	0	**583**	***-30***	-4.9%	683,926	10,726	**5.44%**
西胆振	1979.11	**126**	15	11.9%	12	9.5%	0	**129**	***3***	2.4%	166,809	2,401	**5.37%**
南空知	1977. 2	**75**	3	4.0%	6	8.0%	-1	**71**	***-4***	-5.3%	131,175	1,984	**3.58%**
全道	1969.11	**5,519**	288	5.2%	387	7.0%	0	**5,420**	***-99***	-1.8%	5,093,983	76,514	**7.08%**

＊「企業数」は、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社の合計（2021年６月「経済センサス」）。「人口」は2024年度「国勢調査」。

2025年度決算報告

1．概要（P78～87）

1）本決算は、一般社団法人北海道中小企業家同友会　会計処理規定　第７条により本部会計と各支部会計を結合し、法人の決算としています。

2）2025年度の当期経常収益は472,297,352円で予算達成率は102.３％、経常費用は464,270,293円で予算執行率は99.８％、経常増減額は８,027,059円増となりました。経常外収支は991,040円減となり、当期一般正味財産増減額は７,036,019円増となりました。

3）2025年度は入会が288名、退会が387名で、期末会員数は５,420名となりました。「受取入会金」は予算対比で62.２％、昨年度対比260千円の減となりました。入会率は５.２％と昨年度より減少（昨年度は５.５％、入会数では21名減）しましたが、退会率は７.０％（昨年度は７.１％、退会数では９名減）と改善しました。

2．財産状況（貸借対照表）（P78～79）

1）資産の部は流動資産が96,161千円、固定資産が314,055千円で資産合計は410,217千円（期首比15,554千円増）となりました。また負債の部は流動負債が24,070千円、固定負債が94,394千円で負債合計は118,463千円（８,518千円増）となりました。一般正味財産は291,753千円で期首比７,036千円増となりました。

2）退職給付引当資産は、事務局員の期末退職給付必要額の約87％分の額ですが、相対する引当金に必要額の100％を計上しています。同様に役員退職慰労金引当資産は必要額の49％の額ですが、相対する引当金に必要額の100％を計上しています。2026年度に同額となるよう資金移動予定です。

3．予算対比（正味財産増減計算書）（P80～81）

（1）経常収益の部

1）経常収益合計は472,297千円で、予算対比102.３％となりました。

2）「受取入会金」は、入金ベースで244名の新規入会、30名の再入会に伴う入会金収入があり、予算対比は62.２％となりました。

3）「受取会費」は、約５,538名分の年会費が入金となりました。

4）「事業収益」は、全道各地で例会参加費の見直し、幹事を中心とした声がけによる参加者数の増加により学び合い活動会費収入が予算対比118.１％となりました。また予算計上されていないUIJターン就職個別相談会開催事業をくしろ支部で受託したため、受託事業収入が予算対比213.１％となりました。

（2）経常費用の部

1）経常費用は464,270千円で、予算対比99.８％となりました。

2）今期の決算状況から「退職給付費用」に３,395千円、「役員退職慰労金引当金繰入額」に２,150千円を繰り入れ、期末必要額の100％を充当しました。

3）新MyDoyuシステム構築のための提案依頼書作成費用、参加費の銀行口座引落対応のためのシステム改修費等が計上されたため、情報システム整備費が事業費と管理費の合計で予算対比117％となりました。

（3）経常外収支の部

1）経常外収益が21,224千円、経常外費用が22,215千円となり、経常外増減額は991千円の減となりました。

財務・法人運営委員長	監事	監事	会計責任者	事務局長	出納責任者

一般社団法人北海道中小企業家同友会　貸借対照表
（　2026年3月31日現在　）

資産の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動資産 】		
現　　金	2,660,981	2,680,837
普 通 預 金	86,211,403	86,629,009
郵 便 振 替	389,115	610,250
未 収 入 金	263,000	848,500
受託事業等未収入金	0	0
未 収 消 費 税	0	0
前 払 費 用	1,285,913	1,511,624
貯　蔵　品	367,994	372,815
図　　書	2,127,078	1,597,891
立　替　金	1,981,739	1,910,479
本 部 仮 勘 定	0	0
小 計 A	95,287,223	96,161,405
【 固定資産 】		
基本財産	0	0
特定資産（本部）	32,730,531	46,472,312
退職給付引当特定資産	(13,780,000)	(22,220,000)
役員退職慰労金引当特定資産	(550,000)	(2,050,000)
教育振興引当特定資産	(1,707,083)	(1,709,964)
災害見舞引当特定資産	(1,840,470)	(1,840,470)
災害積立特定資産	(7,426,489)	(9,325,939)
支部財政支援特定資産	(7,426,489)	(9,325,939)

負債の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動負債 】		
未　払　金	1,180,949	552,705
前 受 会 費	5,105,000	6,655,000
前 受 金	5,953,000	1,873,000
預　り　金	884,930	698,009
賞 与 引 当 金	5,653,706	5,578,246
未 払 消 費 税	1,002,300	1,841,800
前受受託事業等収益	0	0
1年以内返済予定未払リース料	1,474,660	2,863,080
1年以内返済予定長期借入金	4,008,000	4,008,000
支 部 仮 勘 定	0	0
小 計 C	25,262,545	24,069,840
【 固定負債 】		
長期未払リース料	4,068,900	11,302,610
長 期 借 入 金	55,284,000	51,276,000
退職給付引当金	22,280,000	25,615,000
役員退職慰労引当金	2,050,000	4,200,000
60周年事業特定資産引当金	1,000,000	2,000,000

固定資産取得引当特定資産	(0)	(0)
事務所移転費用引当特定資産	(0)	(0)
周年事業引当特定資産	(0)	(0)
特定資産(支部)	66,966,085	64,520,192
固定資産取得引当特定資産	(36,128,530)	(34,951,373)
事務所移転費用引当特定資産	(9,030,535)	(9,211,799)
周年事業引当特定資産	(21,807,020)	(20,357,020)
その他固定資産	199,678,919	203,062,873
建物	(150,575,054)	(147,076,141)
建物付属設備	(3,168,673)	(2,709,631)
車輌	(4,425,270)	(4,287,829)
什器備品	(3,715,639)	(2,671,939)
土地	(24,532,407)	(24,532,407)
電話加入権	(839,327)	(3,941,327)
ソフトウェア	(464,054)	(364,614)
敷金	(3,279,045)	(3,279,045)
出資金	(2,970,000)	(2,970,000)
リサイクル預託金	(165,890)	(166,250)
リース資産	(5,543,560)	(11,063,690)
小計B	299,375,535	314,055,377
合計(A+B)	394,662,758	410,216,782

小計D	84,682,900	94,393,610
【 正味財産 】		
一般正味財産	284,717,313	291,753,332
＜一般正味財産(本部)＞	145,221,587	152,749,594
(内 教育振興引当特定資産)	(1,707,083)	(1,709,964)
(内 災害見舞引当特定資産)	(1,840,470)	(1,840,470)
(内 災害積立特定資産)	(7,426,489)	(9,325,939)
(内 支部財政支援特定資産)	(7,426,489)	(9,325,939)
(内 固定資産取得引当特定資産)	(0)	(0)
(内 事務所移転費用引当特定資産)	(0)	(0)
(内 周年事業引当特定資産)	(0)	(0)
(内 部会・研究会)	(879,037)	(1,179,352)
＜一般正味財産(支部)＞	139,495,726	139,003,738
(内 固定資産取得引当特定資産)	(36,128,530)	(34,951,373)
(内 事務所移転費用引当特定資産)	(9,030,535)	(9,211,799)
(内 周年事業引当特定資産)	(21,807,020)	(20,357,020)
(内 部会・研究会)	(22,577,810)	(25,386,522)
小計E	284,717,313	291,753,332
合計(C+D+E)	394,662,758	410,216,782

財務・法人運営委員会が作成した2025年度貸借対照表・正味財産増減計算書に基づき、帳票・証票類と照合監査を行った結果、正確であり、細心の注意を払って資金の運用管理がなされていることを確認致しました。

2026年5月1日　　監事

監事

一般社団法人北海道中小企業家同友会　結合 正味財産増減計算書
自　2025年4月1日　至　2026年3月31日

財務・法人運営委員長	監事	監事	会計責任者	事務局長	出納責任者

進捗率100%　（単位　円）

科目	2025年度予算	2025年度実績	進捗率
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1)経常収益			
1)受取入会金	8,085,000	5,030,000	62.2%
2)受取会費	331,140,000	332,315,000	100.4%
3)受取還元入会金	0	0	-
4)受取還元会費	0	0	-
事業還元金	0	0	-
5)法人運営会費収入	5,260,000	4,065,900	77.3%
6)事業収益	116,461,850	128,959,702	110.7%
(公益目的事業収入)	(0)	(0)	-
(学び合い活動会費収入)	(64,691,450)	(76,396,997)	(118.1%)
(社員教育負担金収入)	(12,861,500)	(12,027,030)	(93.5%)
(共同求人負担金収入)	(19,972,000)	(19,912,200)	(99.7%)
(広報宣伝負担金収入)	(16,596,000)	(17,108,255)	(103.1%)
(事業承継支援事業収入)	(139,500)	(31,900)	(22.9%)
(図書等販売事業収入)	(954,000)	(1,162,100)	(121.8%)
(受託事業収入)	(972,400)	(2,072,400)	(213.1%)
(受託調査事業収入)	(275,000)	(248,820)	(90.5%)
(賃貸事業収入)	(0)	(0)	-
7)受取寄付金	0	0	-
8)雑収益	758,000	1,909,250	251.9%
9)法人資産使用料収入	0	0	-
10)会議室使用料収入	0	17,500	-
経常収益計	**461,704,850**	**472,297,352**	**102.3%**
(2)経常費用			
1)事業費	**343,802,112**	**340,072,506**	**98.9%**
給料手当	154,721,656	146,491,193	94.7%
賞与	20,170,220	19,371,997	96.0%
退職給付費用	0	3,153,955	-
福利厚生費	27,302,519	26,208,584	96.0%
退職金	55,740	55,740	100.0%
会合費	60,468,650	65,839,808	108.9%
図書等販売費用	752,200	933,930	124.2%
研修会費	8,659,797	6,173,778	71.3%
支払調査料	220,000	257,466	117.0%
交通費	3,798,360	3,712,082	97.7%
出張宿泊費	1,443,922	803,058	55.6%
通信費	18,975,777	18,099,332	95.4%
情報システム整備費	5,016,514	4,902,884	97.7%
減価償却費	4,147,351	4,944,170	119.2%
消耗什器備品費	863,970	1,105,545	128.0%
消耗品費	1,283,400	1,202,570	93.7%
修繕費	158,100	108,996	68.9%
印刷費	23,005,124	23,344,068	101.5%
水道光熱費	2,448,281	2,115,283	86.4%
賃借料	0	0	-
法人資産使用料	0	0	-
リース料	1,615,556	1,196,970	74.1%
諸謝金	2,161,652	2,134,118	98.7%
租税公課	4,745,720	5,958,182	125.5%
委託費	0	0	-
雑費	1,787,603	1,958,797	109.6%
2)管理費	**121,222,326**	**124,197,787**	**102.5%**
役員報酬	13,800,000	13,786,980	99.9%

給料手当	14,004,254	13,212,062	94.3%
賞与	1,825,660	1,753,412	96.0%
退職給付費用	0	241,045	–
役員退職慰労引当金繰入額	0	2,150,000	–
福利厚生費	5,751,382	5,520,902	96.0%
退職金	4,260	4,260	100.0%
会議費	8,596,250	9,186,166	106.9%
事務局研修費	955,000	760,260	79.6%
交通費	463,640	517,938	111.7%
出張宿泊費	1,831,478	1,649,875	90.1%
通信費	1,693,935	880,204	52.0%
ID使用料	1,424,760	1,369,630	96.1%
情報システム整備費	7,845,442	10,198,380	130.0%
減価償却費	5,502,636	5,582,401	101.4%
消耗什器備品費	265,030	187,721	70.8%
消耗品費	196,600	111,820	56.9%
修繕費	11,900	8,204	68.9%
印刷費	1,751,200	1,952,516	111.5%
調査研究費	3,300,418	3,063,685	92.8%
水道光熱費	3,353,332	2,898,277	86.4%
賃借料	16,006,303	16,106,223	100.6%
法人資産使用料	0	0	–
保険料	1,286,728	1,286,609	100.0%
リース料	636,404	595,238	93.5%
謝謝金	3,118,763	3,014,823	96.7%
慶弔費	582,000	679,747	116.8%
租税公課	2,540,656	2,676,034	105.3%
支部助成金	0	0	–
支部事業助成金	0	0	–
中同協関係費	19,762,880	19,631,497	99.3%
賦課金	1,486,296	1,486,296	100.0%
支払利息	518,580	724,507	139.7%
雑費	2,706,539	2,961,075	109.4%
経常費用計	**465,024,438**	**464,270,293**	**99.8%**
当期経常増減額	**△ 3,319,588**	**8,027,059**	
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
1)退職給付引当金取崩益	60,000	60,000	100.0%
2)役員退職慰労金引当金取崩益	0	0	–
3)賞与引当金取崩益	21,995,880	21,125,409	96.0%
4)前期損益修正益	0	0	–
5)固定資産売却益	0	38,179	–
6)支部正味財産受贈益	0	0	–
経常外収益計	**22,055,880**	**21,223,588**	**96.2%**
(2)経常外費用			
1)移転費用	0	0	–
2)原状回復費	0	0	–
3)賞与引当金繰入額	21,995,880	21,049,949	95.7%
4)固定資産除却損	0	164,679	–
5)法人特定資産繰入	0	0	–
6)60周年事業引当金繰入額	0	1,000,000	
経常外費用計	**21,995,880**	**22,214,628**	**101.0%**
当期経常外増減額	**60,000**	**△ 991,040**	
3. 予備費の部			
予備費	0	0	–
当期一般正味財産増減額	△ 3,259,588	7,036,019	
一般正味財産期首残高	284,717,313	284,717,313	
一般正味財産期末残高	281,457,725	291,753,332	
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	281,457,725	291,753,332	

財務諸表に対する注記

1．継続事業の前提に関する注記
継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況はない。

2．重要な会計方針

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法
該当無し。

(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法
取得原価主義及び先入先出法に拠る。

(3)　固定資産の減価償却の方法
①建物・・・・・・定額法に拠る。
②什器備品及び車輌・・・・・・定額法に拠る。
③リース資産
・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に拠る。

(4)　引当金の計上基準
①退職給付引当金・・・・・・・・・・事務局員の退職給付に備えるため、事務局員就業規則に基づき、期末退職給与の自己都合要支給額の約100%に相当する金額を計上している。
②賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・事務局員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
③役員退職慰労引当金・・・・・・常勤役員の退職慰労給付に備えるため、役員規程に基づき、期末退職慰労金の約100%に相当する金額を計上している。

(5)　リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース契約1件当たりのリース料総額が 300万円以下のものについては、賃貸借取引に係る方法に準じて計上している。
リース料総額が300万円を超えるものについては、リース資産と未払リース料（リース負債）に両建て計上している。

(6)　消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式に拠っている。

3．会計方針の変更
該当無し。

4．特定資産の増減額及びその残高

（単位:円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当特定資産	13,780,000	8,500,000	60,000	22,220,000
役員退職慰労金引当特定資産	550,000	1,500,000	0	2,050,000
教育振興引当特定資産	1,707,083	2,881	0	1,709,964
災害見舞引当特定資産	1,840,470	0	0	1,840,470
災害積立特定資産	7,426,489	1,899,450	0	9,325,939
支部財政支援特定資産	7,426,489	1,899,450	0	9,325,939
固定資産取得引当特定資産	36,128,530	1,376,828	2,553,985	34,951,373
事務所移転費用特定資産	9,030,535	181,264	0	9,211,799
周年事業引当特定資産	21,807,020	250,000	1,700,000	20,357,020
合計	99,696,616	15,609,873	4,313,985	110,992,504

5．特定資産の財源等の内訳

（単位:円）

科目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
特定資産				
退職給付引当特定資産	22,220,000	―	―	22,220,000
役員退職慰労金引当特定資産	2,050,000	―	―	2,050,000
教育振興引当特定資産	1,709,964	―	1,709,964	―
災害見舞引当特定資産	1,840,470	―	1,840,470	―
災害積立特定資産	9,325,939	―	9,325,939	―
支部財政支援特定資産	9,325,939	―	9,325,939	―
固定資産取得引当特定資産	34,951,373	―	34,951,373	―
事務所移転費用特定資産	9,211,799	―	9,211,799	―
周年事業引当特定資産	20,357,020	―	20,357,020	―
合計	110,992,504	―	86,722,504	24,270,000

6．担保に供している資産
該当なし。

7．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

科目	取得価額	減価償却累計額	期中除却損	当期末残高
建物	169,997,972	22,921,831	0	147,076,141
建物付属設備	6,963,075	4,253,442	2	2,709,631
車輛	19,576,949	15,289,120	0	4,287,829
什器備品	17,774,834	14,938,218	164,677	2,671,939
ソフトウェア	497,200	132,586	0	364,614
合計	214,810,030	57,535,197	164,679	157,110,154

8．保証債務等の偶発債務

該当なし。

9．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

１０．補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし。

１１．基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし。

１２．指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

１３．関連当事者との取引の内容

該当なし。

１４．その他

該当なし。

財　産　目　録

2026年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として。	2,680,837
	普通預金	北海道銀行　本店営業部等	運転資金として。	86,629,009
	郵便振替	ゆうちょ銀行　二七九店	運転資金として。	610,250
	未収入金	2025年度分収入		848,500
	受託事業等未収入金			0
	未収消費税			0
	前払費用		車輌保険料、家賃、会場費等。	1,511,624
	貯蔵品	切手・用紙在庫等	郵便用等。	372,815
	図書	78種1,921冊	収益事業で販売。	1,597,891
	立替金		例会参加費、中同協関連会議旅費等。	1,910,479
	本部	本部に対する未収入金・未払金		0
流動資産合計				96,161,405
（固定資産）				
基本財産				
特定資産	退職給付引当資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部	事務局員の退職金支払いの財源として積み立てている。（期末必要額の約87％相当）	22,220,000
	役員退職慰労金引当特定資産	普通預金 北洋銀行　苗穂支店	常勤役員に対する退任慰労金の支払いの財源として積み立てている。（期末必要額の約49％相当）	2,050,000
	教育振興引当特定資産	普通預金 北海道銀行 本店営業部	学習活動・社員教育の諸活動支援の目的で保有し、運用益を該当事業の財源として使用している。	1,709,964
	災害見舞引当特定資産	普通預金 北海道銀行 本店営業部等	災害時に支援・寄付を行うために積み立てている。	1,840,470

財　産　目　録

2026年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
その他固定資産	災害積立特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部	災害などによる法人の財政悪化に備え、法人の運用費用として積み立てている。	9,325,939
	支部財政支援特定資産	普通預金 北洋銀行 苗穂支店	財政が著しく悪化した支部の支援費用を確保するため積立てている。	9,325,939
	固定資産取得引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	固定資産を取得するための財源として積み立てている。	34,951,373
	事務所移転費用引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	事務所移転のための財源として積み立てている。	9,211,799
	周年事業引当特定資産	普通預金 北洋銀行 本店営業部等	周年事業の財源として積み立てている。	20,357,020
	建物	553.915㎡ 札幌市東区北6条東4丁目 13階部分の一部等	専有部分	147,076,141
	建物附属設備	電気設備等		2,709,631
	車輌	16台		4,287,829
	什器備品	ネットワーク機器、電話設備他	各事業及び管理業務で使用している。	2,671,939
	土地	5,101.39㎡ 札幌市東区北6条東4丁目1番7	敷地利用権（所有権） 10,000分の337	24,532,407
	電話加入権	事務所用等		839,327
	ソフトウェア	ホームページ	共同求人広報用	364,614
	敷金	事務所用		3,279,045
	出資金	（協）札幌総合卸センター等	出資金として。	2,970,000
	リサイクル預託金	16台		166,250
	リース資産	本部什器備品等	各事業及び管理業務で使用している。	14,165,690
固定資産合計				314,055,377
資産合計				410,216,782

財　産　目　録

2026年3月31日現在

一般社団法人北海道中小企業家同友会

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動負債）				
	未払い金	2025年度分費用未払い分	各事業及び管理業務で使用している。使用する物品等の未払い。	552,705
	前受会費	2026年度以降会費	2025年度中入金の会費の内、2026年4月分以降の会費。	6,655,000
	前受金		翌年度参加費、部会年会費収入等。	1,873,000
	預り金	報酬源泉徴収税等		698,009
	賞与引当金	事務局員に対するもの	2026年度支払予定賞与の内、2025年度該当分。	5,578,246
	未払消費税	2025年度消費税		1,841,800
	前受託事業等収益			0
	1年以内返済予定 未払リース料	リコーリース（株）	本部什器備品、支部印刷機等。	2,863,080
	1年以内返済予定 長期借入金	北海道銀行		2,004,000
		北洋銀行		2,004,000
	支部	支部に対する未収入金・未払金		0
流動負債合計				24,069,840
（固定負債）				
	長期未払いリース料	リコーリース（株）等	什器備品、印刷機等。	11,302,610
	長期借入金	北海道銀行、北洋銀行		51,276,000
	退職金給付引当金	事務局員に対するもの	事務局員に対する退職金の支払いに備えたもの。（期末必要額の100％相当）	25,615,000
	役員退職慰労金引当金	常勤役員に対するもの	常勤役員に対する退任慰労金の支払いに備えたもの。（期末必要額の100％相当）	4,200,000
	60周年事業特定資産引当金	60周年事業に備えたもの		2,000,000
固定負債合計				94,393,610
負債合計				118,463,450
正味財産				291,753,332

一般社団法人北海道中小企業家同友会
2025年度決算の経常損益概要
自　2025年4月1日　　至　2026年3月31日

単位：千円

	全体 (A+B)	(構成比)	同友会事業 (A)	(構成比)	道研・全道行事（学びあい）(A−1)	(構成比)	社員教育 (A−2)	(構成比)	共同求人 (A−3)	(構成比)	しんぶん発行、図書販売他 (A−4)	(構成比)	しんぶん・北海道同友発行	図書販売	受託調査	事業承継	法人会計 (A−5)	(構成比)	受託事業 (B)	(構成比)
入会金収入	5,030	(1.1%)	5,030	(1.1%)													5,030			
会費収入	332,315	(70.4%)	332,315	(70.7%)													332,315			
事業収入	130,953	(27.7%)	130,953	(27.8%)	76,397	(58.3%)	12,027	(9.2%)	19,912	(15.2%)	18,551	(14.2%)	17,108	1,162	249	32	4,066	(3.1%)		
受託事業	2,072	(0.4%)																	2,072	(100.0%)
その他収入	1,927	(0.4%)	1,927	(0.4%)													1,927	(100.0%)	0	(0.0%)
経常収入計	472,297	(100.0%)	470,225	(100.0%)	76,397		12,027		19,912		18,551		17,108	1,162	249	32	343,338		2,072	(100.0%)
人件費	231,950	(50.0%)	231,428	(50.1%)	171,683	(74.2%)	9,348	(4.0%)	10,775	(4.7%)	2,953	(1.3%)	1,477	1,261	215	0	36,669	(15.8%)	522	(25.2%)
会合費等	85,286	(18.4%)	84,093	(18.2%)	62,761	(74.6%)	6,334	(7.5%)	3,804	(4.5%)	1,247	(1.5%)	29	934	257	26	9,946	(11.8%)	1,193	(57.6%)
交通費	6,683	(1.4%)	6,642	(1.4%)	3,431	(51.6%)	304	(4.6%)	740	(11.1%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	2,168	(32.6%)	41	(2.0%)
通信費	35,450	(7.6%)	35,424	(7.7%)	7,685	(21.7%)	765	(2.2%)	1,914	(5.4%)	12,612	(35.6%)	12,530	74	8	0	12,448	(35.1%)	27	(1.3%)
印刷費	25,297	(5.4%)	25,151	(5.4%)	3,005	(11.9%)	288	(1.1%)	9,201	(36.6%)	10,705	(42.6%)	10,615	13	0	77	1,953	(7.8%)	145	(7.0%)
賃借料・水道光熱費	21,120	(4.5%)	21,120	(4.6%)	366	(1.7%)	366	(1.7%)	1,018	(4.8%)	366	(1.7%)	366	0	0	0	19,005	(90.0%)	0	(0.0%)
中同協関係費	19,631	(4.2%)	19,631	(4.2%)													19,631	(100.0%)		
租税公課	8,634	(1.9%)	8,634	(1.9%)	3,766	(43.6%)	501	(5.8%)	1,017	(11.8%)	674	(7.8%)	540	123	11	0	2,676	(31.0%)	0	(0.0%)
その他	30,219	(6.5%)	30,075	(6.5%)	8,625	(28.7%)	763	(2.5%)	847	(2.8%)	137	(0.5%)	137	0	0	0	19,702	(65.5%)	145	(7.0%)
経常費用計	464,270	(100.0%)	462,198	(100.0%)	261,322		18,669		29,315		28,694		25,693	2,407	491	103	124,198		2,072	(100.0%)
経常増減額	8,027		8,027		△ 184,925		△ 6,642		△ 9,402		△ 10,143		△ 8,584	△ 1,244	△ 243	△ 71	219,140		0	

※内部取引消去を各科目で行っています。

（注）単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

2026年度活動方針

今年度は2030ビジョンに掲げた「企業づくり」「経営環境の改善と地域づくり」「同友会づくり」「事務局づくり」を全会員と共有し、支部や地区会の活動に取り入れて実践していく１年目とします。

同友会理念

（１）中小企業家同友会　３つの目的

１．同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靭（じん）な経営体質をつくることをめざします。
２．同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
３．同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、経済・社会・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

（２）自主・民主・連帯の精神

（３）国民や地域と共に歩む中小企業をめざす

2030ビジョン

地域に役立つ企業を目指し、
「共創」で自社の存在意義を高めよう！

１．私たちが目指す企業づくり
２．私たちが目指す経営環境の改善と地域づくり
３．私たちが目指す同友会づくり
４．私たちが描く事務局づくり

2026年度 活動方針

<企業づくり>

１．「人を生かす経営」に基づいた経営指針の成文化と実践・確立で、企業変革を進めよう
２．「共に育つ」理念を深め、人材の定着・育成を進めよう
３．中小企業で働く魅力を発信し、選ばれる企業づくりを目指そう

<経営環境改善と地域づくり>

１．DOR（景況調査）の回答率を向上させて、会員企業の生の声を行政や関係団体に届けよう
２．中小企業振興基本条例の制定と活用を通し、行政や関係団体と協力して地域課題の解決を図ろう
３．地域の課題を自社の課題と捉えて地域づくりに取り組もう

<同友会づくり>

１．会員に寄り添った活動を創造し、未加入の経営者にも積極的に同友会を伝えよう
２．会員の経営報告とグループ討論で学びを深める例会をつくろう
３．第41回全道経営者“共育”研究集会 in 西胆振を成功させよう

<事務局づくり>

１．会員と事務局がパートナーとして共に育つ関係をつくろう
２．会員と事務局が互いに同友会理念を追求し、同友会運動を発展させよう

〈企業づくり〉

1．「人を生かす経営」に基づいた経営指針の成文化と実践・確立で、企業変革を進めよう

先行き不透明な世界情勢において、深刻な物価高騰や金利上昇への対応など、私たち中小企業家の経営課題は山積しています。今こそ、自社の存在意義を問い直し、進むべき道を明確にする「経営指針」の重要性は高まっていると言えるでしょう。そして単なる成文化に留まらず、『企業変革支援プログラム Ver.2』を定期的に活用し、自社の現在地を客観的に把握して、継続的に改善を図る社内体制を構築することが重要です。経営指針の確立にあたっては、経営者が先頭に立ち、経営理念を日々の判断基準として社内に浸透させ、社員とともに「地域からあてにされる企業像」を追求しましょう。

2．「共に育つ」理念を深め、人材の定着・育成を進めよう

同友会における社員教育は、単なるスキルアップではなく「生きるとは何か」「働くとは何か」を社員とともに追求し、社員の成長を支えることで経営者自身もまた自らの姿勢を問い直し、共に育つ場でもあります。経営者自身が「共に育つ」姿勢を確立し、社員の創意や自主性が発揮される社風を築きましょう。

また、障がい者・高齢者・外国人・LGBTQ・育児や介護を抱える社員など、多様な個性がその能力を最大限に発揮できる環境整備は、社員の定着・育成においても重要です。『働く環境づくりの手引き』を活用し、就業規則の見直しや労働環境の整備に取り組み、誰もが安心して働き、輝ける職場を創造しましょう。

3．中小企業で働く魅力を発信し、選ばれる企業づくりを目指そう

同友会が実施する経営指針研究会や社員教育活動、各種セミナーを通して、社員が働きがいや幸せを感じられる魅力溢れる企業づくりに取り組み、その魅力を発信し、「選ばれる企業」への変革を加速させましょう。

深刻な人手不足は、経営課題であり地域の活力が失われる「地域の危機」でもあります。各支部でインターンシップや出前講座等の対応窓口を設け、教育機関や行政と連携して地域ぐるみで若者を育てていきましょう。

〈経営環境改善と地域づくり〉

1．DOR（景況調査）の回答率を向上させて、会員企業の生の声を行政や関係団体に届けよう

北海道同友会が四半期ごとに実施している DOR（景況調査）は、地域の情勢を分析するだけのものでなく、自社の立ち位置を振り返ることができる貴重な指標です。2025年10－12月期からオンライン形式で対象を全会員に拡大し、5,500社中584社から回答（回答率10.6％）がありました。今年度は回答率20％を目標値に設定し、より多くの会員企業の経営状況を反映し、地域や企業の情勢を掴むことで例会づくりに反映させていきます。

また、DOR は地域の経済動向を把握すると同時に、経営判断の裏付けや他社と比較する際のベンチマークとして活用できます。DOR の回答数向上を目指すとともに、中小企業の実情を伝える貴重な会員企業の「生の声」を行政や関係団体に届け、連携しながら地域課題の解決に向けて活動を展開しましょう。

第 53 回青年経営者全国交流会 in 香川で報告するエスティーの田中社長

経営指針総括報告会（とかち支部）

創立 20 周年を迎えた青年部青経未来塾（函館支部）

新たに立ち上がった食と観光部会（しりべし・小樽支部）

２．中小企業振興基本条例の制定と活用を通し、行政や関係団体と協力して地域課題の解決を図ろう

今、北海道の多くの自治体で人口減少、都市部への若者の流出が進み、そのスピードは全国を上回ると言われています。しかし、課題が山積している状況におかれても中小企業憲章に謳われるように、「中小企業は社会の主役」として地域社会と住民生活に貢献し、経済や暮らしを牽引する存在でなければなりません。

条例制定地域においては、条例の意義をあらためて確認し、定期的に学ぶ機会を設けるとともに、地域振興のパイオニアとして行政や関係団体と協力しながら条例の実効性を高めましょう。また、条例未制定地域においては、行政や関係団体に働きかけながら先進地の事例に学ぶ機会をつくり、制定の機運醸成に努めましょう。

３．地域の課題を自社の課題と捉えて地域づくりに取り組もう

持続可能な地域づくりのため、地域が抱える様々な課題を自社の経営課題と深く関わるものとして受け止め、地域づくりの視点を持った企業活動を進めていきましょう。そのために、地域課題をテーマとした例会を開催し、行政や関係団体とともに学び合い、議論を重ねながら解決の糸口を探ります。

また、地域課題解決型のビジネスについての実践事例から学ぶ機会を設け、「地域に求められる企業像」のあり方を考えます。そして、各地域においても特性に応じたテーマでの学びを継続的に設け、会員企業と地域がともに育ちあう関係づくりを目指していきましょう。

学生に地域と企業の魅力を伝えた懇談会（苫小牧支部）

障がい者雇用の実践を学んだ南空知支部 11 月例会

〈同友会づくり〉

１．会員に寄り添った活動を創造し、未加入の経営者にも積極的に同友会を伝えよう

目まぐるしい環境の変化に対応できず、悩み苦しむ経営者は数多くいます。同じ悩みを持つ経営者がともに学び、切磋琢磨できる場こそが同友会です。明日への活力が湧くような例会づくり、会員に寄り添った活動を創造しながら、未加入の経営者を積極的にお誘いして、地域に仲間づくりの輪を広げましょう。

また、会員の居場所づくりを積極的に行い、委員会や部会、研究会への所属率を高めるアプローチを各支部で進めましょう。あわせて新会員のフォローも大事な取り組みです。定期的なオリエンテーションの実施、役員や事務局による訪問・声掛けを通して、同友会の活用方法を丁寧に伝え、自ら学びを求める「主人公」への変化を促しましょう。

２．会員の経営報告とグループ討論で学びを深める例会をつくろう

同友会の活動の基本は、会員の経営体験に基づいた報告と本音で語り合うグループ討論です。支部や地区会の例会にはグループ討論を設け、互いの経験や知識を持ち寄って十分に議論しましょう。同時に、役員や事務局は会員のニーズを的確に把握し、「参加してよかった」と

「人を生かす経営」で会社は変わると語る
BeBlock・松村社長（2026 新年交礼会）

経営の本質に迫るテーマで議論するミニ勉強会（しりべし・小樽支部）

思える例会づくりを心掛け、同友会での学びを自社で実践し、その成果と課題を再び同友会へ還元するサイクルを生み出していきましょう。

3．第41回全道経営者“共育”研究集会 in 西胆振を成功させよう

全道の会員が一堂に会し、同友会理念を体現する経営実践から学べる場が全道経営者“共育”研究集会、通称「道研」です。2026年度は、西胆振支部が11年ぶりに設営を担当し、10月30日（金）に室蘭市で開催されます。全道の仲間と知り合い、学び合う絶好の機会ですので、積極的に参加しましょう。また、持ち帰った学びは各支部・地区会で共有し、同友会運動の前進に繋げましょう。

〈事務局づくり〉

1．会員と事務局がパートナーとして共に育つ関係をつくろう

同友会では会員と共に運動を担うパートナーとして事務局が存在します。同友会役員向けのテキスト『同友会運動の発展のために』の中で、事務局について次のように記載されています。「会員は同友会運動を進める主人公ですが、会員とともに理念と方針を共有し、その実現をめざし運動を企画推進する事務局も運動の主体者としての責任が求められます」。

このことから、事務局員は会員のパートナーとして、会員や地域からの多面的な要求に応える姿勢・知識・スキル・能力を自立的に身につけることが求められます。具体的には会員訪問を積極的に行い、経営者の本音や経営課題に触れることで、人間力を磨き成長に繋げます。また、役員とともに例会づくりに主体的に関わり、地域から頼りにされる存在になることを目指します。

2．会員と事務局が互いに同友会理念を追求し、同友会運動を発展させよう

会員が同友会理念を追求し、３つの目的に照らし合わせて同友会運動を展開すると同時に、事務局もまた同友会理念を体現する主体者です。会員と事務局が日常的に課題や成果を議論し、お互いの役割を明確にしながら、あてにしあてにされる関係を築き同友会運動の発展を目指しましょう。

一方で2019年度の北海道同友会創立50周年以降、会員数は減少傾向にあります。しかし、同友会運動発展のためには地域の仲間づくりが欠かせません。「会員増強」を重要課題と位置づけ、会員と事務局が協力しながら地域の期待に応える組織づくりに取り組みましょう。

むすび

北海道同友会が2025年に発表した中期ビジョン「2030ビジョン」は徐々に全道に浸透し、今年はいよいよ実践していく年になります。この方針にも「2030ビジョン」に込めた思いを掲げました。私たちが目指すべき「企業づくり」、「経営環境の改善と地域づくり」、「同友会づくり」に、今年度から新たに「事務局づくり」を加えて、会員と事務局が共に育つ１年としていきます。私たちを取り巻く経営環境は厳しさを増すばかりですが、今こそ同友会の出番です。激動をよき友に、全道の会員企業が一丸となって成長を続けながらこの難局を乗り切りましょう。

経営指針との出会いからの再起が語られた札幌支部２月例会

同友会について語り合う会員とゲスト経営者（くしろ支部・Doyu 交流会）

同友会を知る会（とかち支部）

「道研タスキ」がくしろから西胆振へ

●2026年度支部活動方針

札幌支部

【支部スローガン】
「同友会を活用し、中小企業経営を楽しもう！」

2026年度、札幌支部は「人間尊重の経営」を改めて軸に据え、「人を生かし」「人的資本を育てる経営」の実践を一層深めていきます。

我々中小企業を取り巻く環境は、課題と不安が山積しています。一人で抱え込まず、札幌支部の仲間と自己開示しあい、学びあい、気づきあいながら、互いの成長を目指し、経営をしている今を楽しみましょう！

■札幌支部生誕40周年！過去最高に盛り上げていきましょう！

温故知新！札幌支部を創造された先達への感謝とともに、恩返しは札幌支部の未来づくりです。祝賀会の大成功とともに、次世代を担う会員創りの大きな契機にしていきましょう！

■参加率の最大化で札幌支部の価値を最大化しよう！

・支部地区幹事、事務局で力を合わせて目指すは全会員訪問！支部の一体感を最大化しましょう！
・学び、知り合うきっかけの拡大を目指し、地区・委員会の合同例会を積極的に行いましょう！
・未知の会との連携を強化し、若さも経験も持ち合わせた札幌支部を目指しましょう！
・全国・全道の大会への参加を最大化し、多様な価値観に触れることで、広い視野をもった魅力的な経営者が増えていく札幌支部を目指しましょう！

■経営指針運動の強化

何のために経営しているのか、どんな企業を目指すのか。中小企業、また起業したばかりの経営者にとって、羅針盤となり得る経営指針を確立することは、社員の共感を生み、定着、成長へとつながります。

その高い価値をより多くの会員に知ってもらう取り組みとして、経営指針委員会作成の「経営指針の導入シート」を各例会にてフル活用し、「みんな知っている経営指針」へ認知度を高め、「もっと学ぶ研究生」の最大化を目指しましょう！

■心の通う支部づくりへ

同友会は、ただ学ぶだけの組織ではなく、「人と人がつながる場」です。スポーツ例会や納涼会、ランチ会など、普段とは違うシーンでの活動を通じて、より広い関係性づくりに取り組み、会員同士の信頼と絆をどんどん深めていきましょう！

■仲間を増やし、未来へつなぐ

札幌支部40周年の会員数目標は1900名会員！各地区会で会員数5.9％増を全員の力で達成し、地域経済を担う札幌支部づくりを目指しましょう！

以上の方針のもと、札幌支部は会員一人ひとりが「同友会を活用して経営を楽しむ」取り組みに全力を注いでまいります。皆様、今年一年、何卒よろしくお願いいたします。

しりべし・小樽支部

1．きちんと学べる同友会

目的：
会社の理念を固め、強い企業体質をつくり、社員や顧客から「選ばれる会社」を目指す。

主な活動：
・経営指針成文化の推進
・全道、全国行事への参加

2．いざという時に学べる同友会

目的：
人手不足・離職・価格転嫁・DX・補助金活用など、目の前の課題を突破するため仲間の成功・失敗事例を自社に活かし、経営スピードを高める。

主な活動：
・専門部会の活用
・ミニ勉強会の開催
・実践事例（生データ）の共有

3．普段から交流できる同友会

目的：
地域の経営者と本音で語り合い、孤独を解消し、商売のヒントを得るため身近な「地区」「委員会」での繋がりを通じ、信頼できる経営者のネットワークを構築する。

主な活動：
・地区会・各委員会での交流
・自社 PR タイムの実施
・懇親・サークル活動

4.商売しやすい地域をつくる同友会（政策連携）

目的：
後志地域の経済環境を、行政・金融機関と連携して整えるため現場の声を政策に届け、地元企業が活躍できる「商売の土壌」を育てる。

主な活動：
・政策委員会・地区会を通じた行政との連携
・現場の課題の集約と発信

5．重点施策

①入会３ヶ月フォローの徹底
新会員一人ひとりに寄り添い、同友会への参加を促進し、早期の活用を支援する。

② SNS・Web を活用した発信
SNS・Web を活用し、支部活動の成果を地域へ発信します。「良い活動」が正しく伝わることで、学びを求める経営者が集まる支部を目指す。

南空知支部

【支部スローガン】
「中小企業家同友会の原点に立ち返り、自社と地域の発展を実現しよう！」

経営者が主体的に考え・行動する運動体が同友会です。同友会理念を基に活動し、３つの目的を実践していきましょう！

■活動方針

①「人を生かす経営を実践し、よりよい会社づくりを進める」<2030ビジョン１>
・経営指針の成文化と実践を通じ「人を生かす経営」に取り組む。（1－2 労使見解）
・経営者と社員が共に学び育ち合い、利益が出る、地域で必要とされる会社を目指す。（1－3 黒字経営）

②「持続可能な企業・地域づくりを進める」<2030ビジョン２>
・条例制定運動ならびに産官学金連携を進め、持続可能な地域づくりに取り組む。（2－3 条例制定運動と実践）
・地元教育機関との連携を強化し、若者のキャリア教育に取り組む。（2－6 キャリア教育）

③「会員相互に学びあい、経営課題の解決につなげる」<2030ビジョン３>
・会員相互に経営者としての資質を高めあう活動ならびに積極的な委員会活動を推進する。（3－2 会員と企業の成長）
・全道・全国行事にも積極的に参加し、自社の経営に活かす。（3－3 経営課題の解決）

とかち支部

【支部スローガン】
会員の　会員による　会員の為のとかち支部を共につくろう

◎重点方針

1．変化の激しい経営環境に対応するため、同友会での学びと実践を通して、強靭な企業づくりを目指します
2．広く会員が集い交流する場を供し、自己研鑽に努め相互の資質向上を図ります
3．支部の組織力向上と周知を図り、会内外と協力し地域課題に取り組みます
4．会員相互の知見を持ち寄り、互いを尊重し議論を重ね、会員の為の支部運営を心がけます
5．持続可能な組織を目指し、今まで培った伝統・文化は大切にしつつ、スクラップアンドビルドを恐れることなく、組織の活性化を図ります
6．2030 ビジョンを全会員で共有し、実践していこう

くしろ支部

〈企業づくり〉

・経営指針の成文化と実践に取り組み、全社員一丸となって厳しい経営環境に立ち向かおう
・人々から「選ばれる企業」を目指し、自社の変革に取り組もう
・社員が生き生きと働く環境を整え、人材の定着・育成を進めよう

〈地域づくり〉

・中小企業振興基本条例が果たす役割を再確認し、地域課題解決のため制定と具体化に取り組もう
・北海道同友会の景況調査（ＤＯＲ）に回答し、地域の課題を自社の課題と位置づけて学び合おう
・くしろ支部統合10周年を機に、根釧730社の会員企業が連携を深め、さらに大きな輪となって難局を乗り越えよう

〈同友会づくり〉

・会員のニーズに合わせた例会づくりを心掛け、会員に寄り添う支部づくりを進めよう
・「くしろ道研」のレガシー（成果）を次世代へと受け継ぎ、同友会の魅力をさらに発信しよう

〈事務局づくり〉

・事務局員が会員や地域から頼りにされ、パートナーとして「共に育つ」関係を築こう
・会員と事務局が誇りをもって同友会運動を広げ、会員訪問や地域の仲間づくりに主体的に取り組もう

オホーツク支部

【支部スローガン】
不易流行～変えてはいけないもの、変えていくべきもの、新しい同友会へ～

＜企業づくり＞

・人を大切にする企業経営を実践しましょう
従業員、家族、取引先、地域、顧客との信頼関係を築き、共に学びあうことで社員が生きがいや使命感を持って働き、永続して利益を出し続ける企業を目指しましょう。
・経営指針の作成と実践を進めましょう
企業が進むべき羅針盤の経営指針づくりに取り組み、自社の経営理念実践を進めて変革から成長へ歩みを進めましょう。

＜経営環境改善と地域づくり＞

・行政や教育機関との連携を強化し、オホーツク全体の活性化に繋げましょう
地域の課題を自社の課題と捉え、自らが変わることで、地域の未来を変えていくことができます。オホーツクにある地域資源を活用して、持続可能な地域の成長を目指しましょう。

<同友会づくり>

・大人の学び舎として、共に学ぶ楽しさと教え合う素晴らしさを再確認しましょう
同友会は課題や悩みを持つ経営者が、相互の経営体験を交流し、謙虚に学び合うことに最大の特色があります。同友会を大いに活用し、学び合い、実践をしていきましょう。
・支部活動への参加を促進し、学び合う仲間を増やしていきましょう。
支部例会・地区会・委員会・部会・研究会に積極的に関わり、経営実践を学べる同友会の存在を広げていきましょう。

<事務局づくり>

・会員と事務局はパートナーとして寄り添い、支部が目指すべき方向に共に進んでいきましょう。

道北あさひかわ支部

【支部スローガン】
共に育つ　深める・つながる・拓く
――質の高い学びで、企業を強く、地域を豊かに

◎2026年度　重点取組

今年度は、2030ビジョンのもと以下の4点を重点取組として、支部全体で実践していきます。

学びと実践（※ビジョン3-1、3-4）

◆例会で自社の経験・気づき・失敗を率直に伝え合う場を意識的につくる
◆「学ぶ → 実践する → 伝え合う」の循環を支部文化として根づかせる
◆一人の実践を支部全体の学びに育て、会員企業と同友会の経営力を高めていく

職場環境の整備（深める）（※ビジョン1-4、1-5）

◆安心して働ける職場を、経営者と従業員が共に考える場を継続的につくる
◆ハラスメント対策をテーマにした例会で「選ばれる職場」づくりを支援する
◆職場環境の整備を経営課題として取り上げ、定着力・採用力の向上につなげる

組織強化（つながる）（※ビジョン3-6、4-3）

◆役員一人ひとりが会員に積極的に声をかけ、例会・活動への参加を呼びかける
◆会員と顔の見える関係と活動を通じて、学び合う仲間を増やす
◆事務局は会員への呼びかけ・対話・接触に集中する

時代に合わせた学び（拓く）（※ビジョン1-3）

◆生成AI・業務効率化・デジタル戦略を即実践形式で学ぶ
◆会員企業の先行事例を全体に共有する
◆全会員がAI・デジタルを「自分ごと」として経営に取り入れる第一歩を踏み出す

◎方針の方向性

本活動は、2030ビジョンおよび、「経営指針」の確立と「人を生かす経営」の実践を土台としています。
会員企業が経営理念を磨き続けながら、採用・定着・育成の仕組みを整え、一人ひとりの力を最大限に引き出す企業づくりに取り組んでいく――その歩みを、支部全体で実践しながら、ともに支え、ともに進みます。
同友会の学びは、学んで終わりではありません。実践し、その経験を仲間に伝え合うことで学びは深まり、支部の力となるだけでなく、会員企業それぞれの経営を強くしていきます。
役員・事務局が一体となって会員に声をかけ、例会へ呼び込む活動を、今年度の最重点行動として取り組みます。

◎重点方針

<深める>

1．経営者も従業員も共に育つ場をつくり、持続可能な企業へ

共育委員会・共同求人委員会の活動を軸に、採用・共育に関する活動のさらなる充実を目指します。会員企業が同友会をフルに活用できるよう、ガイダンス・研修・合同説明会・例会を丁寧に設計し、継続的な学びのサイクルをつくります。

委員会に関わる企業は、活用するだけでなく委員として運営に参画し、共育理念を一緒に深める存在となるよう取り組みます。また、会員企業の人事・総務担当者としっかりつながるなど、会社ぐるみで同友会を活用してもらえる関係づくりに取り組みます。

ハラスメント対策などの経営課題として取り上げ､｢選ばれる職場」づくりを一緒に考えます。職場環境の整備を、採用力・定着力を高める経営戦略のひとつとして位置づけ、継続的に取り組みます。

また、研修や例会で得た学びを自社で実践し、その成果や気づきを次の場で仲間に伝える。そうした学び合いの文化を委員会活動の中心に据えて活動します。

・採用・共育に関するコンテンツを整備し、活用企業を拡大する
・幹部社員・若手社員向け研修を継続し、従業員の成長を組織ぐるみで支える
・高校や大学との連携を強化し、地域の若者と会員企業をつなぐ求人活動を推進する
・ハラスメント対策・職場環境整備をテーマにした例会を開催し、安心して働ける職場づくりをともに後押しする

<つながる>

2．例会・訪問の「量」から「質」へ ――「対話」で企業と支部を強くする

2025年度に達成した566社への接触を土台に、訪問・例会の内容の深さに軸足を移していきます。経営課題や近況を丁寧に聴き取り、仲間の経験や知恵から具体的な行動につながる対話を大切にします。

例会では、学んだことを自社で試した経験や、うまくいったこと・壁にぶつかったことを率直に伝え合う場を作ります。「実践と共有」を重ね、一人の学びを支部全体の学びにつなげます。

特に、採用・定着・育成の仕組みづくりを経営課題として正面から取り上げ、「人を生かす企業」を地域に増やす例会・対話を展開します。経営指針の確立と実践を軸に、持続可能な経営、共育、採用など企業価値をさらに高める学びを実践へ結びつけます。

・持続可能な経営、人材育成等に関する継続的な例会などの活動を展開する
・求人・採用をテーマにした例会や情報交換の場を設け、人材確保・定着・育成の知見を共有する

【重点行動】役員は会員に例会前に必ず声をかけ、事務局は参加呼びかけの連絡を続ける。「一人でも多くの仲間と学ぶ場をつくる」ことを役員・事務局共通の行動指針とします。

3．信頼の仲間から、実りあるビジネスへ

ランチ交流会、地区会、部会を通じて築いた信頼関係を、会員同士の協力や仕事の広がりにつなげます。会員の想い、実践および事業内容を共有し、ビジネスマッチングや協業の機会を増やします。
一方で、時間のかかる作業や優先順位の低い活動は費用対効果を問い直しながら、顔の見える関係性を積み重ねることを最優先に活動のリソースを集中させます。

・ランチ交流会を継続し、異業種・異世代の信頼ネットワークをさらに広げる
・会員同士のビジネスマッチングの促進に取り組む

地区会においては、各組織の特徴的な運動の良さを発揮する世話人会や例会を合同開催として共有し、さらなる活動の活性化に取り組みます。

<拓く>

4．AI・デジタル活用を全会員の経営力に ――変革企業に学び、地域の競争力を一緒に高める

生成AIや業務効率化、デジタル戦略を実務に生かす学びを広げていきます。DXや生成AIの概要勉強会は必要に応じて実施しながら、すでに会社を変革しつつある会員企業に学び、ベンチマークとして全体に共有していきます。先進事例を「即実践型」の例会で横展開し、地域全体のデジタル対応力と競争力の向上につなげます。

SNS・動画・ウェブを活用して活動の発信を強化し、2030ビジョンが示す「変化に強い地域経済」の担い手として、会員全体の底上げを図っていきます。

・生成AI・業務効率化・デジタル戦略を即実践形式で学ぶ
・デジタル変革の先行企業を発掘・紹介し、支部全体の実践力を引き上げる
・地区会・部会と連携した例会を展開し、学びを支部全体に広げる

【重点行動】生成AIは「難しいもの」ではなく「使ってみるもの」として、役員自身が率先して活用し、会員への声かけの中で紹介・共有していく。

5．発信を「仕組み」から「文化」へ ――SNSと動画で支部の魅力を伝える

SNS発信を定着させ、幹事や会員が自然に関われる発信文化を拡大します。写真・短文・感想を中心とした続けやすい形で、支部の活動や学びを見える化していきます。活動の可視化を通じて、仲間づくりへの訴求力を高め、支部の持続的な成長につなげます。

・関心を高める写真・短文・感想スタイルのSNS投稿を発信します

・2030ビジョンの取組や成果をSNS・通信・動画で積極的に発信し、ビジョン推進の機運を高める

6．事務局は「2つの役割を担う存在」として、ともに成長する

事務局は単なる運営機能にとどまらず、次の2つの役割を大切にしながら取り組みます。

①**課題解決をつなぐ存在**　会員が抱える経営課題・採用課題・日々の悩みに対して、解決できる企業や人材を紹介できる存在として機能します。そのために、会員の事業内容・強み・対応可能な相談領域を継続的に把握し、必要なつながりをコーディネートします。

②**三つの価値を届ける存在**　会員が同友会に参加することで経営に具体的な変化と成果を感じていただけるよう、学び・つながり・情報という三つの価値（※）を継続的に届けていきます。例会への呼びかけ・呼び込みは、会員との対話・訪問と並ぶ最優先事項として位置づけ取り組みます。

※三つの価値

①学びの価値 ―― 例会・未来会議・研修を通じて、経営者と従業員が共に成長できる場をつくる。学んだことを実践し、その経験を仲間に伝え合うことで、学びを支部全体の財産にしていく。

②つながりの価値 ―― ランチ交流会・訪問・ビジネスマッチングを通じて、信頼できる仲間と出会える場を生み出す。

③情報の価値 ―― 求人・AI・ハラスメント対策・2030ビジョンなど、経営に直結する情報を会員にタイムリーに届ける。

・訪問時に経営課題・近況・2030ビジョンの活用状況を確認し、対話の質を高める
・会員企業の特徴・専門性・相談対応可能領域を把握し、課題解決につながるマッチングを担う
・入会手続きにおいて、各社の経営課題に関連する委員会または部会への所属決定フォローを確実に行い、入会直後から価値を実感できる接点をつくる

函館支部

「同友会ってどんな会？」と聞かれたとき、皆さまはどう答えますか？

私は「中小企業の経営者たちが経営上の悩みを共有し、解決するために集まってる会です」と答えます。

北海道中小企業家同友会は、1969年に「孤独な経営者をなくそう」を合言葉に設立されました。その2年後の1971年に、想いに共感した当時の函館の経営者たちが函館支部を立ち上げ、①よい会社をめざす。②よい経営者になろう。③よい経営環境をめざす。の3つの目的のもと、現在に至る長きにわたり会員各社と道南地域の成長に寄与する活動を続けてきました。

近年の企業を取り巻く環境は、インバウンドなど来函者の増加で観光業は回復の兆しを見せており、食料品スーパーの売上高が堅調に推移している点は、物価高騰の中であっても個人消費は持ち直しつつあると考えられます。

しかし、人口減や若年層の流出による労働力不足、コロナ融資の返済や原材料価格の値上がりなどの影響を受け、倒産企業が過去10年で最多を記録したことから、コロナ禍が開けてもなお多くの会社が存続の危機に立たされていると推測できます。

「もし、人やお金の悩みを打ち明けられる仲間がいたら」

「もし、その悩みをみんなで話し合い解決策を見出せていたら」

経営者は抱えている“悩み”を社員や家族になかなか言い出せず、勇気を持って打ち明けたとしても、立場の違いから深い共感を得るのは難しいと感じています。

このような状況下でも当支部が3つの目的を達成していくには、半世紀余りの歴史の中で先人たちが地域や社業の危機を救うべく培ってきた、「本音で悩みを打ち明け合える絆」を継承するとともに、「一人ひとりの経験を結集し解決策を見出す」必要があると考えます。

“苦しい”ことが多い会社運営や経営の学びに“楽しさ”を加え、苦楽をともにすることで絆を強め、孤独な経営者をなくすことこそ、永続性のある地域及び同友会につながると信じています。

■中長期ビジョン

・集合天才の実現（個の経験を全体のものとし、全体の経験を個に戻す）

◆中長期スローガン

・本音で悩みを打ち明け合える関係を築く

◆活動方針

・苦楽を共にすることで絆を強める

◆年度方針

・2025：楽しいを増やそう
・2026：ビジョンと楽しいを広めよう
・2027：楽しく学ぼう
・2028：楽しい支部にしよう

苫小牧支部

【苫小牧支部 10年ビジョン】

・強靭な経営体質の向上につながる「共学・共育・共生」の企業づくりを実践
・持続可能な地域の創造に寄与する産学官金との連携
・時代に必要な知識と意識の醸成に結びつく委員会・部会の創設
・力強い同友会運動の推進につながる新たな「仲間づくり」の実践

（40周年記念式典にて発表 2018.1.23）

【支部スローガン】
『互いを信頼して多くを学び、共有し、実践しよう』

同友会には、企業の歴史や規模の違い、創業者か後継者かの違い、性別や年齢の違いなど、実に様々な立場の会員が所属しています。そして、そのような会員同士が心の全てを脱ぎ捨て、何のわだかまりも無く多くの話をする時間こそが、同友会の最大の学びの機会です。互いを信頼し、何でも話すことで多くを学び、その学びを会員同士で共有しましょう。会員一人ひとりが同友会で実直に学び、信頼関係をベースにした高次元での連帯を築き上げると共に、同友会での学びを持ち帰り、実践することで、より良い会社づくりを目指しましょう。

1．企業づくり

①人材育成こそ企業発展の原動力です。次世代へ事業を継承するためにも、社員と共に学び、共に育ち合う企業づくりを目指します。
②魅力ある企業に必要な経営理念や経営戦略・経営計画を作成するための経営指針の成文化と実践を推進します。
③同友会で学んだことを会員一人ひとりが自社の経営に活かし、強い企業づくりを進めます。

2．地域づくり・経営環境づくり

①会員企業にとって外部要因となる「経営環境」を良くするために、中小企業憲章の精神を活かし、地域と中小企業が発展・成長していくための働きかけや勉強会等を行います。
②地域に根ざす企業として、求職者に選ばれる魅力ある企業づくりと、経営者の成長を促すことができる求人活動を推進します。
③会員企業の経営環境や福利厚生を整えるための例会および事業を行います。

3．同友会づくり

①各委員会や部会が担当する月例会や事業の充実を図り、会員の満足度と参加率のアップを目指します。
②同友会の良さを知ってもらい、多くの出会いの場を作り、新たな仲間づくりを進めます。

西胆振支部

【支部スローガン】
『学びあいから共創へ　つながりが次代を育てる』

これまで大切にしてきた学びあいを実践的に“共創”へと進化させます。人と人、企業と地域のつながりを深め、次代を担う仲間と力を育てる一年とします。

①企業づくり
経営者としての資質を高め、人を生かす経営の実践により企業の発展を進めます。

・同友会のネットワークを活用し、課題解決やチャンスを生み出せる交流と学びの場づくりに努めます。
・経営指針の成文化と継続的な実践、また実践報告を持ち寄ることで共に学びあう体制を強化します。

②地域づくり
地域課題に積極的に向き合い、域内連携をより発展させます。

・中小企業憲章の精神を再確認し、各自治体において「中小企業振興条例を地域づくり、地域再生に活かしていく」という基本的理解を広げます。
・「西いぶり連携協定」を結ぶ金融機関や室蘭工業大学、日本工学院など教育機関、行政と連携して地域課題を

共有し経営環境の改善とBCP策定など持続可能な地域づくりに努めます。

③同友会づくり

学びと実践のサイクルを実現し、会内外へ西胆振らしい学びを広げます。

・地区部会（室蘭・登別・伊達）や青年経営者、後継者会員の力を結集し、第41回全道経営者“共育”研究集会 in 西胆振を成功させます。
・全道、全国行事への積極的な参加や他支部との連帯を通じて学びと実践の質を高め、新たな仲間の輪を広げていきます。

●2026年度専門委員会活動方針

全道組織・企画委員会

■委員会テーマ

「共に学び、共に成長する仲間づくり」をバックアップし、時代に合わせて進化し続ける北海道同友会をめざします。

1．仲間づくりの輪を広げ、継続した学びの場を確かなものにする

会員一人ひとりが主体的に学び合い、実践につながる組織づくりを進めます。

「増やす」だけでなく「続く組織」を意識する。

・前年同様、年２％の会員増加を目標とする（入会７％以上、退会５％以下）

・支部ごとの「強み・弱み」を検証し、全道で共有・活用する

・会費改定等による会員減少要因に対し、具体的な対応策を検討・提案する

2．北海道全域に仲間を広げ、学びの機会格差をなくす

地域に関係なく学べる環境づくりを進め、同友会運動の裾野を広げます。

どの地域でも“同じように学べる環境”をつくり会員企業を増やし、減らさない取り組みを推進する

・移動距離等による格差を解消するため、オンラインによる「北海道例会（仮称)」を提案する

・全支部で「同友会を知る会」を開催し、会員・未会員が直接語り合う機会を創出する

・「10％プロジェクト」達成に向け、未組織地域への展開手法を検討する

3．実践につながる強い組織づくりを進める

各支部が自立的に活動できる体制を整え、全道の組織力向上を図ります。

“考えるだけ”で終わらせず、“すぐやる組織”へ

・「活動参考シート」を活用し、取り組みの見える化と強化を図る

・「支部合同組織・企画委員会」を提案し、組織活動の熱量を全道に波及させる

・全国および道内支部の好事例を積極的に共有し、TTSP（徹底的にすぐパクる）を合言葉に、即実践できる体制を構築する

同友会運動は、人づくり・企業づくり・地域づくりの実践そのものです。

全道組織・企画委員会は、各支部と連携しながら、仲間づくりと学びの循環を支え、北海道全体の組織力向上に寄与していきます。

全道経営指針委員会

2030ビジョンに掲げる「全会員が経営指針を社員と共に作成し全社的に実践している」姿を目指し、2026年度は以下の方針と計画で活動します。

【活動方針】

労使見解に基づく経営指針の成文化・実践運動を全道で推進します

同友会での学びの礎となる労使見解の普及・理解を促進します

会員企業の立ち位置確認と変革のため企業変革支援プログラム Ver.2の普及に取り組みます。全社一丸となった経営実践に資する「働く環境づくりの手引き」の活用を推進します

【活動計画】

全４回の委員会で経営指針研究会の進め方等について、各支部の実情をもとに意見交換を行い、よりよい経営指針成文化・実践運動を行います

労使見解と自社の事例を紐づけて学び合う活動を深めます

企業変革支援プログラム Ver.2の普及に取り組み、e-doyu 登録が会員の PDCA サイクルに役立つこと、行政への要望・提言につながることを理解し、登録会員数10％を目指します

第41回全道経営者“共育”研究集会in西胆振（10月30日）の分科会を設営します

理念・ビジョンから方針を成文化する過程に焦点を当

てた全道経営指針研修会をオホーツク支部にて開催します
　経営指針成文化・実践に関するアンケートを継続実施し・回収率向上を図りながら活動の進捗を定点観測し次の行動につなげます

全道共同求人委員会

「2030ビジョンの実現に向け、採用と共育・キャリア教育の実践を通じて、共同求人を企業変革と地域づくりの運動として着実に前進させよう」

・環境認識
　人口減少と採用環境の激変により、企業の採用難は構造的課題となっています。
　賃上げ競争や情報過多の中で、合同企業説明会中心の活動には限界が見え始めています。
　一方、北海道同友会2030ビジョンでは、採用と共育を企業の社会的責任として位置づけ、地域と共に若者を育て、選ばれる企業づくりを進めることが掲げられています。
　共同求人活動は単なる採用事業ではなく、企業変革と地域づくりを進める社会教育運動としての役割が求められています。

・重点方針
①採用と共育を企業変革の入口として実践企業を増やす
　経営指針と採用活動の接続を学び合う場を強化する
　「人を生かす経営」の実践事例を共有し、自社変革につなげる
　採用成果のみで評価しない運動文化を育てる
→2030ビジョン「採用・共育」「選ばれる企業づくり」への前進

②地域と共に若者を育てるキャリア教育活動を一歩前進させる
　学校連携の継続と拡充
　若手社員が関わる交流・講話・インターンシップの試行
　支部単位でのキャリア教育実践事例の共有
→2030ビジョン「地域で若者を育てる」「若者が働きたい地域」への前進

③合同企業説明会に依存しない年間接点型共同求人の試行
　低学年層との接点づくりの研究と実践
　年間採用活動モデルの検討
　小規模でも継続的な接点づくりの重視
→構造変化への対応　→中同協提言への実践

④委員会を学びと実践のサイクルが回る場へ進化させる
　委員会で自社の変化を語り合う運営
　委員参加価値の再定義
　委員長・委員が率先垂範し実践を共有する
→2030ビジョン「学びと実践のサイクル」の具体化

⑤支部主体の共同求人運動を支える基盤づくり
　支部成功事例の全道共有
　支部委員長間の連携強化
　次年度以降につながる運動設計
→継承　→持続可能な運動

全道共育委員会

全道共育委員会は、中同協第25回定時総会で示された「社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ち合い、高まり合う意欲に満ちた、活力ある豊かな人間集団としての企業」の実現を目標とします。2030ビジョンに沿って次の活動を展開します。

1．教育指針の成文化
「人を生かす経営」を実践するためには、経営指針に加え、企業の学びを方向づける教育指針と、現場でその理念を具体化する社員教育計画が不可欠です。
　この二つがしっかりと結びつくことで、変化を恐れず学び続ける企業文化が育まれます。
　働きがいや幸せを感じられる魅力あふれる企業づくりを目指します

2．年間研修プログラムによる体系的支援
　企業の社員教育を継続的に支えるため、支部を横断す

る年間の階層別、課題別研修プログラムを展開します。これにより、各企業が自社の社員教育計画を構築・実践しやすくなり、経営者と社員が共に学び、共に成長する場が広がります。社員の成長と定着が進む「選ばれる企業」を目指します。

3．西胆振道研を成功させよう

10月30日の道研は西胆振支部が設営を担当します。全道共育委員会としては共育分科会を受け持ち、報告者への支援や討論運営を主体的に担うことで、分科会を実りある場とし、道研全体の成功に貢献します。

全道経営厚生労働委員会

1．各社のＢＣＰ確立に寄与し、事業継続を通して持続可能な地域づくりを目指す

自然災害や感染症など企業を取り巻くリスクは多岐にわたります。有事の際においても各社の事業を継続するためにＢＣＰ確立を目指し、各支部のセミナーや例会を通じた学びを全道に広げます。

2．厚生課題への積極的な取り組みを全道で推進する

健康経営やメンタルヘルスなどの厚生課題についての学習会・セミナーを全道に展開し、社員が健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。厚生労働委員会として全体方針を示し各支部が主体的に実践できるよう連携を深めます。

3．働く環境づくりの推進を継続して行う

働き方改革や福利厚生の充実など、社員が生き生きと働ける環境づくりに取り組む企業の実践を、例会やセミナーを通じて全道で共有・推進します。各支部と連携し、これらの活動方針を2030ビジョンの実現と連動させながら着実に進めます。

全道障害者問題委員会

【活動スローガン】
現場の『今』に学び、『共創』で実践の輪を広げる

【重点方針】

1．委員相互の実践と想いの共有

各委員が障がい者問題に取り組むに至った「きっかけ」や「経緯」を深掘りし、委員間の信頼関係を育むとともに、共に学び育ち合う「共育」の精神を深めます。

2．企業の視点による現場実践からの学び

関係機関の知見に加え、企業における雇用現場の具体的な業務内容や自社の強みを生かした創意工夫を、経営者の視点に立った実践から学びます。

3．「リアル（対面）」交流の再開と地方開催の推進

オンラインの利便性を活かしつつ、対面での委員会開催を再開します。各地域での委員会開催や全道会員向け企画も視野に入れ､熱量の伝わる直接交流を促進します。

4．多様な個性が輝く「雇用創造」と「地域づくり」への貢献

障がい者が能力を発揮できる場を広げることは、2030ビジョンが掲げる「誰もが輝きながら働ける場」の創造そのものです。この実践を通じ、地域課題の解決に寄与する企業づくりを進めます。

【行動計画】

1．委員会内でのリレー事例発表

全道委員会において、委員自身による事例発表を継続的に実施します。成功事例だけでなく、現場での悩みや葛藤、それを乗り越えてきたプロセスを共有し、互いの知恵として蓄積します。

2．移動委員会の開催と現場視察の実施

対面を中心とした委員会開催とあわせて、現地の企業や施設を訪問し、その土地ならではの実践や地域課題を学ぶ機会を創出します。

3．「第41回全道経営者“共育”研究集会 in 西胆振」分科会の成功

委員会として担当する分科会の成功に向け、全道委員の知見を結集し、障がい者雇用が「これからの経営」に不可欠であることを全道に発信します。

4．行政・関係機関との連携と社会的理解の促進

行政・支援団体・教育機関等との連携を継続し、障がい者雇用に関する理解を広げる取り組みを進めます。

全道政策委員会

目的：「良い経営環境をつくる」

【中期活動指針】

①中小企業基本法及び中小企業憲章の理念を広め、他団体とも連携し中小企業振興基 本条例の制定の動きを加速します。

②中小企業を取り巻く時代・環境変化を踏まえた中小企業政策のあり方を検証します。

③北海道同友会の2030ビジョンに掲げられた、当委員会に関係する項目の実現を目指します。

【活動の力点】

中小企業振興基本条例の制定と活用を推進します

【活動方針】

①持続可能な地域の実現のために、条例制定への取り組みを推進します。

②中小企業を取り巻く環境変化を踏まえ、金融制度や税制の動向が中小企業経営に与える影響を検証し、課題と対応策を学ぶ場を創出します。

【活動指針】

・条例未制定自治体への働きかけを進めるとともに制定自治体においては、条例を活用した地域づくりの実践を進めます。

・DOR（景況調査）のアンケートの回答数を増やし、自社の現在の立ち位置を把握し、自治体へ中小企業の現状を報告・提言につなげる資料づくりに努めます。

● 2026年度予算

【北海道同友会 財政方針】

1）持続可能な安定した財政構造を確立する
①法人運営と同友会の本来の目的である活動（共益事業）に掛かる固定的経費は、主に年会費等による固定的収益によって賄う。
②公益目的事業（受託事業）は随伴事業と捉え、本来の事業での黒字化を目指す。

2）同友会運動の活性化を支える財政運営を目指す
①無駄な経費の削減、業務の効率化は当然必要だが、過度の緊縮財政が本来の活動を制限したり委縮せるようなことがあってはならない。
②同友会運動の活性化には、事務局体制の強化が欠かせないという認識に立って、人員計画を財政に 折り込んでいく。

3）組織の将来像を見据え、次世代に継承していくための財政基盤を確立する
①財政の健全性の目安を「一般正味財産を収入総額の３割」とする。
②将来に備えて計画的に資金を確保する。
③組織の将来像には、将来の事務局体制も当然含まれており、財政にも反映させる。

1．予算編成方針

1）2026年度は、全道総会にて2026年10月からの会費改定（月額5000円から7000円）が提案されることを踏まえ、その提案にある収入および支出の内容（会費改定の提案参照）に基づき予算を編成します。
2）入会金収入は各支部予算で計上された新規入会数、再入会数を積み上げます。近年、予算と実績の乖離が大きいことから、実態に即した計画とそれに基づいた計上を行います。
3）会費収入は①上半期の４～９月分は2025年度期末会員数×月会費5000円で計算し、②下半期の10～翌年３月分は2025年度末会員数に、会費改定による減少予想率15％分を差し引きし、改定額の7000円を乗じた額を合算したものとします。（支部還元金の計算においても同様にします。）
4）会合の収支については、例会等の参加者を増やして収入増に取り組みます。また、必要な経費を適切に盛り込んだ参加費の設定を行います。
5）本部事業の柱である社員教育や共同求人活動などは、活動の充実とともに引き続き広く参加を呼び掛けて、会員企業の採用と共育に役立つ取り組みを進めます。
6）前年度に行った支部人件費・賃借料・水光熱費の本部負担を一層進め、2026年度は、広大な地域をカバーするための交通費、また事務所所在地から離れた地域での夜間会合後に現地に宿泊する事務局員の出張宿泊費を年会費負担（本部負担）とします。
7）2026年度は、引き続き活動を制限・萎縮させないように配慮しながら経費の見直しを進めます。また、会費改定の検討の中で出された、改定後の支部還元金の見直しや本部経費削減の可能性、デジタル化の推進、特定資産の活用などさまざまな提案も出され、ふさわしい財政のあり方を継続して検討してまいります。
「2030ビジョン」の達成をめざして、支部および本部が一層充実した活動ができるような財政運営に取り組んでまいります。

2．概要　※2026年度収支予算書（P92～93）参照

1）経常収入合計は481,986千円（前年度予算比 +20,281千円）と増収を見込み、経常費用合計は476,071千円（前年度予算比 +11,047千円）と増加しました。収入増の主因は会費改定による会費収入増です。一方、支出増は活動活性化による支出や事務局員の処遇改善、また、情報システム投資等によるものです。これにより、当期経常増減額は＋5,915千円となり、前年度予算（▲3,320千円）から改善となっています。

２）経常外増減額は、退職金支給に伴う退職給付引当金繰戻340千円を計上しています。賞与支給分は賞与引当資産繰入で対応するため収支への影響はなく、当期一般正味財産増減額（最終収支差額）は＋6,254千円となります。

３）2025年度から実施した支部事務局経費の年会費負担化（事務局人件費・事務所賃借料・水光熱費）に加え、2026年度は支部事務局の交通費・出張宿泊費も本部管理費に移管することとしました。この結果、支部単体の経常収支は改善し、赤字予算の支部は１支部のみとなりました。本部が全体の共通経費を集約することで各支部の財政負担を平準化し、経営環境の異なる支部を増額した年会費でしっかり支える体制を目指してまいります。

３．主な積算内容　※2026年度予算（概要）（P94）参照

１）経常収益の部

㋐受取入会金収入は、新規入会341名（１名20,000円）、再入会８名（１名5,000円）を合計し、7,160千円を計上しました。前年度予算8,085千円（新規403名、再入会５名）に比べ減少していますが、近年の実績に即した見込みです。

また、受取会費収入は、2025年度末会員数5,420名を基礎に計算しました。上期６か月（４～９月）は月会費5,000円×5,420名分、下期６か月（10～３月）は月会費7,000円×会員数4,607名（5,420名の85%）分を合算し、合計356,094千円を計上しました。前年度予算331,140千円との比較では約7.5％(+24,954千円）の増収予算となっています。

㋑事業収入（諸活動収入）ですが、学び合い活動事業収入、社員教育事業収入、共同求人活動収入、広報宣伝（機関紙広告）収入、図書販売収入等の合計は115,893千円となりました（前年度予算120,749千円から▲4,852千円)。特に、道研（(全道経営者“共育”研究集会 in 西胆振）は昨年のくしろ道研と比べ参加者数を300名規模開催に設定したため学び合い活動収入が減少となったことと、共同求人活動では求人誌の掲載単価を新規用に加えて、軽微な修正用のやや安価な２種類となり、微修正を希望する企業が一定数あることを考慮して見積もったことが主な要因です。

㋒受託事業収入は、札幌支部が札幌市から受託した総額972千円の障がい者雇用啓発事業、総額857千円の道北あさひかわ支部が実行委員会から受託したあさひかわ合同企業説明会の予算を計上しました。(受託事業に区分)。

２）経常費用の部

㋓人件費は、事務局員50名（現在は48名（２名欠員)、常勤役員・パートを含む）分で積算しました。賞与は基本給の2.5カ月分の支給を予定しています。処遇改善ではパート職員を除いて一律14,000円のベースアップを行い総合職の初任給を210,000円としました。その結果、事務局員平均で6.24％の賃上げとなりました。また、時間外労働を平均15時間として積算しています。福利厚生費や退職金も加えた人件費合計は240,029千円です。(前年度予算比2,393千円増)

㋔会合費等は、例会・研修会等の運営費、図書販売仕入費、役員会関係費、諸謝金、事務局研修費等を含んでいます。今期は、86,259千円（前年度予算81,814千円）を計上し、約4,445千円増加しています。これは、札幌支部創立40周年事業費計上、本部および各支部の各種会合、役員会等の開催数増加に伴う費用増が主因です。

㋕交通費・出張宿泊費は、役員・事務局員の出張旅費、および各支部事務局員の交通・宿泊費を本部管理費に計上し、8,554千円としました（前年度予算7,537千円から1,017千円増)。支部から本部へ負担移管した事務局車両維持費と事務局員宿泊出張費が上乗せされたため、各支部の旅費負担はゼロとなり支部の財政負担が軽減しています。

㋖通信費・情報システム整備費は38,219千円を計上しています（前年度比3,263千円増)。増額分は主にMyDoyuの開発に伴い、会員管理システムの修正、また、AWSサーバーが円安の影響を受けることを考慮して増額しました。

㋗支部助成金は結合予算本体の中では内部取引として消去されてしまうものですが、会費改定により支部還元金が増額となるため欄外表示しました。10月からの改定により、支部還元金は全支部合わせて33,056千円となり、7,001千円の増額となります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2026年度収支予算書

自　2026年4月1日　至　2027年3月31日

（単位：円）

科目	26年度予算 ①	25年度実績	25年度予算 ②	増減 ①-②	予算対比 ①/②	備考
Ⅰ　一般正味財産増減の部						
1．経常増減の部						
(1)経常収益						
1)受取入会金	7,160,000	5,030,000	8,085,000	△ 925,000	88.6%	入会341名（再入会8名含む）
2)受取会費	356,094,000	332,315,000	331,140,000	24,954,000	107.5%	5,420名
3)受取還元入会金	0	0	0	0	–	
4)受取還元会費	0	0	0	0	–	
事業還元会費	0	0	0	0	–	
5)法人運営会費収入	4,581,100	4,065,900	5,260,000	△ 678,900	87.1%	
6)事業収益	113,141,080	128,959,702	116,461,850	△ 3,320,770	97.1%	
（公益目的事業収入）	(0)	(0)	(0)	(0)	–	
（学び合い活動会費収入）	(67,167,900)	(76,396,997)	(64,691,450)	(2,476,450)	103.8%	
（社員教育負担金収入）	(12,362,100)	(12,027,030)	(12,861,500)	(△499,400)	96.1%	
（共同求人負担金収入）	(14,251,700)	(19,912,200)	(19,972,000)	(△5,720,300)	71.4%	
（広報宣伝負担金収入）	(16,256,000)	(17,108,255)	(16,596,000)	(△340,000)	98.0%	
（事業承継事業収入）	(100,000)	(31,900)	(139,500)	(△39,500)		
（図書等販売事業収入）	(954,000)	(1,162,100)	(954,000)	(0)	100.0%	
（受託事業収入）	(1,829,380)	(2,072,400)	(972,400)	(856,980)	188.1%	
（受託調査事業収入）	(220,000)	(248,820)	(275,000)	(△55,000)	80.0%	
（賃貸事業収入）	(0)	(0)	(0)	(0)	–	
7)受取寄付金	0	0	0	0	–	
8)雑収益	1,010,000	1,909,250	758,000	252,000	133.2%	
9)法人資産使用料収入	0	0	0	0	–	
10)会議室使用料収入	0	17,500	0	0	#DIV/0!	
経常収益計	481,986,180	472,297,352	461,704,850	20,281,330	104.4%	
(2)経常費用						
1)事業費	**343,942,981**	**340,072,506**	**343,802,112**	**140,869**	**100.0%**	
給料手当	156,226,646	146,491,193	154,721,656	1,504,990	101.0%	
賞与	21,311,307	19,371,997	20,170,220	1,141,087	105.7%	
退職給付費用	0	3,153,955	0	0	–	
福利厚生費	26,679,811	26,208,584	27,302,519	△ 622,708	97.7%	
退職金	297,280	55,740	55,740	241,540	533.3%	
会合費	64,003,454	65,839,808	60,468,650	3,534,804	105.8%	
図書等販売費用	752,200	933,930	752,200	0	100.0%	
研修会費	8,817,747	6,173,778	8,659,797	157,950	101.8%	
支払調査料	220,000	257,466	220,000	0	100.0%	
交通費	295,520	3,712,082	3,798,360	△ 3,502,840	7.8%	
出張宿泊費	806,700	803,058	1,443,922	△ 637,222	55.9%	
通信費	18,492,026	18,099,332	18,975,777	△ 483,751	97.5%	
情報システム整備費	5,339,259	4,902,884	5,016,514	322,745	106.4%	
減価償却費	2,993,478	4,944,170	4,147,351	△ 1,153,873	72.2%	
消耗什器備品費	1,339,200	1,105,545	863,970	475,230	155.0%	
消耗品費	1,171,800	1,202,570	1,283,400	△ 111,600	91.3%	
修繕費	260,400	108,996	158,100	102,300	164.7%	
印刷費	23,224,120	23,344,068	23,005,124	218,996	101.0%	
水道光熱費	0	2,115,283	2,448,281	△ 2,448,281	0.0%	
賃借料	0	0	0	0	#DIV/0!	
法人資産使用料	0	0	0	0	–	
リース料	2,401,620	1,196,970	1,615,556	786,064	148.7%	
諸謝金	2,162,001	2,134,118	2,161,652	349	100.0%	
租税公課	5,276,050	5,958,182	4,745,720	530,330	111.2%	
委託費	0	0	0	0	–	
雑費	1,872,362	1,958,797	1,787,603	84,759	104.7%	

2）管理費	**132,128,233**	**124,197,787**	**121,222,326**	**10,905,907**	**109.0%**	
役員報酬	13,800,000	13,786,980	13,800,000	0	100.0%	
給料手当	14,140,474	13,212,062	14,004,254	136,220	101.0%	
賞与	1,928,943	1,753,412	1,825,660	103,283	105.7%	
退職給付費用	0	241,045	0	0	–	
役員退職慰労引当金繰入額	0	2,150,000	0	0	–	
福利厚生費	5,620,205	5,520,902	5,751,382	△ 131,177	97.7%	
退職金	24,140	4,260	4,260	19,880	566.7%	
会議費	9,321,250	9,186,166	8,596,250	725,000	108.4%	
事務局研修費	982,000	760,260	955,000	27,000	102.8%	
交通費	4,758,480	517,938	463,640	4,294,840	1026.3%	
出張宿泊費	2,693,300	1,649,875	1,831,478	861,822	147.1%	
通信費	1,652,780	880,204	1,693,935	△ 41,155	97.6%	
ID使用料	1,372,480	1,369,630	1,424,760	△ 52,280	96.3%	
情報システム整備費	11,362,429	10,198,380	7,845,442	3,516,987	144.8%	
減価償却費	5,396,840	5,582,401	5,502,636	△ 105,796	98.1%	
消耗什器備品費	300,800	187,721	265,030	35,770	113.5%	
消耗品費	188,200	111,820	196,600	△ 8,400	95.7%	
修繕費	19,600	8,204	11,900	7,700	164.7%	
印刷費	1,711,000	1,952,516	1,751,200	△ 40,200	97.7%	
調査研究費	2,311,658	3,063,685	3,300,418	△ 988,760	70.0%	
水道光熱費	5,085,000	2,898,277	3,353,332	1,731,668	151.6%	
賃借料	16,648,771	16,106,223	16,006,303	642,468	104.0%	
法人資産使用料	0	0	0	0	–	
保険料	1,449,512	1,286,609	1,286,728	162,784	112.7%	
リース料	443,720	595,238	636,404	△ 192,684	69.7%	
諸謝金	3,188,790	3,014,823	3,118,763	70,027	102.2%	
慶弔費	685,000	679,747	582,000	103,000	117.7%	
租税公課	2,562,946	2,676,034	2,540,656	22,290	100.9%	
支部助成金	0	0	0	0	–	
支部事業助成金	0	0	0	0	–	
中同協関係費	19,504,000	19,631,497	19,762,880	△ 258,880	98.7%	
賦課金	1,486,296	1,486,296	1,486,296	0	100.0%	
支払利息	780,000	724,507	518,580	261,420	150.4%	
雑費	2,709,619	2,961,075	2,706,539	3,080	100.1%	
経常費用計	476,071,214	464,270,293	465,024,438	11,046,776	102.4%	
当期経常増減額	5,914,966	8,027,059	△ 3,319,588	9,234,554		
2. 経常外増減の部						
（1）経常外収益						
1）退職給付引当金取崩益	340,000	60,000	60,000	280,000	566.7%	
2）常勤役員退職慰労金引当金取崩金	0	0	0	0	–	
3）賞与引当金取崩益	20,836,750	21,125,409	21,995,880	△ 1,159,130	94.7%	
4）前期損益修正益	0	0	0	0	–	
5）固定資産売却益	0	38,179	0	0	–	
6）支部正味財産受贈益	0	0	0	0	–	
経常外収益計	21,176,750	21,223,588	22,055,880	△ 879,130	96.0%	
（2）経常外費用						
1）移転費用	0	0	0	0	–	
2）原状回復費	0	0	0	0	–	
3）賞与引当金繰入額	20,836,750	21,049,949	21,995,880	△ 1,159,130	94.7%	
4）固定資産除却損	0	164,679	0	0	–	
5）法人特定資産繰入	0	0	0	0	–	
6）60周年事業引当金繰入額	0	1,000,000	0			
経常外費用計	20,836,750	22,214,628	21,995,880	△ 1,159,130	94.7%	
当期経常外増減額	340,000	△ 991,040	60,000	280,000		
3. 予備費の部						
予備費	0	0	0	0	–	
当期一般正味財産増減額	6,254,966	7,036,019	△ 3,259,588	9,514,554		
一般正味財産期首残高	291,753,332	284,717,313	284,717,313	7,036,019		
一般正味財産期末残高	298,008,298	291,753,332	281,457,725	16,550,573		
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		
指定正味財産期首残高	0	0	0	0		
指定正味財産期末残高	0	0	0	0		
Ⅲ 正味財産期末残高	298,008,298	291,753,332	281,457,725	16,550,573		

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2026年度予算(概要)

自　2026年4月1日　～　至　2027年3月31日

単位：千円

		2026年度予算案(A+B)	(構成比)	同友会事業(A)	(構成比)	受託事業(B)	(構成比)	2025年度実績(C)	(構成比)	差額(A+B−C)	2025年度予算(D)	差額(A+B−D)	2026年度予算備考	科目備考
㋐	入会金収入	7,160	(1.5%)	7,160	(1.5%)			5,030	(1.1%)	2,130	8,085	△ 925	入会341名(再入会8名含む)	受取入会金
㋐	会費収入	356,094	(73.9%)	356,094	(74.2%)			332,315	(70.4%)	23,779	331,140	24,954	5,420名	受取会費
㋑	事業収入	115,893	(24.0%)	115,893	(24.1%)			130,953	(27.7%)	△ 15,060	120,749	△ 4,857	前年度実績ベース	法人運営、学び合い、社員教育、共同求人、広報宣伝、事業承継支援事業、図書等販売、受託調査事業、賃貸事業
㋒	受託事業	1,829	(0.4%)			1,829	(100.0%)	2,072	(0.4%)	△ 243	972	857	障がい者支援事業(札幌支部)、あさひかわ合同企業説明会(道北あさひかわ支部)	受託事業、公益目的事業
	その他収入	1,010	(0.2%)	1,010	(0.2%)	0	(0.0%)	1,927	(0.4%)	△ 917	758	252		受取寄付金、雑収益、会議室使用料収入
	(内、事業管理人件費)	(0)						(533)		(△533)	(0)	(0)		
	経常収入計	481,986	(100.0%)	480,157	(100.0%)	1,829	(100.0%)	472,297	(100.0%)	9,689	461,705	20,281		
㋓	人件費	240,029	(50.4%)	240,029	(50.6%)	0	(0.0%)	231,950	(50.0%)	8,079	237,636	2,393		給料手当、賞与、退職給付費用、役員退職慰労引当金繰入額、福利厚生費、退職金
	(内、退職金)	(321)						(60)		(261)	(60)	(261)		
㋔	会合費等	86,259	(18.1%)	85,397	(18.0%)	861	(63.0%)	85,286	(18.4%)	973	81,814	4,445		会合費、図書等販売費用、研修会費、諸謝金、支払調査料、会議費、事務局研修費
㋕	交通費・出張宿泊費	8,554	(1.8%)	8,554	(1.8%)	0	(0.0%)	6,683	(1.4%)	1,871	7,537	1,017	2026年度から全支部分を年会費(本部)負担	交通費、出張宿泊費
㋖	通信費・情報システム整備費	38,219	(8.0%)	38,021	(8.0%)	198	(14.5%)	35,450	(7.6%)	2,769	34,956	3,263		通信費、情報システム整備費、ID使用料
	印刷費	24,935	(5.2%)	24,779	(5.2%)	156	(11.4%)	25,297	(5.4%)	△ 361	24,756	179		印刷費
	賃借料・水道光熱費	21,734	(4.6%)	21,734	(4.6%)	0	(0.0%)	21,120	(4.5%)	614	21,808	△ 74	2025年度より全支部分を年会費(本部)負担	賃借料、水道光熱費
	中同協関係費	19,504	(4.1%)	19,504	(4.1%)	0	(0.0%)	19,631	(4.2%)	△ 127	19,763	△ 259		中同協関係費
	租税公課	7,839	(1.6%)	7,776	(1.6%)	63	(4.6%)	8,634	(1.9%)	△ 795	7,286	553		租税公課
	その他	28,999	(6.1%)	28,910	(6.1%)	88	(6.5%)	30,219	(6.5%)	△ 1,220	29,468	△ 469		減価償却費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、調査研究費、保険料、リース料、諸謝金、慶弔費、賦課金、支払利息、委託費、雑費、管)諸謝金
	経常費用計	476,071	(100.0%)	474,704	(100.0%)	1,367	(100.0%)	464,270	(100.0%)	11,801	465,024	11,047		
	経常増減額	5,915		5,453		0		8,027		△ 2,112	△ 3,320	9,235		
	経常外増減	340						△ 991		1,331	60	280		
	一般正味財産増減額	6,255						7,036		△ 781	△ 3,260	9,515		

※内部取引消去を各科目で行っています。

㋗	支部助成金	33,056						23,554		9,502	26,055	7,001	会員数によって変動	※結合では内部取引消去を行うため計上されません

(注)単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2026年度予算（経常損益概要）

自　2026年4月1日　～　至　2027年3月31日

単位：千円

	全体(A+B)	(構成比)	同友会事業(A)	(構成比)	道研・全道行事(学びあい)(A−1)	(構成比)	社員教育(A−2)	(構成比)	共同求人(A−3)	(構成比)	事業継承支援事業(A4)	(構成比)	しんぶん発行、図書販売他(A−5)	(構成比)	法人会計(A−6)	(構成比)	受託事業(B)	(構成比)
入会金収入	7,160	(1.5%)	7,160	(1.5%)											7,160	(100.0%)		
会費収入	356,094	(73.9%)	356,094	(74.2%)											356,094	(100.0%)		
事業収入	115,893	(24.0%)	115,893	(24.1%)	67,168	(58.0%)	12,362	(10.7%)	14,252	(12.3%)	100	(0.1%)	17,430	(15.0%)	4,581	(4.0%)		
受託事業	1,829	(0.4%)															1,829	(100.0%)
その他収入	1,010	(0.2%)	1,010	(0.2%)											1,010	(100.0%)	0	(0.0%)
経常収入計	481,986	(100.0%)	480,157	(100.0%)	67,168		12,362		14,252		100		17,430		368,845		1,829	(100.0%)
人件費	240,029	(50.4%)	240,029	(50.6%)	180,276	(75.1%)	9,825	(4.1%)	11,311	(4.7%)			3,103	(1.3%)	35,514	(14.8%)	0	(0.0%)
会合費等	86,259	(18.1%)	85,397	(18.0%)	62,932	(73.7%)	8,980	(10.5%)	2,109	(2.5%)	100	(0.1%)	972	(1.1%)	10,303	(12.1%)	861	(63.0%)
交通費	8,554	(1.8%)	8,554	(1.8%)	359	(4.2%)	32	(0.4%)	712	(8.3%)			0	(0.0%)	7,452	(87.1%)	0	(0.0%)
通信費・情報システム整備費	38,219	(8.0%)	38,021	(8.0%)	8,576	(22.6%)	801	(2.1%)	1,587	(4.2%)			12,669	(33.3%)	14,388	(37.8%)	198	(14.5%)
印刷費	24,935	(5.2%)	24,779	(5.2%)	3,011	(12.2%)	281	(1.1%)	9,169	(37.0%)			10,607	(42.8%)	1,711	(6.9%)	156	(11.4%)
賃借料・水道光熱費	21,734	(4.6%)	21,734	(4.6%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)			0	(0.0%)	21,734	(100.0%)	0	(0.0%)
中同協関係費	19,504	(4.1%)	19,504	(4.1%)											19,504	(100.0%)	0	(0.0%)
租税公課	7,839	(1.6%)	7,776	(1.6%)	2,597	(33.4%)	464	(6.0%)	1,184	(15.2%)			967	(12.4%)	2,563	(33.0%)	63	(4.6%)
その他	28,999	(6.1%)	28,910	(6.1%)	8,420	(29.1%)	746	(2.6%)	766	(2.6%)			18	(0.1%)	18,960	(65.6%)	88	(6.5%)
経常費用計	476,071	(100.0%)	474,704	(100.0%)	266,171		21,130		26,839		100		28,336		132,128		1,367	(100.0%)
経常増減額	5,915		5,453		△ 199,003		△ 8,768		△ 12,587		0		△ 10,906		236,717		0	

※内部取引消去を各科目で行っています。

（注）単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会 2025年度決算・2026年度予算（支部別集計）

単位：千円

	収入の部			支出の部			損益の部		
	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算
＜経常損益＞									
札幌支部・南空知支部	28,861	30,961	31,668	28,693	27,245	31,068	167	3,716	599
しりべし・小樽支部	4,371	3,918	4,915	4,371	3,537	4,669	0	380	246
とかち支部	19,026	27,486	24,714	19,973	29,193	24,712	△947	△1,706	2
くしろ支部	10,944	11,206	12,173	12,076	12,574	12,168	△1,132	△1,368	5
オホーツク支部	3,641	5,461	5,505	3,899	5,166	5,344	△258	294	161
道北あさひかわ支部	15,228	14,178	8,555	15,016	14,414	9,045	211	△235	△490
函館支部	8,866	7,796	9,171	10,005	8,950	8,225	△1,139	△1,154	946
苫小牧・西胆振支部	5,953	5,900	6,502	6,520	5,428	6,031	△567	472	470
本部	392,671	391,089	413,641	392,326	383,461	409,665	345	7,628	3,976
内部取引消去	△27,855	△25,698	△34,856	△27,855	△25,698	△34,856	0	0	0
（A） 経常損益 小計	461,705	472,297	481,986	465,024	464,270	476,071	△3,320	8,027	5,915
＜経常外損益＞									
本部 退職金引当金繰戻勘定	60	60	340	0	0	0	60	60	340
本部 賞与引当金繰戻・繰入勘定	21,996	21,125	20,837	21,996	21,050	20,837	0	75	0
移転費用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	0	38	0	0	165	0	0	△127	0
60周年事業引当金繰入額	0	0	0	0	1,000	0	0	△1,000	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（B） 経常外損益 小計	22,056	21,224	21,177	21,996	22,215	20,837	60	△991	340
（A）＋（B） 合 計	483,761	493,521	503,163	487,020	486,485	496,908	△3,260	7,036	6,255

（注）単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2025年度決算・2026年度予算　（事業別集計）

単位：千円

	収入の部			支出の部			損益の部		
科目	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算	2025年度予算	2025年度実績	2026年度予算
＜経常損益＞									
公益目的事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共益事業	114,260	125,476	110,138	341,019	336,124	340,737	△226,758	△210,647	△230,600
（学び合い活動）	(64,691)	(76,397)	(67,168)	(263,714)	(262,237)	(266,963)	(△199,022)	(△185,840)	(△199,795)
（社員教育事業）	(12,862)	(12,027)	(12,362)	(21,651)	(18,776)	(21,238)	(△8,789)	(△6,749)	(△8,876)
（共同求人活動）	(19,972)	(19,912)	(14,252)	(30,612)	(29,315)	(26,839)	(△10,640)	(△9,402)	(△12,587)
（事業継承支援事業）	(140)	(32)	(100)	(140)	(103)	(100)	(0)	(△71)	(0)
（広報宣伝）	(16,596)	(17,108)	(16,256)	(24,902)	(25,693)	(25,597)	(△8,306)	(△8,584)	(△9,341)
収益事業	2,201	3,483	3,003	3,683	4,970	4,106	△1,482	△1,487	△1,102
（図書等販売（本部・とかち））	(954)	(1,162)	(954)	(2,247)	(2,407)	(2,270)	(△1,293)	(△1,244)	(△1,316)
（障がい者就業体験実習及び雇用支援フォーラム実施業務（札幌市より札幌・南空知支部受託））	(972)	(972)	(972)	(972)	(972)	(972)	(0)	(0)	(0)
（UIJターン就職個別相談会開催事業（釧路市よりくしろ支部受託））	(0)	(1,100)	(0)	(0)	(1,100)	(0)	(0)	(0)	(0)
（あさひかわ合同企業説明会（あさひかわ合同企業説明会実行委員会より受託））	(0)	(0)	(857)	(0)	(0)	(395)	(0)	(0)	(462)
（信用調査事業（本部））	(275)	(249)	(220)	(464)	(491)	(469)	(△189)	(△243)	(△249)
法人会計	373,098	369,036	403,701	148,177	148,874	166,084	224,921	220,161	237,617
内部取引消去	△27,855	△25,698	△34,856	△27,855	△25,698	△34,856	0	0	0
（A）　経常損益　小計	461,705	472,297	481,986	465,024	464,270	476,071	△3,320	8,027	5,915
＜経常外損益＞									
本部　退職金引当金繰戻勘定	60	60	340	0	0	0	60	60	340
本部　賞与引当金繰戻・繰入勘定	21,996	21,125	20,837	21,996	21,050	20,837	0	75	0
移転費用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期損益修正損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損益	0	38	0	0	165	0	0	△127	0
60周年事業引当金繰入額	0	0	0	0	1,000	0	0	△1,000	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（B）　経常外損益　小計	22,056	21,224	21,177	21,996	22,215	20,837	60	△991	340
（A）＋（B）　合　計	483,761	493,521	503,163	487,020	486,485	496,908	△3,260	7,036	6,255

（注）単位未満を四捨五入しているため計や差引が合わないところがあります。

一般社団法人北海道中小企業家同友会　2026年度役員

（順不同、敬称略）

〈代表理事〉

	藤井 幸一	サンマルコ食品㈱	代表取締役会長	札幌
	池川 和人	㈱ティーピーパック	取締役会長	札幌
	本田 哲	本田興業㈱	代表取締役	しりべし・小樽

〈副代表理事〉

	髙橋 憲司	㈲志のぶ	代表取締役	苫小牧
	森 俊一	日新運輸㈱	代表取締役社長	道北あさひかわ / 経営厚生労働委員長
	小野 浩二	㈱秀岳荘	代表取締役社長	札幌
新	敬禮 匡	㈱レイジックス	代表取締役	札幌 / 共同求人委員長

〈常任理事〉

	安井 清吉	㈲くらしの新聞社	代表取締役	札幌 / 共育委員長
	北村 直也	㈱つながり	代表取締役	とかち / 組織・企画委員長
	渋谷 光敏	赤坂木材㈱	代表取締役	オホーツク / 財務・法人運営委員長
	福士 宗光	㈱ケルプ研究所	代表取締役	札幌 / 経営指針委員長
	西田 宙文	㈱リポートサービス北海道	代表取締役	札幌 / 政策委員長
新	熊谷 嘉行	㈲熊谷テント製作所	代表取締役	札幌 / 障害者問題委員長
	福山 恵太郎	ベル食品㈱	代表取締役会長	札幌 / 同友会大学学長・経営者大学学長
新	山矢 譲	㈲山矢自動車用品	代表取締役	函館 / 全道青年部・後継者部会連絡会代表
	古田 亜由美	㈱エフゾーン	代表取締役	オホーツク / 全道女性部連絡会代表
新	前川 裕一	㈱ブレンドワークス	代表取締役	札幌 / 支部長
	湊 亨	㈱北日本消毒	代表取締役社長	しりべし・小樽 / 支部長
	斉須 正友	㈱丸藤	代表取締役	南空知 / 支部長
	成田 孔一	㈱マリエッタ	代表取締役	とかち / 支部長
	曽我部 元親	北泉開発㈱	代表取締役	くしろ / 支部長
	諏江 春樹	㈱スマートプロジェクト	代表取締役	オホーツク / 支部長
	大谷 薫	デザイントーク㈲	代表取締役	道北あさひかわ / 支部長
	佐藤 将道	㈲ UP.START.COMPANY	代表取締役	函館 / 支部長
	佐藤 元信	㈱サトウ工業	代表取締役社長	苫小牧 / 支部長
	川田 弘教	川田自動車工業㈱	代表取締役	西胆振 / 支部長
	石政 健太郎	北海道グリーンウェル㈱	代表取締役	札幌 / 幹事長

〈専務理事〉

	中上 雅之	一般社団法人北海道中小企業家同友会	専務理事	員外

〈理事〉

	石井 賢治	㈲石井自動車	代表取締役	札幌
	大石 優司	北嶺不動産㈱	代表取締役	札幌
新	久門 和木	㈲久和コーポレーション	代表取締役	札幌
	杉本 英範	BLUESHEEP ㈱	代表取締役	札幌
	須藤 隆	須藤建設㈱	専務取締役	札幌
新	直井 泰憲	㈱ナオヰ工芸社	代表取締役	札幌
	中田 貴司	㈱トータル保険事務所	専務取締役	札幌
	野尻 雅之	㈱どんぐり	代表取締役社長	札幌
新	林 隆志	ハヤシ電興㈱	代表取締役社長	札幌
	藤井 雅規	㈱サークルクリーン	代表取締役	札幌
	前田 昭二	㈲機弘社	代表取締役	札幌
	宮崎 好司	宮崎こうじ社会保険労務士事務所	代表	札幌
	宮本 典英	北海道オリンピア㈱	代表取締役	札幌
	目黒 久美子	㈱レストレイション	代表取締役	札幌
	矢島 嘉信	㈱保険のベストケア	代表取締役	札幌
	吉田 潤生	㈱インプルーブ	代表取締役	札幌
	柏谷 匡胤	横関建設工業㈱	代表取締役社長	しりべし・小樽
	船場 英雄	㈲ふなば農場	代表取締役	しりべし・小樽
	山口 卓也	㈱ヤマシチ	代表取締役	南空知
	及川 抄織	一般社団法人ちっぷす	代表理事	とかち
	大野 泰裕	㈱大野ファーム．	代表取締役	とかち
	小野寺 慎吾	㈱ミドリ機材	代表取締役	とかち
	小村 真樹子	㈲ホテルニュー帯広	代表取締役	とかち
	原田 健太	㈱共同電設	代表取締役	とかち
	松原 雅人	㈱タム	代表取締役	とかち
	松村 幹了	㈲大坂林業	代表取締役	とかち
新	小野 徹	㈱松立鋼機	代表取締役社長	くしろ
新	木嶋 悦寛	㈲ケイ・クリーンサービス	代表取締役	くしろ
	残間 巌	㈱残間金属工業	代表取締役社長	くしろ
	成澤 則充	㈱ナリテツ	代表取締役社長	くしろ
新	濱名 健一	㈱浜名工務店	代表取締役	くしろ
	山本 連英	㈱ヤマレン	代表取締役社長	くしろ
	中山 和彦	㈱希来里ファーム	代表取締役社長	オホーツク
	薄井 多賀子	税理士法人薄井会計	代表社員	道北あさひかわ
	今 洋史	㈱総北海	常務取締役	道北あさひかわ
	佐々木 雄二郎	㈱ササキ工芸	代表取締役	道北あさひかわ
新	島田 浩一	㈲東豊運輸	代表取締役社長	道北あさひかわ
	菅原 吉孝	㈱菅原組	代表取締役	道北あさひかわ
	嘉堂 聖也	カドウフーズ㈱	代表取締役	函館
	小林 裕司	㈱サンライト	代表取締役	函館
	辰己 博康	辰己商事㈱	代表取締役社長	函館
新	若山 正人	㈲建築設計セリオ	代表取締役	函館
新	高野 優希	㈱ ALKEN	代表取締役社長	苫小牧
新	吉田 良弘	㈱ヨシダ	代表取締役	苫小牧
	太田 義則	㈲ベストアドバイス	代表取締役	西胆振
	佐々木 靖俊	一般社団法人北海道中小企業家同友会	事務局長	員外

〈監事〉

	池戸 俊幸	㈱戦略会計ネットワーク	代表取締役	札幌
	髙野 一夫	髙野公認会計士事務所	所長	札幌

財務・法人運営委員長	監事	監事	会計責任者	事務局長	出納責任者

一般社団法人北海道中小企業家同友会　貸借対照表
（　2025年3月31日現在　）

資産の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動資産 】		
現　　金	2,119,334	2,660,981
普 通 預 金	73,804,324	86,211,403
郵 便 振 替	1,270,115	389,115
未 収 入 金	1,785,635	263,000
受託事業等未収入金	0	0
未 収 消 費 税	0	0
前 払 費 用	1,119,198	1,285,913
貯　蔵　品	376,429	367,994
図　　書	1,993,906	2,127,078
立　替　金	382,000	1,981,739
本 部 仮 勘 定	0	0
小 計 A	82,850,941	95,287,223
【 固定資産 】		
基本財産	0	0
特定資産（本部）	28,947,216	32,730,531
退職給付引当特定資産	(10,850,000)	(13,780,000)
役員退職慰労金引当特定資産	(550,000)	(550,000)
教育振興引当特定資産	(1,706,270)	(1,707,083)
災害見舞引当特定資産	(1,842,120)	(1,840,470)
災害積立特定資産	(6,999,413)	(7,426,489)

負債の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動負債 】		
未　払　金	5,426,353	1,180,949
前 受 会 費	5,055,000	5,105,000
前 受 金	2,027,237	5,953,000
預　り　金	916,316	884,930
賞 与 引 当 金	6,016,926	5,653,706
未 払 消 費 税	3,986,700	1,002,300
前受受託事業等収益	0	0
1年以内返済予定未払リース料	1,752,960	1,474,660
1年以内返済予定長期借入金	4,008,000	4,008,000
支 部 仮 勘 定	0	0
小 計 C	29,189,492	25,262,545
【 固定負債 】		
長期未払リース料	5,543,560	4,068,900
長 期 借 入 金	59,292,000	55,284,000
退職給付引当金	17,700,000	22,280,000
役員退職慰労引当金	550,000	2,050,000
60周年事業特定資産引当金	0	1,000,000

支部財政支援特定資産	(6,999,413)	(7,426,489)
固定資産取得引当特定資産	(0)	(0)
事務所移転費用引当特定資産	(0)	(0)
周年事業引当特定資産	(0)	(0)
特定資産（支部）	71,399,005	66,966,085
固定資産取得引当特定資産	(38,392,736)	(36,128,530)
事務所移転費用引当特定資産	(10,530,535)	(9,030,535)
周年事業引当特定資産	(22,475,734)	(21,807,020)
その他固定資産	205,350,065	199,678,919
建　　　物	(154,073,967)	(150,575,054)
建物付属設備	(3,627,713)	(3,168,673)
車　　　輌	(4,818,199)	(4,425,270)
什 器 備 品	(4,287,007)	(3,715,639)
土　　　地	(24,532,407)	(24,532,407)
電 話 加 入 権	(839,327)	(839,327)
ソフトウェア	(0)	(464,054)
敷　　　金	(2,739,045)	(3,279,045)
出　資　金	(2,970,000)	(2,970,000)
リサイクル預託金	(165,880)	(165,890)
リース資産	(7,296,520)	(5,543,560)
小 計 B	305,696,286	299,375,535
合計（A＋B）	388,547,227	394,662,758

小 計 D	83,085,560	84,682,900
【 正味財産 】		
一般正味財産	276,272,175	284,717,313
＜一般正味財産（本部）＞	135,598,514	145,221,587
（内　教育振興引当特定資産）	(1,706,270)	(1,707,083)
（内　災害見舞引当特定資産）	(1,842,120)	(1,840,470)
（内　災害積立特定資産）	(6,999,413)	(7,426,489)
（内　支部財政支援特定資産）	(6,999,413)	(7,426,489)
（内　固定資産取得引当特定資産）	(0)	(0)
（内　事務所移転費用引当特定資産）	(0)	(0)
（内　周年事業引当特定資産）	(0)	(0)
（内　部会・研究会）	(1,104,322)	(879,037)
＜一般正味財産（支部）＞	140,673,661	139,495,726
（内　固定資産取得引当特定資産）	(38,392,736)	(36,128,530)
（内　事務所移転費用引当特定資産）	(10,530,535)	(9,030,535)
（内　周年事業引当特定資産）	(22,475,734)	(21,807,020)
（内　部会・研究会）	(20,241,876)	(22,577,810)
小 計 E	276,272,175	284,717,313
合計（C＋D＋E）	388,547,227	394,662,758

財務・法人運営委員会が作成した2024年度貸借対照表・正味財産増減計算書に基づき、帳票・証票類と照合監査を行った結果、正確であり、細心の注意を払って資金の運用管理がなされていることを確認致しました。

2025年5月2日　　監事

監事

財務・法人運営委員長	監事	監事	会計責任者	事務局長	出納責任者

一般社団法人北海道中小企業家同友会　貸借対照表
（　2023年3月31日現在　）

資産の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動資産 】		
現　　金	2,176,420	2,701,800
普 通 預 金	60,936,516	73,107,558
郵 便 振 替	570,515	1,696,110
未 収 入 金	282,090	318,100
受託事業等未収入金	0	0
未収消費税	0	0
前 払 費 用	1,379,626	1,146,833
貯　蔵　品	276,342	390,305
図　　書	2,026,086	2,088,515
立　替　金	55,000	144,640
本部仮勘定	0	0
小 計 A	67,702,595	81,593,861
【 固定資産 】		
基本財産	0	0
特定資産（本部）	42,223,590	43,336,919
退職給付引当特定資産	(23,640,000)	(21,850,000)
役員退職慰労金引当特定資産	(7,150,000)	(7,150,000)
教育振興引当特定資産	(1,706,242)	(1,706,256)
災害見舞引当特定資産	(1,833,770)	(2,074,045)
災害積立特定資産	(3,946,789)	(5,278,309)

負債の部		
勘定科目	期首残	期末残
【 流動負債 】		
未　払　金	454,409	1,111,930
前 受 会 費	8,315,000	8,400,000
前 受 金	3,163,850	5,332,750
預　り　金	996,384	1,153,198
賞与引当金	5,789,666	6,103,166
未払消費税	2,215,000	2,832,600
前受受託事業等収益	0	0
1年以内返済予定未払リース料	1,752,960	1,752,960
1年以内返済予定長期借入金	4,008,000	4,008,000
支部仮勘定	0	0
小 計 C	26,695,269	30,694,604
【 固定負債 】		
長期未払リース料	9,049,480	7,296,520
長期借入金	67,308,000	63,300,000
退職給付引当金	23,640,000	25,850,000
役員退職慰労引当金	7,150,000	10,150,000

支部財政支援特定資産	(3,946,789)	(5,278,309)			
固定資産取得引当特定資産	(0)	(0)			
事務所移転費用引当特定資産	(0)	(0)	小 計 D	107,147,480	106,596,520
周年事業引当特定資産	(0)	(0)	【 正味財産 】		
特定資産(支部)	73,775,740	75,107,264	一般正味財産	266,405,569	271,524,242
固定資産取得引当特定資産	(40,374,869)	(41,454,965)	＜一般正味財産(本部)＞	126,316,490	131,340,563
事務所移転費用引当特定資産	(10,516,820)	(10,516,820)	(内 教育振興引当特定資産)	(1,706,242)	(1,706,256)
周年事業引当特定資産	(22,884,051)	(23,135,479)	(内 災害見舞引当特定資産)	(1,833,770)	(2,074,045)
その他固定資産	216,546,393	208,777,322	(内 災害積立特定資産)	(3,946,789)	(5,278,309)
建 物	(161,071,793)	(157,572,880)	(内 支部財政支援特定資産)	(3,946,789)	(5,278,309)
建物付属設備	(4,621,333)	(4,109,918)	(内 固定資産取得引当特定資産)	(0)	(0)
車 輌	(2,681,108)	(1,680,195)	(内 事務所移転費用引当特定資産)	(0)	(0)
什 器 備 品	(6,129,760)	(5,136,020)	(内 周年事業引当特定資産)	(0)	(0)
土 地	(24,532,407)	(24,532,407)	(内 部会・研究会)	(981,857)	(839,864)
電話加入権	(839,327)	(839,327)	＜一般正味財産(支部)＞	140,089,079	140,183,679
敷 金	(2,739,045)	(2,739,045)	(内 固定資産取得引当特定資産)	(40,374,869)	(41,454,965)
出 資 金	(2,970,000)	(2,970,000)	(内 事務所移転費用引当特定資産)	(10,516,820)	(10,516,820)
リサイクル預託金	(159,180)	(148,050)	(内 周年事業引当特定資産)	(22,884,051)	(23,135,479)
リース資産	(10,802,440)	(9,049,480)	(内 部会・研究会)	(21,399,367)	(21,353,329)
小 計 B	332,545,723	327,221,505	小 計 E	266,405,569	271,524,242
合計(A+B)	400,248,318	408,815,366	合計(C+D+E)	400,248,318	408,815,366

財務・法人運営委員会が作成した2022年度貸借対照表・正味財産増減計算書に基づき、帳票・証票類と照合監査を行った結果、正確であり、細心の注意を払って資金の運用管理がなされていることを確認致しました。

2023年5月2日　監事 高野 一夫

監事 池戸 俊幸